

らに。火闌降命は。正しき皇御孫命の御兄に坐せり。さるさまを所見行して。御心嫉しくおもほしめ
さじ。思ふに此時兄命の告給ひしは。子孫を俳優之民と爲し。又守護人と爲むと。請し給へるに依て。
其生の子孫の時に至りて。其御祖の溺時の状態を。命似行ひて。俳優の状は。つくり出たまひしにこ
そあらめ。火闌降命の。此時の御態にはあらしとそおもはる。後人をほよく考ふへし。

先是豊玉姬出来。當産時。請皇孫曰。云々。皇孫不從。豊玉姬大恨
之曰。不用吾言。令我屈辱。故自今以往。妾奴婢至君處者。勿復放
還。君奴婢至妾處者。亦勿復還。遂以眞床覆衾及草。覆其兒。置之
波瀲。即入海去矣。此海陸不相通之縁也。一云。置兒於波瀲者非
也。豊玉姬命自抱而去。久之曰。天孫之胤不。宜置此海中。乃使玉
依姬抱之。送出焉。初豊玉姬別去時。恨言既切。故火折尊知其不
可復會。乃有贈歌。已見上。八十連屬。此云野素豆々企。飄掌。此云
陀毘盧箇須。

當産時。これより上に。妊娠たまひしことをいはさるは。略きたるなり。○妾奴婢君奴婢とは。海陸
に生出るものを。すへて云るなるへし。○及草。此二字。古今顯注に引るにはなし。眞床覆衾をもて。
裏給ふとあるに。また草を以て裏とあるは。いかゞなれば。及草は行かともおもへど。なほこれも鶴
草と見たらんには。ありても妨なし。○置兒於波瀲者非也の八字。何の言ともきこえず。いかゞなり。
信友校本に此八字无きや。よろしからん。○自抱而去。平田翁云。此は記また本書第一第三第四の一
書とも。生置きて獨還り給へると有とは。異なる傳説なり。何れ宜けむ。今定めかたしとすへり。
○抱之。抱字本に持字に作れり。今は永享本に依て改む。○初豊玉姬。山陰云。此文いかゞ。こは即
入海去矣。といふよりつゞきたる處なれば。初といふへきにあらず。また豊玉姬といふことも有へき
にあらず。たゞ其將別去時とこそ有へけれ。思ふにこは此御歌を贈りたまへる事。若くは此傳説に
ては。ほと經て後の事なりし故に。その意を以て。初云々とは書給へるにや。さるにても。なほ上文
よりのつゞきかなはさるなり。とあり。○有贈歌。記傳云。これ一傳なり。又但已見上と云に。答歌
をもこめたるにてもあるへし。とあり。さてこの贈歌は。上の飢企都鄧利の御歌なり。○陀毗盧箇須。
本に須字下に也字あるは。例にたかへり。永享本秘閣本環翠軒本活字本及類史になし。これに従るへ
し。

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。以其姨玉依姬爲妃。生彦五瀨命。次稻飯命。次三毛入野命。次神日本磐余彦尊。凡生四男。

姨は。新撰字鏡に。姨母乎波とみえ。和名抄に。唐韻云。姨母之姉妹也。爾雅云。母之姉妹曰從母。母方乃乎波。とあり。記傳云。祖父祖母は父大母の意にて。於運於變と云。父母の兄弟は。小父小母の意にて。其運其變と云。於と食と大小の差あり。と云り。○彦五瀨命。御名義は。五瀨

は記傳に嚴稻なりと云り。いかゞあらむ。○稻飯命。御名義此字の意なりと。記傳にイヘリ。○三毛入野命。名義。三毛は御食なり。入は伊呂兄伊呂妹の伊呂と一ツにて。親み愛はしみてイヘる稱なり。野は主なりと。記傳に云り。○神日本磐余彦尊。此大御名は。天下所知看ての上に。稱奉れる物なり。

次の一帝に。さて神と申し。倭申すは論なきを。伊波禮としも稱申せるは。大和の地名に依りし御名か見えたり。記傳云。大和國十市郡に。此地名はあれども。大御名に稱へ申すへき由縁は。ありともきこえず。但し舊記此御名に。夫磐余なるへし。之地。舊名片居亦曰片立。遠我皇帥之破。虜也。大軍集而滿。於其處。因改號爲磐余。とあるに因て考ふるに。皇軍

倭國に到て。此時大く。になりて。集滿たるを賀て。稱奉れるにもやあらむ。若然らば。彼地名を取れるにはあらて。た皇軍の儀にして。集滿る由の御名にて。又其地の名にも賀せしなるへし。又或曰。天皇往嘗嚴發。出軍而征。此時都城八十皇帥。於彼地屯聚居之。果與天皇大戰。遂爲皇帥所破。故名曰磐余。とあるに依らば。あるか中に。強き敵とあり。○凡生四男。記云。天

津日高日子波限建鸕鷀草葺不合命。娶其姨玉依姬賣命。生御子名五瀨命。次稻冰命。次御毛沼命。次若御毛沼命。亦名豐御毛沼命。亦名神倭伊波禮毗古命。故御毛沼命者。跳波種。渡坐于常世國。稻冰命者。

爲妣國。入坐海原也。とあり。此三柱命の御事蹟は。神武紀に出て。そこに委しく云へし。

久之彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。崩於西洲之宮。因葬日向吾平山上陵。

爲妣國。入坐海原也。とあり。此三柱命の御事蹟は。神武紀に出て。そこに委しく云へし。

西洲之宮。諸本洲を州に作る。今は鎌倉本永享本安倍本等に依る。記に。日子穗々手見命者。坐高千穗宮。伍佰捌拾歲云々。また神倭伊波禮毗古命。與其伊呂兄五瀨命二柱。坐高千穗宮云々。とあるに

よらは。此命も高千穗宮に坐まじしこと。慮り奉られたり。されは此西洲之宮も。高千穗宮なるへし。○日向吾平山上陵。諸陵式に。日向吾平山上陵。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。在日向國。無陵戸。とあり。

聖蹟圖志云。此は大隅國肝屬郡吾平郷上名村の内。中之嶽上に。今藏王權現の社あり。此所なり。嶽上。東西四間餘。南北二間餘の平地にして。其嶽中に。御前の柱立て。四方四尺餘。成亥の方に向きて。大板葺の社あり。又社の後の

方。二間半餘の平地つゞきて。其嶽中に。土砂少し高くして。周一丈二尺餘の。丸き紫色の石。半は地中に有て。漸く一尺二三寸程出たり。園見嶽も同。又社の御前。左の脇に樓生たり。嶽上の四方には。藤岡及揚梅椎。三葉藤岡等生たり。此嶽如。圓山間に列しく秀たる嶽なれば。登るに一里。下るに半里と云所なり。周凡一里程あり。往古は此嶽を。吾平山といひしよし。今も土人は。始買の嶽と云て。尊敬ふこと

いふ。此處より。乾に當りて。鵜戸巖洞あり。二十五六町程隔る。巖洞は北の方に向ひて。横十二間餘。奥入九間。高さ一に。高三尺五寸程。周り一丈一尺程。竝立あり。俗に此處を眞の陵と言とも非なり。神代山。陵考にもおなし。復又此所は。河の脇にて。陵

地に非ず。河を隔て唐あり。鶴戸大明神と云。四十間程隔る。大寶殿。東西三間。南北四間。西向にし。舞殿。拜殿。北の脇に御供所あり。御庭の左右に。隨神王社あり。鳥居二つあり。拜殿より内の鳥居まで。二十七間。外鳥居まで二十町程。委しくは依圖しるへし。とあり。さて記傳云。諸陵式に。已上神代三陵。於山城國葛野郡田邑陵。南原祭之。其兆域東西一町。南北一町。とある。此は筑紫は甚く遠き故に。此處にして祭り給ふなり。かよれば。古より此御陵と云へば。御使を奉遣し賜ひし事なども。無かりけむ。故に其地もたの地未詳ならざりければ。右の如く云れたるなり。されど。今は其御陵とも。さたかに知られて。其圖をさへ委しく出されたり。己か此に引る説は。即其書に云るまじきを。引たるなり。

第一書

一書曰。先生彦五瀨命。次稻飯命。次三毛入野命。次狹野尊。亦號神日本磐余彦尊。所稱狹野者。是年少時之號也。後撥平天下。奄有八洲。故復加號曰神日本磐余彦尊。

狹野尊は。地名に依れる御名なり。其は上に引る高千穂宮の蹟の事を。陵墓一隅抄に。宮趾霧島山麓。狹野神徳院後廣野原とある。狹野は神代よりの地名にて。此天皇未少くまして。高千穂宮に坐々し時に。負せ奉りし御名なるへし。上代の御代々々の王等。居地名を以て。申せる例あまたあり。この事記傳二十に委く云れたり。披き見るへし。○撥平天下。この事神武紀に出。

第二書

一書曰。先生彦五瀨命。次三毛野命。次稻飯命。次磐余彦尊。亦號神日本磐余彦火々出見尊。

彦五瀨命。本に彦字なし。延喜本に據て補ふ。○三毛野命。永享本北野本に毛下入字あり。○神日本磐余彦火々出見尊。丹鶴本火々出見四字なし。

一書曰。先生彦五瀨命。次稻飯命。次神日本磐余彦火々出見尊。次稚三毛野命。

稚三毛野命。稚は稱名。三毛入野命の亦御名なり。記には。若御毛沼命をは。磐余彦尊の亦御名と爲り。此紀と異なり。○神日本磐余彦火々出見尊。延喜本丹鶴本三島本嘉禎本に火々出見の四字なし。

一書曰。先生彦五瀨命。次磐余彦火々出見尊。次彦稻飯命。次三毛入野命。

第四一書

此段の御子等の次第とも。本書は記と。御子等の御名も。次第もよく符り。第一の一書は。異なることなし。第二一書には。三毛野命と稻飯命と相換れり。第三一書は。記に磐余彦尊の亦名とあるを別神として。三毛野命を脱せり。第四一書は。磐余彦尊を第二と爲たり。此は平田翁も云れたる如く。何れ正しからむといふこと。定かたけれど。記また本書第一一書の。よく符へるに従ふへし。

日本書紀卷第二終

熱田本嘉禎本秘閣本三島本等。二字下に神代下の三字あり。嘉禎本秘閣本活字本に。終字なし。

日本書紀通釋卷之二十二

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第三

神日本磐余彦天皇 神武天皇

御名義上に出。天皇を須賣良美許登と申す義も既に云り。さて此御世より。天皇の號を負せ奉りしは。先々三御代環々許尊。火々出。見尊。其不合尊。をば。神代とし。此御代よりを皇代と立たるなり。さるは此御時。始て帝都を中州に定め。天日嗣の大御業をも世に恢弘め。王澤ミツクサシヒはた遠く天下に及ぼし給ひければ。畿國クニノミチ所ノミチ知看シノス天皇と稱奉しも。先々の三御代には。遙に勝らせ給ひて。何事も此御代より。異なる差別のありける故なり。此御代よりを人代となし。葺不合尊以前を。神代とたてたることも。古き世の定なるへければ。天皇の號をも。即て此帝より負せ奉り物なるへし。通證にも。玉木正英説とて。神代未^レ有^二三天皇之號^一。至此始稱^レ之。所謂恢弘天業。光宅天下之大號也。とあり。○神武天皇。此卷以下總て御代御代の天皇の御名の下に。如此漢風の諡號を小字に記せり。是又後の書入にはあらて。本よりかくあ

りしなり。さるは此諡號の事。記傳には。釋紀の私記に。師説。神武等諡號者。淡海御船奉勅撰也。とあるに依て。淡海御船か。桓武天皇朝に定められたるものとせられたれど。然らず。此諡號の事は。淡海公の意に發りて。延暦より前に既に有し事は。天平勝寶三年に撰へる懷風藻に。已に文武天皇又神后などの諡號みえ。續紀天應元年六月。土師宿禰道長の奏言に。垂仁天皇の諡號見えたり。此ら桓武天皇朝より前に。既に諡號のありし證なり。且懷風藻は右の御船の撰なるをや。抑律令の書は。文武天皇大寶元年に定玉ひ。元正天皇養老二年に修り更められたるか。今行ると律令是也。其公式令に天皇の諡とある。養老に加給へりとしても。延暦よりは六十年も前なれば。私記の説は通し難し。是は猶大寶の時に。既に定玉へる物とすへきなり。又不比等公は。養老四年に薨して。文忠公と諡を給たる事。尊卑分服又公卿補任にみゆ。これ文武の御諡に准へて。臣下にも給ひし事。既に天皇の諡の御定有し事灼然し。斯て後。天平寶字二年八月豊櫻天皇に。勝寶感神聖武皇帝と。御諡奉られたるも同例也。されは上代の天皇の御諡は。必文武天皇朝に。淡海公の奉勅て製りしこと明らかし。故此紀の卷々の首に。諡號の見えたるは。當時既に御諡を以申奉しか故也。甘露寺親長卿の文明三年別記に。神武以來至文武四十二代者。是淡海公所製事已幽合也云々。と見えたるも。當時さる傳説のありし也けり。然れば神武以來文武迄の諡號は。淡海公の撰。文武より光仁迄の御を。淡海真人の撰と定むへきにや。其はともあれ。諡號の文武天皇より始れる。慥なる證あるからには。私記の説に拘泥む

神日本磐余彦天皇。諱彦火火出見彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也。

へきにはあらずかし。右は伴信友。黒川春村か考へおける説もあれど。うつれも盡したりとはおもはれず。故今兩氏の云る説ともをも取合せて。かく考へ定めたるなり。

諱彦火々出見。按ずるに。此六字後人の撰入なり。削去へし。さるは永享本には。彦火々出見の五字小字とせり。此五字小字ならば。諱彦波瀲武云々とつゞくへけれど。さることわりなければ。諱字かけて撰入なること明けし。黒羽本備考に。諱以下六字或作細字。とあるを見れば。さる本も既く有しなり。また按に。私記に此の如くにも作れり。かく種々に書るも。もとより本文ならねばなり。さらば今本の文は。私記の文より撰入せしものと見えたり。さるはまづ。諱と云こと。上代にはあらずしこと。記傳に委くいはれたる。其説に。諱といふこと。漢國の史にも。某帝諱は某と云例に倣てなれども。甚くこと違へり。皇國の上代名は本其人を美稱ていふものにて。上代には何名にも。多く名てふことをつけたり。大名持などの如し。されば後世萬葉傳國の制に。因たまふ代に至て。天皇の大御名を。諱と申すへきなれ。上代のは何れの御名も。諱と申すへきにあらず。其確論なるか上に。仁賢紀に。諱大脚と書して。注に。自餘諸天皇不言諱字。而至此天皇。獨書者。據舊本耳。と撰者のことわり言れたるか如く。自餘諸天皇に。不言諱字とあるを。ましてこの天皇に。諱字を記すへきよしなきこと。論をまたすして明かなり。其は神代上卷に。神日本磐余彦火々出見天皇。下

卷に磐余彦尊。亦號神日本磐余彦火々出見尊。また磐余彦火々出見尊。と見え。此卷元年の下にも。號曰神日本磐余彦火々出見天皇。と見えたるに因て。ここに彦火々出見の五字を諱として。後人の書入しか。終に本文となれりしものなり。右に見えたる。何れも磐余彦火々出見と。一續の御名にして。彦火々出見のみを離して。亦號とせること見えねは。殊に其を諱を必云まじきことを押して知へし。又此何なき常の名と云意にて。設けたる訓なり。記傳に云れたり。さるはまつ彦火々出見と申す御名義。既に云る如く。天津日嗣によしある稻穗を以て。稱へ奉れる御號なる故に。また傳へ負たまへりしは。此は後々の根子と申奉る御號の。何れの天皇の御名にも。傳へ負ひたまふか如き美稱なり。されどたゞに。後根子とのみ申すす。必御名は別ありて。根子はつけいふ辭なること。今もおなじ。考あはすへし。論なければ。たゞに彦火々出見と申し奉りては。御祖父の御名。火折彦火々出見とも。はふまて。に混へければなり。總て上代は。神また人名に。同じまきまなるもあまた見えたれと。近き御祖父の御名を。さながら負給はむこと。あるまじきことなり。單に離しては。此天皇の御名ならさること知るへし。

母曰玉依姫海童之小女也。天皇生而明達。意確如也。年十五立爲皇太子。長而娶日向國吾田邑吾平津媛爲妃。生手研耳命。

海童。倭名抄に。文選海賦。海童即海神也。和名和多豆美乃加美。とあり。神代上卷には。少童命とあり。

り。こゝにも命字脱たるにやあらむ。○明達を。サカシと訓めるは當らず。私記に左止師とよめる宜し。○確如。通證に。字書確堅也剛也。西域記確字皆作確とあり。さてこの明達確如の類は。記傳にも云れたるか如く。古傳のありしを。漢字にうつして書れたるにはあらず。上代のは其御代の御所行によりて。多くはかさりに加へられたる物と見ゆ。把中を考るに。此天皇の明達くましますことは。坂城大室の遺等をして。玉ひし後に。天皇の戰勝而無驕者。長時之行也。今觀賦已滅。而同惡者。遇暴風。臺舟漂溺へる時に。稻飯命は歌て海に入まし。三毛入野命は。恨みて常世郷に往ませるに。天皇獨御意たゆみたまはす。皇手手研耳命と。帥軍而す。み。ませるなどを申すへし。 ○立爲皇太子。本に皇字なし。信友校本に。異本皇字あるよしあり。必補ふへし。次々の例みな皇太子とあり。さて皇太子となり坐ること。記に神倭伊波禮毘古命與其伊呂兄五瀨命。二柱。坐高千穗宮而議云々。とある下の傳云。此時の有状を思ふに。五瀨命は昔不合命の第一の御子に坐せは。父命崩坐てよりは。此命と天津日嗣は所知看たりけん。然れば伊波禮毘古命も。此時は稻氷命御毛沼命と共に。此五瀨命に奉仕て坐けむを。五瀨命は未中州を言向終たまはぬ間に。早く崩坐て御業を終給はさりし故に。其事は儘に傳らされとも。今此處に取分て。此命一柱をしも擧たるを以て。君に坐し事を知へし。斯れば。此處は當時の有けむ隨に記さは。五瀨命與其伊呂弟若御毛沼命二柱云々。とあるへきことなれとも。若御毛沼命。伊波禮毘古命なり。御業を成終て。遂に天下を知看しける後を以て。其御世の初を記す言なる故に。彼命を主として首に標て。五瀨命をは客に爲て。次には云るなり。さて若五瀨命崩坐なは。第二の御子なる稻氷命そ。天日嗣は所知食へきに。末の御子に坐。

伊波禮昆古命しも嗣玉へるは。如何といふに。凡て上代には。諸皇子の中に取分て。日嗣御子と定まり坐も。必しも一柱には限らざりしこと。日代宮段に其證あり。此こと委しくは彼處に云へし然れば。此御兄弟四柱の中にても。五瀬命と伊波禮昆古命と。二柱を由ありて。元來日嗣御子にては坐々けむ。とあるにつきて。按るに。ここに爲_二皇太子_一とあるも。これはた。此天皇を主として。書したるものにして。五瀬命の皇太子に立給ひしことをは。略かれたるものなり。さる意。なほ次々に見えたり。○日向國吾田邑。吾田は薩摩國阿多郡阿多郷あり。既出。○吾平津媛。記に阿多之小椅君妹。名阿比良比賣とあり。記傳云。和名抄に。大隅國郡名始羅阿比羅。同國大隅郡始羅熊毛郡阿枚。これら皆本は一地なるへし是らの中の地名に因れる名なり。と云れたり。今何れによられたりとも知難し。記傳に本は一地なるへしと云れたれど。一地に○取麻云。吾田邑は。其住坐る地の事にて。右の始羅までを係て。吾田國の地に非○手研耳命。記傳云。名義詳ならず。研は伎志流と訓字にて。此は借字なるへしとあり。記に出雲國多藝志之小濱。と云地名など。神代に見えたり。是も地名に因れる御名にもあるへし。さらば吾平津媛などの也。○記云。坐日向時。娶阿多之小椅君妹。名阿比良比賣。生子多藝志美々命。次岐須美々命。二柱坐とあり。集解には熱田本によりて。手研耳命の次に。研耳命の御名を補へるは。記によられたるなるへけれど。なきかた本のまゝなるへし。岐須美々命の事。は記傳に論あり。

及_二年四十五歲_一。謂_二諸兄及子等_一曰。昔我天神高皇產靈尊大日靈尊舉

此_二豐葦原瑞穗國_一而授_二我天祖彥火瓊々杵尊_一。於是彥火瓊々杵尊關_二天關_一。披_二雲路_一。駐_二仙蹕_一以_二戻止_一。是時運屬_二鴻荒_一。時鍾_二草昧_一。故蒙_二以養_一。正_二治_一。此西偏。皇祖皇考。乃神乃聖。積慶重暉。多歷_二年所_一。自天祖降跡。以逮_二子四百七十餘歲。

及年四十五歲云々。此時高千穗宮に在ましけるよし。記に見えたり。○諸皇兄及子等。兄を本にイロ子と訓り。欽明紀孝徳紀などにも然訓り。和名抄に。兄日本紀云伊呂禰。とあり。那泥と云稱の。男女にわたる稱なると同く。伊呂泥も男女に云り。安寧天皇の御子に。常津彥某兄記に伊呂泥と申すなど。慥かなる證なり。信友云。下文の例によるに。子字の上に皇字脱たるへしと云り。さて諸兄は。彥五瀬命。稻飯命。三毛入野命。皇子は。手研耳命をまをす。記には。與_二其伊呂兄五瀬命二柱_一云々。議云。とあり。○天祖。古語拾遺には。天照大神。吾勝尊。彥火尊。彥瀲尊を天祖と稱せり。○舉。ノタマヒアケテは。言舉と云に同じ。事のあるへき狀を。舉て言ひ立るを云なり。神功紀に。既而舉_二皇后之命_一の舉字を。ノタマヒアケテとある。こゝと同じく。事を云立るにて同意なり。○於是彥火瓊々杵尊。本に彥字脱したり。集解には熱田本に依て補へり。從ふへし。○關天關。關字本に開に誤れり。

古寫本ともいひつれも關とあり。永享本には關とあり。されど猶關也。天關は。天上より地へ往反する。關門の義に書るなるへし。漢籍にも。此。彼見えたり。さて舊訓アマノイハクラヲヒキヒラキ。とあるは理なし。アマノイハトラ云々と訓へし。萬葉二十に。比左加多能安麻能刀比良伎。多可知保乃多氣爾阿毛理之。須賣呂伎能云々。○駈仙躰。仙字本に山に誤れり。古寫本ともみな仙とあり。卓氏藻林に。仙躰天子行導也とあり。舊訓にミサキハラヒオヒハ。拂追御前なり。天武紀に警躰とあり。○戻止。神代紀に。天降於日向斐之高千穗峰一矣。既而到於吾田長屋笠狹之崎一矣。とある時のことなり。○是時運屬鴻荒云々。この一章全く漢文の潤色なり。古意にあらず。かつ古語にも訓かたし。大方の文意をとくへし。鴻荒草味。いづれも上古の世のさまなり。蒙以養正とは。通證に。隨屯蒙之世淳素之俗。養其正直之道。而不_レ敢傷害一也。とあり。○治此西偏は。西洲の偏なる日向國にまじまして。高千穗宮に御政治めす間をまをす。伊勢國風土記に。神倭辭命天皇。自_レ彼西宮_レ征_レ此東州_レ之時云々。西宮は高千穗宮を云なるへし。天皇本紀にも。發_レ自_レ西宮_レ船師東征とあり。さて天祖の西偏に降り玉ひしには。よしあることにて。草味なるか故にはあらぬよし。神代紀に云り。皇祖皇考は。瓊々杵尊。火々出見尊。葺不合尊を。大凡に申し奉るなり。○自天祖降跡云々の二十三字。本に大字に書たれど。いまは信友か説に従て細注とせり。其説云。此二十三字。印本そのほかの本ともにも。多く本文に書連ねたるを。契沖荷田東麻呂等の校本に細字とあり。故意をつけてよく讀者ふるに。まづ通本の如くにてよみ連ぬれば。多歴三年所_レ自_レ天祖降跡_レの九字。其意重りていたつらに聞ゆ。然れば其二十三字を。細字

に書て本文とせざる本は。正しきながら。猶それも訛にて。もとは後人の傍書なりけむを。注の如く書入たる本なるへく。通本は其傍書をみて。脱文を書加へたるものなりと。心得誤りて。即て本文に書接へたるものなるへき事。相照して知へきなり。紀中このほか然る類の混ひ。彼此見えたり。校本ともを見て思ひ合すへし。然れば其二十三字をは。接入文として。削りて正すへし。さて其天祖降跡より云々といへる。年數のことを論はむに。そのかみ皇孫尊の天降坐し_レ年より。いくとせといふばかり。さたかに傳はるへき世のさまにあらず。故天皇の御言にも。是時運屬鴻荒。時鍾草味云々。多歴三年所。と詔へるに。立かへりてさらに。自_レ天祖降跡云々と。年歷を詔ふへきにはあらざるものをや。かへすくもあもひまどふへからず。釋紀には。此歴年の事。注されざるは。もとより其事の挿入する本なりしに。千細々手見命の御事。坐_レ高千穗宮。而_レ御降。とたり。一たり。記されたるのみなるをさへ。釋紀には載られざり。はたおもひ合すへし。○武野云。記に伍佰捌拾貳とあるは。これまことこの御年數にはあらぬよし。既に云り。さて其年數を記せるもの。このほか書に見えたるは。延喜式の首に添たる。歷運記の首章に。按_レ本紀等諸書。昔者天津彦火瓊々杵尊。始從_レ降始王_レ西土。次彦火々出見尊。次彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。惣二代。經_レ一百七十九萬二千四百七十餘歲。并時世遠遠。事迹神異。具_レ于舊記。更不_レ煩述云々。といひて。帝世に漢地の年代を引合せ記して。至_レ今上弘仁二年辛卯云々。といへり。中。書紀に傍書したりけんかの年數は。此歷運記の説をとれるにか。然らずは。同説記せる他書によりて。ものせるなるへし。そもく然ばかり遠に遠き。神世の年數をものせる事は。漢國にて三皇五帝などいへる世の年數を。

かじらこととして。とり／＼に定めたる。荒唐説ともあるにあはせては。皇國の神代の異なる趣をわすれて。たゞ國初のかれよりは。いたく後れて。おとりさまなるを。あかぬ事に競ひあもひて。彼國のあるか中の。一説に合へたるにか。又たゞ其説に競ひたるにもあるへし。神武紀にはじめて見えたる干支をよすかに。いはゆる一百七十九萬云々の年歴を作りて。かの歴運記の如き説も。いできたりしものなるへし。中略さて歴運記の説の。年數一百七十九萬云々。七十餘歳といへる。その本つける書に。七十の下の字。減損キユンねなとして。明ならざりしによりて。餘と書るなるへし。さばかりの許多の數の知られたらむに。わづかに十年にもたらぬばかりの間の。小數の傳説の。缺へきにあらざるへければ。さたかに數を書へきわさなるへくおほゆ。されともより偽造の説なれば。其作れる人の心にて。わざとおほめかしたる心しらしひして。作りたりしにもあるへし。中略かへすかへすも。かの天祖降跡の年歴に。ゆめまことふまじき事なりかし。と云れたるはさる言にて。決く後人の摺入なるへければ。今は其説に従て細注とせり。

而遼遼之地。猶未霑於王澤。遂使邑有君。村有長。各自分疆。用相凌轢。

王澤。本に玉澤とある誤なり。諸本に王とあり。○村。重胤云。村字を阿禮と訓るは。在處の意なりと云り。景行紀神功紀に。村をフレと有は。アとフと。片假字の狀似たる故に誤れるにて。其なるも右の訓に同じかるへし。然れとも名義抄に。邑に牟良とも。佐登とも云訓有て。村字にも右の二訓の外なれば。上の邑は牟良とよみ。下なる村は。佐登と訓へきか如しと雖も。處々に村を阿禮と訓からは。容易く改むへからざるなり。故思ふに。景行紀に。天皇問其火光處。曰。何謂邑也。國人對曰。是八代縣豐村。と云事あり。天皇の何謂邑と問せ玉へるは。其土地を指て宣へる故に邑なり。國人の豐村と對奉れるは。其在處を以て申せるか故に。村とは云なり。其村を佐登と訓るは。郷と村とは一なる者にて。出雲風土記に。仁多郡三津郷云々。今産婦彼村。稻不食云々。とあるか如し。其郷は。戸令に。凡戸以三五十戸爲里。每里置長一人。と見えられたれば。土地の寛狹に拘はらず。戸數を以て定むる法なれば。佐登は住處の義にて。村を阿禮と云に異ならず。字書に。人所聚居。謂之村落。と見え。墅を村也。又田廬也。とも見えられたれば。土地には邑と云ひ。人戸には村と云。古の格と見えたり。と云り。○君長。景行紀には。村之無長。邑之無首云々。とあり。邑有君村有長の反なるか。其君に當て首とあり。成務紀に。國郡之首長とあるも。長と首と相並へるを見るへし。さて長をヒトコノカミと云は。人子の長なり。子とは一人二人に限らざるを云詞なり。氏上を。紀中ウチコノカミと訓るも同じ。今も氏子或は寺子と云ひ。人の事を人子と云るは。まゝ開けり。なほ下に云。諸神代

紀天邑君の下にも云る如く。神代より邑里もあり。又其百姓を治る邑長を。定め玉ひし事もありしなれども。此はそれとは替りて。天皇の定置玉ふにはあらず。私に立て農長たちたりしものを云ふなり。されはこそ。各自に疆を分て。凌轢ひなどはすなれ。○各自分疆云々。こゝにかくあるを以て考るに。まつ神代紀。豊葦原中國云々。有_二倭賊強暴横惡之神者_一。など見えて。武甕槌神經津主神に命せて。耻除_一しめたまひき。さて二神復命而告之曰。葦原中國皆已平竟。また逆命者即加_二斬戮_一。歸順者仍加_二褒美_一云々。とありて。諸の惡神どもを拂ひ平けて。復命せしからに。皇孫尊を此國には天降し給へるなり。然るにいま各自分_レ疆用相凌轢とあるは。なほ當時もみな悉く。歸順しにはあらしかといふに。然らず。葦原中國皆已平竟とあれば。其時はみな平伏ひしものなること論なし。さて今こゝに邑有君云々とあるは。始皇孫尊の天降ましくほどよりは。多歷_二年所_一とありて。あまたの年月をふるまに。漸天下にまた背きまつるもの出来しなり。其は西偏の國に。天下の政開食しからに。遠く逸_レき大倭國あたりまでは。王澤のなほ及びかたかりしことなどありし。上代の状思遣り奉るへく。故御政に便よき。六合の中心へと幸行せるも。此よしに因てなりけり。後に大倭國に都を定め給ひし。景行仲哀御世のころ。かの熊襲か反き奉りしなど。同じことなり。故此は其趣を詔へるものなりかし。○凌轢。の轢字本に蹠と作り。集解本に。舊事紀に據て改められたるによるへし。さて此時。村邑に君長ありて。各自凌轢へるさまを一二いはる。倭姫命世紀に引る裏書勘注曰。風土記曰。夫所以號_二度會郡_一者。歐傍_一檉原宮御宇。神倭磐余彦天皇。詔_二天日別命_一。覓_レ國之時。度會_一賀利佐嶺。火氣發起。天日別命親云曰。此

小佐居歎。禮使遣命_レ見。使者還來申曰。有_二大國玉神_一云々。又釋紀及仙覺が萬葉注に引る。伊勢國風土記に。天日別命奉_レ勅東入數百里。其邑有神曰_二伊勢津彦_一。天日別命問曰。獻_二於天孫_一哉。答曰。吾覓_二此國_一。居住日久。不_レ敢聞_レ命。天日別命發_レ兵欲_レ戮。其神于時畏伏。啓曰。吾國悉獻_二於天孫_一。吾敢不_レ居矣。などにて。諸國にもさるさまの者とも。數多ありけん事。おもひやられたり。

抑又聞_二於鹽土老翁_一曰。東有_二美地_一。青山四周。其中亦有乘_二天磐船_一。飛降者。余謂_二彼地必當_一足以恢_二弘天業_一。光宅天下。蓋六合之中心乎。厥飛降者。謂是饒速日歎。何不_レ就而都之乎。

鹽土老翁は。住吉大神の現人神と。世に現れ坐る神にますこと。神代紀に既に云り。永享本の此處の傍書に。鹽土此云_二住吉大神_一のありしこと知られたり。○東有美地。通證に。自_二日向國_一指_二大和地方_一爲_レ東。と云るか如し。此は大倭國をさしていふ。○天磐船は。大空を乗て飛行する船なり。さて磐とは。その物實に磐にて造れる故にしか云か。また其堅固を稱てしか云か。今定めては云かたしと。平田翁云り。萬葉集に。皇孫尊の天降ますことをも。磐船に乗ましよしよしよめり。さて舊事紀に。船長率_二領梶取等_一。天降供奉。とある。即此時の事なり。延喜六年日本紀竟宴。得_二饒速日命_一。藤原忠紀。空みつに。あまの磐船くたしとは。聖

のみよをわたすことなり。また得_レ磐余彦天皇。三統宿禰理平。飛かけるあまのいはふねたつねてそ。あきつしまには宮はしめける。○飛降。天降りますを云。下文三十一年。下にも出づ。舊事紀云。饒速日命乘_二天磐船_一。天_二降坐於河内國河上_一。哮峰。則遷_二坐於大倭國鳥見白庭山_一。所謂乘_二天磐船_一。而翔_二行於大虛空_一。巡_二睨是鄉_一。而天降坐矣云々。とあり。鳥見は。大和國添下郡今鳥見庄の地なり。哮峰は。大和志添下郡巖船神社在_二南田原村_一。河内國河上哮峰即是とあり。右の河上哮峯なる天磐船は。具原篤信が諸州廻に。河内國天川を。東に上ること三十町許り。左方なる山際の坂を少行て。岩船に至る。南山の間狭し。岩舟とは。大磐方十間も有べし。長くして舟の形に似たり。谷によこたはれり。其外家の如く。橋の如く。或は横たはり。側たてる大石多し云々。岩舟石の下を。天川流れ通る奇境なり。凡大石は何方も多けれど。如此く大石の多く一處に集れるところを。いまた見すとあり。また重胤云。五十鈴川にて。太神宮よりは一里許も上方に。鰐石と云かあり。鰐には非ず。磐船の状なり。又神名帳。越後國磐船郡石船神社と云舊社あり。古老の傳に。石船に乗て天降給ふなりと云り。社の傍に石舟あり。さて鳥見白庭山は。添下郡なるを。予はしめ大和志また記傳の説によりて。城上郡なる外山の地なりと定めて。しかしるしと云。後にたしかなる證を得て改めたり。其説附録に載せたり。○天業。伴部安崇が考本に大業とあり。されと景行紀にも經_二綸天業_一とあれば。本の方然るへし。○六合之中心は。天下の中央と云か如し。記傳云。日向國は西の邊なる故に。天下所知看に不便。中央なる國に坐むと

なるへし。とあり。世運の漸く東方に開け行へき時にあたりては。中央なる國に向ひ坐さずては。便あしきか故に。かくのたまひしなり。○饒速日命のこと。下に委く云。○何不就而都之乎。これ上に東有_二美地_一と詔へる處。即大倭國に都を奠めむとおもはせるなり。此事は信友云。天皇東征の事をおもほしたるせ給へる始より。此地の事も。饒速日命の天降て。留住坐ませる事をも知食して。然詔へるに依ておもひ奉るに。最前に瓊々杵尊を。先西偏の國に天降し玉ひ。漸々東方を治めて。遂に中州倭の地に都を奠めて。無窮に天下を知食せと言依し玉ひ。後に又饒速日命に。其倭地を言向て。皇孫尊を迎へ奉るへく依して。倭に天降し玉へるなるへし。と云り。記云。神倭伊波禮臣古命云々。議云。坐_二何地_一者。平開_二看天下之政_一。猶思_二東行_一云々。とあり。記傳云。書紀の趣は。日向にして議り玉ふ時より。既に大倭國へと。定めて發向せるなり。此記の趣は。未何國と定め玉へることはなくて。只東方にと幸行て。行々美地を求め玉ふと通えたり。運々藝命の國覓玉ひしと。同じさまなるへし。故阿岐國にも七年。吉備國にも八年坐せり。若始めより。大倭國と定て幸行むには。半途にかくまで。久しく留り給ふへくもあらずかし。と云るはさることなり。さて此紀には。寅卯辰巳と。四年か間半途にまじまじなり。

諸皇子對曰。理實灼然。我亦恒以爲念。宜早行之。是年也太歲甲寅。

諸皇の間に。兄字脱たるか。或人云り。○灼然。景行紀に。灼然此云以耶知舉イヤチコトとあり。此訓注此訓注に。通證に。逾近之訓義イナチカとあり。いかゞあらむ。○宜早行之。本の訓はあやまりなり。通證に。一本訓伊豆末之多麻邊イヅノヘノオホマヘとあるによるへし。○太歳甲寅。太歳のこと。皇國にはさらに要なきさたなから。此紀には。御世々々のはじめに。必記したれば。なほこゝにときおくへし。平田翁云。太歳は。淮南子天文訓。史記天官書などに依るに。太陰と云る星なり。又天一イハヒと云ふ。この太陰星。歳星歳星は五行の一つにと反對して。歳行三十度十六分度之七。十二歳而周。とあり。太陰星は左行し。歳星は右行す。東方木徳の本星也。陰徳とも云る星是なるか。名義は常に陰れて見れざるを。徳とする星なる故に。太陰ともいふ。さて太陰星は。元より經星なれば。その天の旋るまに左行して。始めて甲寅の方に建せる時に。五緯五緯みな右轉し始れるか。中にも歳星由ありて。其先進をなし。終古に太陰と云ふに歳次を司る故を以て。此を太陰之始といふときこえたり。但し今の文に。甲寅の方と云るを。異み思ふ人もあらむか。此は天地の周圍に。さて又太陰之雄爲歳星。太陰左行在寅。歳星右轉居丑。とありて。太陰星は歳星の雌星たるよしなり。經文に太陰小歳星とあるも是故にて。此を小歳星といふは。其雄歳星に對せる稱なり。然るに古くこれを太歳と稱せることあり。其は易緯乾鑿度に。常以太歳一紀一歳。とあるこれなり云々。と云れたるにて。大凡をしるへし。この翁の説の中には。疑はしきことあれども。其大概を。知しめむとてなり。かゝること深くかゝるに足らず。こゝに甲寅。また次文に十月丁巳朔辛酉など。歳次月次日次に干支を充たることは。己れ委く考へ記して。上古曆日考一卷あり。此

紀の附録とせり。

其年冬十月丁巳朔辛酉。天皇親帥諸皇子。舟師東征。至速吸之門。時有一漁人乘艇而至。天皇招之。因問曰。汝誰也。對曰。臣是國神名曰珍彦。釣魚於曲浦。聞天神子來。故即奉迎。

辛酉は。五日なり。○舟師。また東征。なと云る文字の事に就ては。黒川真頼の説あり。下に出。○速吸之門。この地神代紀に出て。そこにも云る如く。豊後國海部郡なり。式に早吸日女神社あり。神名帳考に。國人云。今佐賀關の早吸六柱神。又六柱大神宮と云は。早吸神社には非ず。海部郡佐伯庄入津浦ニラツウラに當社あり。入津と宮浦とは雙ひたる浦也。さて其早吸神社の坐す地より。下瀨江浦シモセエと云沖より。佐賀關までをすへて。早吸灘ハヤスナと。昔より里人も舟人も云傳へたりし。かゝれば。早吸神社は。入津神社なること明けし。と云れたり。この段記には。天皇まつ日向よりたゞして。筑紫へと幸行す道。豊國宇沙に到りまし。そこより筑紫の岡田宮に一年まじく。またこゝより阿岐國之多祁理宮に七年坐し。さてそこより上幸す時。速吸門にて宇豆毘古に逢玉ひよしみえて。この紀と路次の序異なるか如し。かれ記傳には。記を次第の。亂たるものと定められたり。○海人は。名義。安藤野雁が。網部アミなりと云れしは。さる言なるへし。

かれ海人部と書きても。阿麻部とは訓ます。阿麻と云ふこと。本より綱部なれ。記に海部山部山守部伊勢部とあるも。海部をたゞに阿麻とのみよめり。これらを以て。海人の綱部なることを證すへし。○艇。倭名抄に。漢語抄。艇。釋名一二人所乘也。とあり。○招之。紀云。乘龜甲爲釣乍。打羽舉來人。過于速吸門。爾喚歸問之。國造本紀云。謂左右曰。浮海中者何物之耶。乃遣粟忌部首祖天日鷲命。使見之。還來復命曰。是有レ人耳。名椎根津彦。即召率來。とあり。記紀にては。天皇の御自ら其名を問給ふとあれど。天日姓氏錄伊勢朝臣條。天底立尊孫天日別命之後也。とある。天日別命と同神なり。○國神は。記傳云。此土地の神と云意なり。當國人を國人。當里人を里人と云か如し。天神に對して云。諸人と云はすして。神と云るは。猶神代の言の隨なるか。將記に乘龜甲來とあれば。凡人に非ず。實に神なる故か。下なる贊持之干など。三書紀にもかくとある。○珍彦。下の二年の下に。珍彦此云宇智毘古とあり。珍彦の訓注こゝにあるへきなり。さて此人は。國造本紀に。磐余尊云々。問汝誰哉。對曰。吾是皇祖彦火々出見尊孫。椎根津彦云々。天孫本紀に出たる。火々出見尊の御子。葺不合尊の御弟。武位起命。大和國造。の兒なるよし傳也。武位起命のことば。既に神代紀にも云へり。されど記傳にも云れし如く。彦火々出見尊の御孫ならは。此人の後胤の姓は。姓氏錄に。天孫の部に收へき例なるに。皆地祇部に收れるは。國神の子孫の如く通ゆ。此は録の誤か。なほよく考へし。重胤は。右の天孫本紀の傳を信て。椎根津彦外戚の縁に由て。海中より出來りて。御軍を助仕奉れ玉彦命兒。布留多摩乃命之後也。とある中間に。昔海首。椎根津彦命之後也。とあり。また八太造次に。倭大。神知津彦命之後也。とあり。かく其前後にはさまりて在るは。椎根津彦まことに。海神に因ありけ也。されど混れなどの有むも知かたし。ひたふるには定め

かたき事なり。○曲浦。記傳に。地名ともきこえず。ソタノウラと云訓もいかゞ。とあり。ウラマとよまよく考へし。○曲浦。記傳に。地名ともきこえず。ソタノウラと云訓もいかゞ。とあり。ウラマとよまれたるによるへし。私記にも。謂海曲非地名。と既云れたり。太平記五に。和歌吹上を外に見て。月に登ける路。心を碎く留なるに云々。切目の王子に著給ふ云々。これは紀伊國の海邊にての事也。なほ外にも見たり。

又問之曰。汝能爲我導耶。對曰。導之矣。天皇勅授。漁人椎橋末。令執而牽。納於皇舟。以爲海導者。乃特賜名爲椎根津彦。此即倭直部始祖也。

導之。國造本紀に。吾悉識海陸之道。故將導仕奉。とあり。○椎橋。釋紀に。以椎木作舟棹也。とあり。和名抄。橋唐韻云橋棹竿也。字亦作橋。和名佐乎。方言云刺船竹也。とあり。○今執云々。記傳云。大御舟は高く。龜背は低ければ。武都云。此紀に。間遠くて。直には乗移りかたき故に。此橋末に令執着て。此方へ引入るなり。○椎根津彦。記に。故爾指度橋機。引入其御船。即賜名號橋根津彦。とあり。名義。記傳に。書紀に人名に劍根と云も見え。又八尋梓根なども云類に。橋を橋根と云る也。武都云。推。さてかく名け玉へるよしは。此人海道を能知れりと申せるに因て。即其導者と云たまはむと所思看て。今執着せて。引入つる橋に就て。此橋以て漕くまに。船のよく行意に。彼導を

准て。稱へ玉へるなるへし。と云れたる如く。事もなきを。こゝに推とあるは。いかゞなるやうに。記傳にも云れたれど。なほ姓氏錄にも。神知津彦。一名椎根津彦とあれば。椎を訛りとも云かたし。なほ撰者の御心も。授漁人椎根末記の如く。只に樁と。其樁の椎の木なるをあらはして。さて特賜名爲三椎根津彦とあるにても。その椎材より負へる名なることを。しらせたるものなり。故なほこの方を正しとすへきなり。さて考るに知津彦の知も。海路を知る由にはあらて。海路を知るのみを。只に知といはむも。少しいかゞ。推の意なるへし。理と比とは。横に通音にて。さる例あり。○倭直部始祖。下文に以三椎根津彦爲三倭國造とあり。故記には倭國造等之祖とあり。そは國造にてありし程の語を以て云ると。直の姓の語を以て云るとの異なり。さて記傳云。師木水垣朝御世七年に。夢の諭ありしに依て。倭直祖市磯長尾市を以て。倭大國魂神を祭主とし給へり。又此事一傳には。師木玉垣朝御世廿六年の事とす。共に書紀に見えたり。此長尾市。椎根津日子の末にて。大倭國造の先祖なるを。此人より始て。大倭大神を以祭く神主となりて。後まて此氏人相傳て以祭り。次に仁德紀に。倭直祖麻呂。又倭直吾子籠みゆ。雄略紀二年段にも。大倭國造吾子籠宿禰。と云人見え。欽明紀に。倭國造手彦。と云見えたり。偕天武天皇十年四月。倭直龍麻呂賜姓曰連。これまては直。姓なり。其は欽明紀まては。國造とのみありて。直とはなきを。此にかゝるは。何れの御世より。直姓にはなれりけん。此記に。倭國造等之祖。とある等字によれば。始は此氏人みな國造と云姓なりしなるへし。書紀に倭直姓とあるは。直の姓にて有し程の語を以云るなり。さて直。同十二年九月。倭直賜姓曰連。同十四年六月。大倭連賜姓曰忌寸。是まては。或はた倭と見え。或は大倭と見え。大てふ言の有。無。定まらず。此程まては。さもありけむ。後には必定される事なり。○武郷云。大倭と書まても。唱へにはヤマトとのクニしこと。かく大字を添

ても。又言まても云るにて知られたり。この姓も。又畿内の大和をも。オホヤマトと訓は非なり。但し大倭。大神をば。オホヤマトと申せりしこと。城下郡なる地名にて知られたり。さて續紀。天平九年十一月。大倭忌寸小東人。同水守二人。賜姓宿禰。自餘族人連姓。爲有神官也。神護景雲三年十月。大和國造正四位下大倭宿禰長岡卒。五百足之子也云々。勝寶年中改忌寸賜宿禰云々。とあり。此に至て倭字を書すして。和と作るは。天平勝寶のころ。國名の大倭字を改て。大和とせられしかは。姓にも其より此字を用るなり。後世の如く。意に任せて。妄に書るにはあらす。姓氏錄。大和國神別。大和宿禰。出自神知津彦命也。神日本磐余彦天皇。從日向地向大倭國。到速吸門。時有漁人乘艇而至。天皇問曰。汝誰也。對曰。臣是國神名宇豆彦。聞天神子來。故以奉迎也。即奉納皇船。以爲海導。仍號神知津彦。一名椎根津彦。能宣軍機之策。天皇嘉之任大和國造。是大倭宿禰始祖也。とみえ。また攝津國神別。大和連。神知津彦命十一世孫。御物足尼之後也。さて續後紀に。承和七年八月。大和國人戶主從八位上大和宿禰吉繼云々等賜姓朝臣。とあり。さて直部の部を。集解本には等に作れり。次の吉野首部をも。集解には首等とあり。

行至筑紫國菟狹。時有菟狹國造祖。號曰菟狹津彦菟狹津媛。乃於菟狹川上造一柱騰宮。而奉饗焉。是時勅以菟狹津媛。賜妻之於侍臣天種子命。天種子命是中臣氏之遠祖也。

筑紫國菟狹。記に故到三豐國宇沙之時云々。とあり。按ふに。古筑紫と呼へるはいとひろく。九國の
 總名なれば。菟狹にかけて云も。非事にはあらねども。記に筑紫、末羅、之玉島里と云るも。肥前國松浦郡を云。こゝは記の如く。豊國とあらまほし。さるは次に筑紫國岡水門と云事あればなり。とりはつして。誤り玉へるにもあるへし。
 さて和名抄豊前國宇佐郡これなり。神代紀に出つ。○菟狹此云宇佐。今本に菟狹の下に。者地名也の
 四字あり。こは信友か校本に。一古本无とあり。きはめて後人の加筆なり。集解本にも刪れり。○菟
 狹津彦菟狹津媛。此二人兄弟なるへし。舊事紀に。饒速日命の天降坐時。供奉の神等の中に。天三降
 命と云ありて。豊國宇佐國造等祖といひ。栗田寛云。天三降命は。神代本紀に。天八下尊天三降尊と見え。太神宮廟堂へし。豊國宇佐國造祖といへるも附會也。古事記には。此二人の名を云。補任にも。此名あれと信かたし。古書に見あたらず。後人の偽造なる名なるに。土人名云々とあるを按ふに。もとより土神の子なりと云ふは。また國造本紀に。宇佐國造。桓原朝。高魂尊孫
 宇佐都彦命定賜國造とあり。記傳云。此説とも若據あらは。天三降命といふは。高御魂尊の御子に
 て。宇沙都比古は其子にやとあり。栗田寛云。國造本紀の文に。桓原朝云々定賜國造とあれと然らず。其は天下の指擧るる暇あらんや。また定賜と云は。本抄の例に違へるをや。案賀野馬などの如く。後なるを前にめくらして。其遠祖は桓原朝にありと云。云傳へしものなるへし。と云り。○一柱騰宮。記に足一騰宮とあり。記傳云。此名は宮の造様に依れる名なり。さて如何なる構そと考ふるに。宮の一方は。宇沙川の岸な
 る山へ。片かけて構。今一方は流の中に。大なる柱を唯一つ建て。支へたる構なるへし。宇沙川の岸は。山ある處なり。さて騰と云故は。宮の御床は。山の片岸の上に構たるに。彼一方を支たる柱は。川中より立たる故に。其方より以めは。高く騰りて見ゆればなり。抑此宮は一時大御饗を奉む料なるが故に。ことさらに如

此めつらしくけしきあるさまには。構たるなるへし。彼一方の柱を。川中へ只一立てて持せたるも。ことさらに見
 を足といふことは。後世にも四足門など云例あり。延
 佳本に。漢籍の柱觀の事を引り。似たることなり。と云り。鞍前志。一柱騰宮跡に云。此宮の跡を。通證に今宇佐神宮西。有
 の蹟なれば。容易には知へくも非ず。近比雜微を見るに。宇佐宮より。一里餘西南に當りて。川にそひて。拜田村と云。川より五六町許
 隔たりたる處に。小高き松原あり。南北に通ひし大道の跡なり。其處を村人は塔山足上とも云り。塔山は藤山。足上は足一騰の略
 か。又此國に土用坐頭と云。四土用に。古跡などを論じ物を言簡あり。其論する辭の中に。拜田上の宮と云る事有。と云るは。少し
 確に定難しとあり。○阿斯毗若徒缺餓離能彌都。本に彌都二字宮字に作れり。信友校本に。一古本に彌
 都とあるよし。集解にも。古本に彌都と改めたり。決く今は誤なることしるければ改めつ。○侍臣。通證に今按大前公也。魔
 略菟者彌見景行紀歌。又云三麻字知。又云三麻都。語之轉也。大臣大夫群卿群臣等。所訓意皆同言。候二君
 前。傳二君命之公等也。是則神代紀所謂侍殿内之意。倭名抄。侍從於毛止比止萬知岐美。とあり。大凡
 は此説の如くたれと。委しからず。上古に麻閉都岐美と申しは。天皇の御前に近く侍りて。大政を
 裨補け。機務に參與れる稱にして。たゞに君前に候し。君命を傳ふるをのみ云るにあらす。天照大神
 の。天兒屋命天太玉命に。同侍殿内。善爲二防護とある教も。天孫の御前に候ひて。大政に預り仕奉れ
 どの御旨にして。前つ公の號は。けに此時よりそ起りけむ。されは兒屋命太玉命の子孫。代々其職を
 承嗣仕奉しかは。此朝に至りても。天種子命また前つ公にてましくけん事。申すも更なり。さらは
 こゝも後の例を以ていはく。大臣など書るへきを。侍臣などいそたやすく。書たまひじか故に。疑ひ
 思ふ人もあるゆり。侍臣の名目。宮中令義解に。謂侍臣者。少納言侍從中務少輔以上也。とあるは。後世の意なり。こゝはさる敷け言を云るにあらす。なほこの於保麻閉都岐美の事

は。成務紀に委く云るを見よ。○天種子命。尊卑分脉藤原系圖云。居々登魂命長男。天兒屋命子。天押雲命子。天多爾伎命一説天多子。宇佐津臣命とあり。釋紀九にも。天種子命。天兒屋命之孫天押雲命之子也。とあり。通證に。延佳日。大中臣氏系譜に。天種子命子宇佐津臣命。疑菟狹津媛命之所生也。と云り。さて名義は未詳。此を釋紀に。合三種子二字當訓多爾伎。と云れたれと誤なり。右に引る系圖に。多爾伎命また多爾伎命ともあるにて。多爾古と訓へきこと明らけし。古と伎と音通へり。なほこの氏人には。某子と云る名多きを見ても思ふべし。○賜妻。栗田寛云。按ふに此は彼神代に。大己貴命の順服まつりし時。高皇產靈尊の御女を。妻せ玉へると同じ趣なり。さて菟狹津彦も。此土人にて。永く其國を領たるへければ。如此しも大御養奉りて。恭しく仕奉るは。なほ後にいふとあらんと。天皇の大御心にもおもほしけん。故國造と云るにはあらぬと。其國の主として。妹を侍臣に妻せ玉ひしは。一には。天皇の大御恵を知らしめ。一には。自ら叛き奉りかたきやうにとの。御慮なるへく。當昔の形勢思ひやらるゝなり。と云れたるることなり。

十有一月丙戌朔甲午。天皇至筑紫國崗水門。十有二月丙辰朔壬午。至安藝國。居于埃宮。

申午は。九日なり。○崗水門。和名抄筑前國遠賀郡あり。その水門なり。仲哀紀に。自山鹿岬一廻

之。入崗浦。到水門。御船不_レ得_レ進。とあり。山鹿は。遠賀郡にあり。崗水門は。萬葉に。天霧相日方吹羅之水莖之。岡水門爾。波立渡。筑前國風土記云。塙舸縣之東側。近有大江口。名曰塙舸水門。堪_レ容大船。とあり。行囊抄に。今蘆屋湊にて。里人もしか云ひ傳ふと云り。類聚解云。山鹿郡は。鹿島の中に。遠賀川北に流れて海に入所を。岡水門と云。山鹿より南一里。芦屋浦とも。水莖岡とも云。神武紀に。岡田宮とあるも是地なり。今の岡田宮の所は。小異なりとあり。さて記には。筑紫之岡田宮。一年坐とある。傳に岡と岡田とは一にや。別に岡田てふ地名は。古書に見えずとあり。今按に。岡田は岡縣の略か。○壬午は。二十七日なり。○安藝。記には。阿岐とあり。藝岐は清濁に通用せられ。國名は清音なり。○居于埃宮。記には。阿岐國之多祁理宮七年坐とあり。記傳云。多祁理宮とある。此埃宮と。名は異なれとも。一にや。埃宮とある埃字。こゝ疑はしけれ。可愛山鹿の下の訓注に。可愛此云埃。とある。然るに今はうの訓注の假字の音を用ひて。香れたる。さらし例なき事なり。思ふに若くは埃字にて。多祁と訓へまか。又埃も岐と同じければ。此字ならむか。多祁は多加と通ひて。埃なども高の意なり。高葉十三に吉野之高などあり。又本より傳の異にして。異處にや。何れにまれ。多祁理てふ地名は。高宮郡高宮郷あるは。是ならむか。郡も郷も。和名抄には多加美也とあれとも。上代には多祁美也と云しか。左まれ右まれ。祁と加とは。近く通音なり。とあり。通證に。或曰。安藝郡府中總社所祭。素戔嗚尊大己貴命神武天皇三坐。傳言是埃宮之舊趾也。社邊有川曰埃湊。矢野玄道云。國華萬葉記に。埃之宮安藝郡にあり。神武天皇御征伐の御時の。皇居の所と云。泰山集にも。同郡有神武舊都。自一條至八條。以分配八縣。凡物八而備。此神世之法也。秋長花話には。或曰府中多家神社の跡と云。ともあるへし。と記せり。とあるは。或説に。神代紀に所謂可愛之川にて。今は三好川とも云ふ。同郡に可愛淵と云もあり。又廣島より西に川合川と云あり。川合は可愛の字音の訛れるにて。是可愛之川なりとも云り。また或説に。埃宮は。神代紀なる可愛之川にて。今可部川といへり。此は和名抄安藝郡漢辨とある處なり。さて廣島より出雲石見へ通

ふ道。この可部川に副て上る。上にては根谷川といへり。川上には八岐大蛇の居住ありと云り。これらよく國人に聞正すへし。

乙卯年春三月甲寅朔己未。徙入吉備國。起行宮以居之。是曰高島宮。積三年間。備舟楫蓄兵食。將欲以一舉而平天下也。

己未は。六日なり。○行宮は。假宮なり。通證。李善注。天子行所立。名曰行宮。とあり。○高島宮。此宮の事。小寺清之備中式内神名考云。小田郡神島神社(小)所祭神武天皇。島人語傳云。昔は高島の王。泊におはせし。王泊は高島の南にあり。神島につける島に近し。靈驗有て。此島にうつし祭りて。興世明神と申すなりと云。建久九年の大嘗會の歌にも見ゆ。さきに著しつる備中名勝考に出せり。ちなみにいふ。此神島の南に高島ありて。此神島につけり。神武天皇の八年屯坐し處なり。行宮の御跡を。今王泊といへり。小高き處に柳を植て。井垣をめぐらしてあり。人家七八軒ありて。此浦東に向へり。すこし西に黒土といふ所あり。人家二十餘あり。大御舟つきて。天皇御舟よりあり玉ひて云々。かたへに稻積と云小島あり。兵食を積玉ひし所なりといふ云々。高島は。小島なれど。神島に近ければ。皇軍を屯し。軍用を調玉ふに。事かくる事なし云々。或人高島は備前の竹島なりといへとも。其島はいと小く。人も住ず。田畑もなく云々。此神島につける高島。昔より正しくよひ來りて。其島の租税帳にも人別帳にも。高

島を記して。昔なり年々公に奉れり。是にて高島といふ名明らかにして。動くまじきなり。とあり。○積三年。記には。筑紫岡田宮に一年まし。阿岐多那理宮に七年まし。吉備高島宮に八年ましましきとあり。此間凡十六年なり。この紀を異なり。黒川真頼云。日本紀に。天皇帥諸皇子二舟師東征とある。東征の文は適はず。天皇日向國を發し玉ふ時は。其意遷都にあり。何ぞ東征といはむ。此東征の文は。後に長髓彦等と。戦はせ玉ふことあるを以て。下したる字なり。然れば。其意にて見るべきなり。さて天皇吉備國に三年を経たまへり。其年序を経玉ふことは。大和國に天神の子と稱ふる者ありて。人民これを尊敬して。大八島國の君主とおもへり。故に天皇行幸したまは。必之を拒かむといふ事を。聞給ふ故なり。是に於て。天皇舟楫を備へ。兵食を蓄へ給はむとして。此年月を閑したまへり。と云れたるは。まことにさることなるへし。○備舟楫。備永享本に備とあり。何れにてもあるへし。○兵食。字鏡類加禮比。和名抄。四聲字苑云。餉以食遺人也。訓加禮比於久留。俗云加禮比。又考聲切韻云。糧字亦作糧。所賣米也。又儲食也。和名加豆とあり。加豆は加利豆の略れるものなり。萬葉五に。可利豆波奈斯爾。一云。可例比波奈之爾。とあり。本居翁云。可利豆は加禮比豆の約りたるなり。加禮比豆とは。加禮比の料と云意也。加禮比する料の米と云ことなり。加禮比の價といふ意にあらず。加禮比は乾飯にて。旅には。飯を乾て賣ゆくなり。其より轉りて。必しも乾たるならされとも。旅にて食ふ飯をば。加禮比と云なり。と云り。

戊午年春二月丁酉朔丁未。皇師遂東。舳艫相接。方到難波之碕。會
有奔潮太急。因以名爲浪速國。亦曰浪華。今謂難波訛也。此云與
許奈磨盧。
三月丁卯朔丙子。溯流而上。徑至河內國草香邑青雲白肩之津。

丁未は。十一日なり。○遂東。遂にと云るは。上文の意をうけたるなり。何不_二就而都_一之乎。と詔へ
る方へ。遂に幸行るなり。○難波之碕。難波は古は難波國とも云て。攝津國西生郡。又東生郡の西邊
まてかけての大名なり。碕の事は既に云り。○亦曰浪華云々訛也。これはもと浪速なりしを。浪華と
いひよかめ。それを又難波といひよかめたるなり。波夜と波那通音。那美と那爾と又通音なり。訛は。
通證に。音横轉訛之謂。奈磨流。生也。不熟之意。とあり。さて本に訛字下に。也字なし。今は熱田本
永享本に因る。集解本に
も補へり。○丙子は。十日なり。○溯流而上。難波海より。淀川の流に逆上りて。さて
大和川の方へをれて。なほ流に遡つ。河内國までいたれるなり。古昔の大和川は。今大阪城東北を流れて。淀川
しか見
えたり。この事次に云。
記に。經浪速之碕而云々。とあり。經と
は通り過るなり。記傳の説とは異なり。○河内國草香邑は。和名抄河内國河内郡日下と
ある處にて。今も日下村あり。伊
駒山の四方なり。古書に多く見えて。名高き處なり。さて按ふに。まづ古昔の大和川は。攝
津國西生郡今の大阪
城の東北を流れたることは。古圖に見えられたるも。それより川上の方は。いかに流れ出たり

けんど。地理をよく考るに。今も古大和川
と云るあり。この水上は。大和國平群郡を出て。河内國古市郡石川と一つに
なり。大縣高安二郡を経て。河内郡日下あり若江郡を過て。さて攝津國東成郡西成郡をへて。難波の海へ
出たり。さてその日下のあたりは。あるか中にも。川幅いと濶く。津といふ所もありしなり。古歌に
日下江の入江とあまたよめるを。まか推量られたり。或抄に。今大阪より蟹橋玉水木津へ越る道に。
草香江草香村あり。俗に中垣内越といふといへる。よく叶へり。されといはし。日下と云地は。いさかかりけん
郡かけて云へる名なりけらし。かくて後に。和州五郡神社名帳大略注釋と云ものを見
しに。昔凡河内國日下縣。可爲今大縣高安河内諸郡也。とあり。予か考と合へり。故にその近郡に。若江郡。村名に
と云名もあり。姓氏錄。河内國神別。津夫江連。と云あり。これも江によしあり。
といへり。彼は併せ考ふるに。此邊古昔はいと濶き入江なりけんことしられたり。今皇舟の幸行せる方
は。かの淀川大和川を逆上りて。河内郡草香江の津に。泊たまへる趣なり。さるを記傳に。河内郡なる日下に
日部(久佐倍)の郷とある處なり。といへるはさらし叶ひかたし。其は記に。經浪速之碕。而泊青雲之白肩津。とある。經とほうこを經歴
て。幸行ることなり。これを記傳に。難波海をば過て。なほ海路を幸行て。泊賜へる津なれば。必難波より南方にて。海邊なるへければなり
といへる。難波海を過るとは。よく見えて通り給ふ意と見られたるなり。本文にはさるを見えず。其處を打通り給ふよしなれば。又南方な
る津へ。いかてか幸行すはれあらむ。なほいはい。此紀に。溯流而上とあれば。論ずるまでもあらず。さるをかの和泉國大島郡日部な
たとい河内の草香にして。難波より溯流して至る處にあらず。遠く地理たかへり。況や和泉なるを。こは地理をもおもはて。た。案に濶
りと。推して定められしより。この紀の趣をも。案のやうに論れたる。みな信かたし。其説に。まづ溯流而上と云るを。いと心得ず。草香は
色に。濶流而上とあるに妨なし。また地理のたかへる事もなし。和泉はもとより。海邊の國なれば。流と云へき所あらず。地理をもおもはて
云々。と云れたるは。却りて非事なり。さて又河内の日下は。海邊にあらずれば。船の泊る所ならず。川にも津といふことばあれば。かの日
下は。船通ふばかりの川たになき地なる物をや。白河津。草香津と云むは。必海邊と聞えられたれば。和泉の日部なること疑ひなし。といへる

もいかに。川にも津と云ふことありと云ながら。白肩津草香津を。必津邊とせられはいかたう。
や。かの日下江の津とせむに。なごふ事かはらむ。後に筑紫津など云るも。川なるを思へし。
なり。青雲と云る例は。祈年祭祝詞に。青雲。極。萬葉に向南山。陣雲之青雲之。また青雲之向
伏國。また安平久毛乃伊氏來和伎母兒。などあり。そもく青色の雲は無物なれども。たゞ大虚空の蒼
く見ゆるを然云なり。さて白とは。凡て物の鮮明なるを云。伊知志漏志。登保志漏志などの。志漏も
是なり。かくて晴たる虚空の蒼き色は。鮮明なるものなる故に。青雲之白とは續け云なるへし。と云
り。○白肩津。今も其名存れりや。よく土人などに。尋ねまほしき事なりかし。

夏四月丙申朔甲辰。皇師勒兵步越龍田。而其路狹峻。人不得並行。
乃還更欲東。踰膽駒山而入中洲。

甲辰は。九日なり。○步越龍田。かの草香津に御舟泊たまひて。そこより歩兵にて龍田越へど。かの
大和川に傍つゝ幸行るなり。路次の次第。まことに。もありぬへきことなり。さて龍田は。大和國平群郡にて。その山越は。今立野
越とも。龜背越とも。國分越ともいひて。大和川に傍て行路なり。今云ふ龍田越は。十三越とも云。て別なり。思ひ違ふへからず。○東踰膽駒
山。膽駒山は。大和國平群郡河内國高安郡に亘れる山なり。立田山を。川に添て幸行むと爲給ひしか。
その路のいたく狭く峻きに。御軍人とも行難なれば。またもとの草香津へ引還し。さて今後は膽駒山

の方より。大和へのせむとはしたまへるなり。この山越は。古は日下之直越道ともいひて。大和國
平群郡より。河内國高安郡伊駒山の内を越て。かの日下を過ぎ。難波に下る道にして。この道近き故に。
直越といふなり。さて其はかの草香津より。真東にむかひて上れば。東踰三云々。といへる方位よく叶
へり。記傳に。東字は龍田の上にあるへきことなり。其故は。龍田より行も。伊駒山より行も。共に東なれば。上の龍田の處に。こ
う。此字は置へきことなるに。伊駒の處に。わきて此字を置るは。是又地理まさらはしく聞ゆあり。といへるは非なり。かの草香津の
あたりより。膽駒山より東にあれ。龍田は南の
の方にや。密たれば。東踰龍田とは云ひかたし。遠くより打向へは。一連きにみゆる山なれども。麓近く至れば。
また方位わかるものなり。この差別をあもふへし。いかてか地理のまさらはしき事あらむ。なほかの和泉の日部を。
あたりにては。やと遠く隔て。もうちむかへは。いづれを東といひても。難なくわらるれば。此説すること。
のやうにさこゆれども。なほ河内國日下あたりにては。龍田を東と云かたき事。かの地に對りて試し。○中洲。信友本に。洲字當り。作
文に中洲とあるを。永享本集解本
に州字に作れり。これ然るへし。中は中央の義。上文六合之中。洲は國の義なり。宇知都玖邇の宇知は。中央の義
にあらず。内の字の意なり。さて内國は。天子の都敷坐す國を。親みて云る稱なり。内物部内兵な
と云る内に同じ。これ後世の畿内の始にて。後に御世々々此大和國に。都定めたまへるよりの稱なる
へし。下に中洲之地無復風塵。とあるも同じ事なり。信友云。此は上文に鹽土老翁か。東有美地
青山四周云々。と奏せる倭の地に當りて。青垣山隠れる内國なり。大己貴命の。玉牆の内國と目けた
まへる玉牆も。青垣山を美稱玉へるに。其玉牆の内國と目玉へるを。徒に内國とも云り。其は釋日本
紀に引たる。大同元年大神宮本紀に。御間城入彦五十瓊殖天皇于時。天照大神之給國伊豆久曾止。隨大
神敕命。求坐奉止詔。皇女豐次入比賣命。奉戴而從。倭内國一始覓給。と見えたる内國これにて。古語拾

遣に。天照大神を倭の笠縫邑に。遷し齋ひ奉れる由いへるに當れり。と云れたり。されどなほ畿内の意なるへし。釋紀に引る大神本記なるも。倭を畿内の國と定められたるより。倭内國とは云るものなるへし。

時長隨彦者聞之曰。夫天神子等所以來者。必將奪我國。則盡起屬兵。徼之於孔舍衙坂。與之會戰。有流矢中五瀨命。肱脛。皇師不能進戰。

長隨彦者。本に者字なし。永享本にあるに據る。下にも名草戸畔者。弟指者。など例あり。長隨彦は。記には。登美能那賀須泥毗古とあり。下に皇師遂擊長隨彦云々。長隨是邑之本號焉。因亦以爲人名。及皇軍之得。瑞也。時人仍號瑞也。今云鳥見。是訛也。とあり。さて此地は。神名帳に大和國添下郡登彌神社とある地なり。下に委く云。城上郡等彌神社。今世に外山村といふ。此名の遺れる地なり。邑の本號と見えたるか如し。名義。或説に須彌は會彌にて。谷の事なりと云り。さらば地形に因れる號なるへし。さて長隨の文字のこと。記傳云。和名抄に。野王云。彌骨中脂也。和名須彌。と見えたり。然るに世俗言には。足を須彌へる似つかはしからず。若し。と云ふに就て。長隨とは。脛の長き由の如く聞ゆれど。彌字に。足又脛などの義は見え。但骨中脂にては。長と彌は借字にやらむ。と云り。○孔舍衙坂。本に衙を衙に作れり。古寫本とも衙とあるに依れり。集解に衙と改めて云く。

後訓曰。久佐加。彌之則衙衙誤。とあり。また永享本には衙と作り。衙の誤りなるへし。河内志云。即是草香嶺。在生駒山内。今云暗嶺。山跡有日下里。屬河内郡とあり。但し今云暗嶺と云るは。記の雄略天皇の大御歌に。この山を久佐加弁能許知能夜麻とよませたまへり。記傳に。孔舍衙坂とあるを。は。クサカと云はる。クサエサカの略かりたる。即右の添下郡登見なるを以。其近きあたりなる。平群郡孔舍衙坂まで出向ひて。防戦なり。記の趣も同じ。なほ思ふに。伊勢風土記に。勝駒長隨と。天皇の詔玉へる事もある。この勝駒も。○流矢。記に五瀨命於御手負登美比占之。痛矢串とある。この流矢をしも。伊多夜具志と訓るは。記に依る訓なれどもあたらす。痛矢串とは。身に中りたる上にてこそは。いふへけれと。記傳に云れたるか如し。○肱脛。釋紀に二字引合可讀比知とあり。さらば脛はたゞ字面の潤色なり。脛は脚脛なれども。脛名に。脛也。直而長似物也。とあるに據れば。脛にも云ることあるか。尋ねへし。信友校本に。一古本無とあるに依らば。則記に據て刪れり。

天皇憂之。乃運神策於冲衿。曰。今我是日神子孫。而向日征虜。此逆天道也。不若退還示弱。禮祭神。祇背負日神之威。隨影壓躡。如此則曾不血刃。虜必自敗。僉曰。然於是令軍中曰。且停勿復進。乃引軍還。虜亦不敢逼。却至草香津。植盾而爲雄詰焉。

雄詰。此云鳥多

雞 因改號其津曰盾津今云蓼津訛也。

今我日神云々。此御言。記には五瀬命御言とあり。これ上にも云へりし如く。この命そ此時天津日嗣は知看て坐々つれはなり。さるを今は此天皇の御詔と語傳へたるは。五瀬命は早く崩坐して。御業を終玉はさりし故に。此時の君主を天皇に負せ奉りて記せしものなり。まことは記の旨を正しかりける。○逆天道。記には向日而戦不良とあり。此紀は漢文の潤色にて。古意にあらず。○示弱。このことは記にみえず。此御言實に神策と申すへきなり。○禮祭神祇。此時の事もに見えず。重胤云。但し河内國河内郡枚岡神社四坐。並名神大月次相嘗新嘗。とありて。谷川士清か通證に。神社啓業所引當社古記云とて。神武天皇の孔舍衙坂の御軍に利無くして。退還示弱。祀神祇者即此矣。社有國平祭とあるは然る可らむ。其は其供奉に。天兒屋命の孫。天種子命の仕奉られしかは。南へ幸行るにも。其御靈形を留奉置けんと思ふるか。尙其裔の人等に。大御食津臣命。臣狹山命など。河内國に由有るか多在ればなり。大御食津臣命は。式高安郡恩地神社二坐地名神大月次相嘗新嘗とあるを。三代實錄に。大御食津彦大御食津姬命とあり。臣狹山命と云も。式に丹比郡狹山神社大月次新嘗と見え。又式若江郡仲村神社ある。姓氏錄。左京天神。中村連。己々都牟須比命子。天乃古矢根命之後也。と見えたるなど。傍々由あるは。其氏族の多く其國に住へれば。其人々の氏神と。齋祀れりけんかとおもふに然らず。公より祭ら

せ玉へりと思はれは。必神武天皇の御世の事なるへし。と云り。○背負日神之威は。日神の大御光の威稜を借給ふなり。たゞに日を後方にして背く意にはあらず。大御身を背に負持ち奉る意なり。背負は世淤比豆と訓へし。此の背をソビタと訓むはわろし。負は覆なり。背に日神の御光を覆なり。凡て負追などみなこの意なり。人を追なども。先立て行人を。跡より覆ふ意なり。記傳の解は末の義なり○隨影壓蹠。こゝに影とあるにて。大御光を借給ふ義みえたり。重胤云。和名抄神靈類に。靈日本紀云美太萬。一云美加介。とありて。名義抄にも。靈をミタマ。一云ミカケ云々。とあり。字鏡集新韻集共に。此を美加宜と訓るのみありて。却りて。美多麻の訓なきを以思巨すに。此に云る影是にて。日神の御光を負ひ。其御靈を戴玉ふ由にて。下に我皇祖之靈也。自天降鑿。光助朕躬云々。とあるは。即其結と成る所也。壓蹠は。下に天。壓神とある所にいふへし。○却至草香津。記には。始めこの津に泊給へる時。那賀須泥昆古與軍待向以戰云々。とありて。龍田膽駒などを幸行ること見えす。○植盾云々。記には上文に次て。爾取所入御舟之楯而下立。故號其地謂楯津。とあり。此又紀と異なり。記傳云。記の趣は。御舟の泊たる所に。敵の軍待向て防戦ふ故に。楯を執れるなれば。事もなく聞えたるを。此紀の趣は。虜亦不敢逼と云るに。草香津へ却て盾を立て雄詰せるは。何の故にか聞えかたし。若くは上代の軍陣の祝事などにもやありけむ。と云れたり。こゝに江上祭三郎云。此は戦ひ利あらずして。軍を却すに至りては。もとより負日て壓蹠むの神策はあるにもせよ。兵士爲に力を失ひ。人心沮喪せん事

の恐あるのみならず。敵軍より襲ひ来らんも計り難し。此故にかく盾を植て。猶雄詰して。軍士の氣勢を振起したるものならんと云り。此説さもあるへし。○爲雄詰。注本に鳥多難慮とある慮は心得かたし。若くは眉の誤にはあらざるか。神代紀に。雄詰此云鳥多稽眉とあるに同じければなりと思ひしに。三島本熱田本を見しかは。慮を糜に作れり。されは眉に同じ。又私記には靡字に作れる本もあり。それも叶へり。とにかくに慮は誤字なり。但し神代紀と注の重覆れるはいかた。また集解には爲字爲行刪去れり。されとある方まされり。 ○粟津。此地名。かの日下あたりにて尋ねへし。

初孔舍衙之戰。有人隱於大樹而得免。難仍指其樹曰。恩如母。時人因號其地曰母木邑。今云飢悶廼奇訛也。

母は。乳母なり。於毛は子をひたすことをする婦人を。凡て云稱なり。親母を於毛と云もこの意なり。この事神代紀に既に云へり。さて如母とは。縁子は乳母の恩をうけて生長するものなれば。譬へ云るなり。 ○母木邑は。河内國なり。通證云。繼體紀河内國母樹馬飼首御狩。玉祖神社舊記曰。高安郡恩智邑也。枚岡神主水走氏舊記曰。母木寺。在枚岡下豊浦邑田地。或云。今恩地邑者非也。とあり。伴部安雲云。母木村は河内國にあり。今母木邑と云へり。 ○今云飢悶廼奇。母木を今オモノキといふとありてはきこえず。故按ふに。母木はもと於毛伎と云し

にやあらむ。古本にはオモキと訓り。按に講述抄に。和泉河内とも。に大木村あり。後に邑を分て名づくるかと云り尋ねへし。 さて後に於毛乃伎と云は訛なり。と云しなるへし。かの繼體の母樹も。オモノキと訓へぎ。されとこゝに疑しき事あり。かゝる地名轉訛れるを云る例。今謂難波訛也。今云粟津訛也。今云鳥見是訛なり。とありて。此の如く假名書に爲たる例見えす。然るに信友校本に。荷田大人所校古本に。此八字なくて。母木此云飢悶廼奇と八字訓注にて細字とせるよしあり。本はかく有しか。混れて今本の如くはなりしと見えたり。然する時は訓注なれば。假名書の例にもかなひて。いと宜しく聞えたり。なほよく考へし。

五月丙寅朔癸酉。軍至茅淳山城水門。亦名山井水門。時五瀬命矢瘡痛甚。乃撫劔而雄詰之曰。撫劔。此云都慮者能。慨哉大夫丈。被傷於虜手。將不報而死耶。時人因號其處曰雄水門。

癸酉は。八日なり。○茅淳山城水門。亦名山井水門。茅淳は和泉國和泉郡なるよしは。欽明紀に。河内國言泉郡茅淳海中云々。と見えられた。いにしへは甚大地名にて。和泉大鳥日根三郡にわたれる名なり。なほ攝津海までとも云りし。高葉集に見え。和泉三才圖繪に。攝津之間海總曰茅淳海。ともあり。 今は陶器莊と云て。大鳥郡なれば。和泉大鳥二郡にかゝれる名なること。既に記傳にも云れたること。さてまた日根郡にかゝれる地名なること

は。垂仁紀に。茅渟菟砥川上宮とあるは。和泉志に。川上宮在日根郡自然田村。式宇度陵五十瓊敷入彦命。在和泉國日根郡とあるを以てみれば。日根郡菟砥あたりをも。茅渟といへりしこと知へし。又記に鳥取河上宮とあるも。かの菟砥川上と同處なるに。倭名抄に日根郡とあるをもおもふべし。されは今こゝに日根郡なる雄水門を。茅渟山城水門。亦名山井水門とも云へりしなり。なほ通證に。山城水門は。日根郡呼喚郷垂井邑に在といひ。又山井水門も。畿内志に同處なるよし見えたれば。そのあたりまでかけて。上古は茅渟といへりしこと。知るべきなり。記傳に。茅渟は古はいと廣き地名にはありしかとも。かの雄の里のあたりとは遙に隔れり。と云れたるは。考へ洩されたるなり。またこの山井水門を。式に大島郡山井神社と一つ地なりと。定められたるも非なり。さてはいたく雄水門の地理をかへり。此はとも日根郡なること。上。○矢字。こゝにては伊多夜具志とよみてかなへり。記に痛矢申とあり。記傳云。痛とは事の甚しく切なるをいふ。甚字をも書けり。痛手の痛なり。申は物を貫く物を。凡て云る名なり。玉串なども。されは矢の體を穿て。徹りたるをも云るなり。とあり。○撫劔。神代卷に急握劔柄。また下文に按劔とあるなど。みな同訓なり。既に神代卷に云り。○慨哉。この詞。記萬葉の歌。また中昔の物語文にも。多くある詞なり。守部云。秋與賦李善注云。説文曰慨大息也。字林曰壯士不得志也。植弓疏云中心悲慨然。などあれば。なげかはしき意なれとも。ねたく口をしき意にいへり。神武紀に爲慨憤時。履中紀に慷慨。又クチヲシとも訓たり。神樂歌に。きりくすのねたさうれたさ。とあるも其意なり。○被傷於虜手。記云。負三賤奴之手平死云々。記傳云。抑刀劔また矢などに傷られたるを。手を負と云故は。凡て人の爲る事を指て。手といふ類多くして。刀劔にて撃も射も手なれば。其刀劔

矢などに傷らるるを。手を負とは云なり。人に傷れたる手を。手負といふもこれなり。負は。敏達紀に。如下中獵箭之雀とあり。凡て負は身に受持を云り。とあり。○雄水門。これ則ち上に云る山城水門なり。倭名抄和泉國日根郡呼喚郷是なり。記傳云。抑男建に依れる名なれば。建水門とこそ謂へきを。たゞ男としもいふは如何と云に。此男はたゞ男子と云意にはあらず。猛く雄々しき意なり。記には紀國男之水門とあり。古は紀伊國の堺まで男郷にて。猶古は此郷紀伊國に屬りしものとみえたり。そは玉勝間に。岩橋秀榮か説に。雄水門は。今若山の内に。湊といふ處に。小野町といふありて。蛭子社ある。そこに雄之芝と云あり。また通證に。或説に。雄山と云處あり。昔は日根郡なりしを。今は紀國に屬りといふとあり。これらにて知へし。さて通證に。式日根郡男神社二坐。今在男里村。一座神武天皇。今稱男森明神。一座彦五瀨命。今稱濱天神とあり。

進到于紀伊國竈山。而五瀨命薨于軍。因葬竈山。

進到云々。記には男之水門にて崩坐るよしなり。此地に到坐る事。次に辨あり。○竈山。名草郡なり。次に出。○非竈山。續風土記云。和田村竈山神社境内。東四一町半 餘南北三町本社祀神。彦五瀨命。式神名帳名草郡竈山神社。本國神名帳同郡從四位上竈山神。竈山墓。諸寮式竈山墓。彦五瀨命在紀伊國名草郡。兆域東西一

町南北二町。武郷云。陵墓一冊抄云。京貞享二本。作南北三町。本作南北二町。按刻本似是とあり。守戸三烟。末社五社云々。南和田の西二町許にあり。自然の岩山にて。樹木鬱蒼たり。記紀に載する所。彦五瀬命を葬奉りし地にて。直に其所に御社を建て齋祭れり。故に竈山墓といひ。又竈山神社といふ。其實は一所なり。寛文九年區域を定め。殺生を禁せらる。古の兆域は式に見えたり。今の兆域周二百間餘。平坦なる處は。いつとなく鋸て田島となりて。區域狭りしなり云々。然れども天正の頃まで。神田猶八町八段有しに。國造家實未記に。社領八町八段。當家より寄進すとあり。天正十三年皆沒收せらる。今社地の近邊。御陵田といへる田四町餘あり。即古の神田ならむ。又五所工田といへる田あり。國造家實未記に。五所供に祭る料の田なるへし。或説に。陵墓の上に直に御社を建て。其神を齋き奉ること他に見及はず。陵墓或は近き邊にあるならんと云り。按ずるに。上古此地入海なりし故。神武天皇雄水門より。御船にて。直に此所に至りたまふ。今の如く平野の出來しは。いと後の事なれば。近き邊りに外に求むべき地なし。今陵墓と。神社と同所に混したる様なるは。やゝ後に神社を同地へうつしなとして。かくの如くなれるにて。陵墓は則元來の所なるへくおほゆ。竈山は國造舊記釜山と書す。古は毎年正月初午。竈山より天霧山へ神輿渡御あり。今は絶えたり。後其神幸所に。靜火神を遷す。村中七瀬祓所あり。など見えたり。猶本書に詳なり。

六月乙未朔丁巳。軍至名草邑。則誅名草戸畔者。遂越狹野。而

到熊野神邑。且登天磐盾。仍引軍漸進海中。卒遇暴風。皇舟漂蕩。

丁巳。二十三日なり。○軍至名草邑。こゝに皇軍の幸行し路次のさまを。具にいはく。草香津より引還して。南方に廻り幸行るは。陸路にはあらて。皇軍は盡く御舟にて。引率玉へるなり。さて茅渚山城水門に至て。五瀬命の御手の血を洗玉ひしも。紀に皇舟にての事也。さて此命。痛矢串の瘡に甚く難み玉ひしかは。暫らく竈山に上陸して。御病を治ろひ給ひしなるへけれど。遂に薨坐ければ。即て其處に葬奉れるなり。然るを上に。進到于紀伊國竈山とありては。其あたりより陸路を進み給へりしさまに通ゆれと。なほ然らず。此は一時の御事なり。○名草戸畔は。名草邑によれる名なり。戸畔は。重胤云。處部の義にて。其地に長たるものを云り。と云り。こゝに或人云。今も名草戸畔の墓あり。さて此もの事は。紀伊國造系譜に。第五世大名草姫大名草彦とありて。名草彦は國造の祖先なること灼然けれど。名草姫のこと外に傳なし。仍て思ふに。此名草戸畔は。必名草姫なるへし。と云り。さらば此戸畔は女の稱なり。なほよく考へし。偕續風土記竈山の次に云。毛見浦。内原村の西南十町許にあり。名草郡にて。西海岸に突出るは唯此一村なり。此地の開けし事最古し。國造家舊記に。神武天皇東征之時。以神鏡及日矛。託天道根命。而齋祭焉。到名草郡毛見郷。則奉安處于琴浦之岩上。也。とあり。此御時の事也。さて毛見は。倭姫命

世紀に見えたる。吉備名方と云ところなり。本書に委し。○狹野。牟漏郡なり。萬葉三に。苦毛。畧
 來雨可。神之埼。狹野乃渡爾。家裝不有國。また神前荒石毛不所見浪立奴とあり。通證に。三輪崎。鈴
 島。狹野。相隣屬牟婁郡とあり。岩橋秀榮か説に。三輪か崎は。新宮より那智へゆく道の海邊也。新
 宮より一里半はかりありて。けしきよき所なり。佐野は佐野村といふありて。三輪か崎のつくきなり。
 佐野岡は。村より七八町北にあり。と云り。さて遂越狹野云々。とありては。名草郡より牟婁郡ま
 て。陸路を進幸行しか如くなれと。なほ然らず。名草戸畔を誅してより。又しも皇舟に乘坐して。狹
 野の地方を海上より過りて。さて熊野神邑に至り坐る也。よくせずはまかひぬへし。さて本狹野の
 下に而字なし。今永享本集解本。據熱田本及「また信友校本に。長寛勘文にありといへるに據る。○熊
 野神邑。熊野は。新宮に上熊野中熊野下熊野とて三村あれと。ここにては此邊の大名なり。此地のこ
 とは。神代紀に既出。神邑は。通證に。俗名三神藏。處疑是也。距狹野二里許。在新宮地方とあり。
 神邑はまことに神藏なるへくおほゆ。神藏山の事は。さらば神はカミと訓て。上に云る三輪か崎とは異處
 なり。されと猶處の様を委く聞正すへし。○天磐盾は。盾は永享本。右に云る神藏山是なり。名義はこれ
 も通證に。磐盾謂磐石自成盾。神藏山今見然。續古今集云。三熊野の神倉山の石壁登り果ても猶祈る
 かな。とあり。今も現に磐盾と云り。按に磐盾は磐石か。(タ、ミ)はタテと切る。萬葉
 るは。いかなる事にかと考るに。始めより皇舟にて。此熊野の浦まで幸行しかとも。をりくは陸に

も上り給ひし事は。上にも云るか如し。今此新宮の浦に至坐て。神藏山の奇しき磐石の。景色の尋常
 ならぬを見そなはして。其上に登りて。國見をも爲玉ひ。且はさる神々しき磐盾ならむからには。其
 處に坐す國神などを。祭り玉ふへき事とありて。登り給ひしものなるへし。かの秀榮か説に。神
 藏山は新宮より二町はかり東南西南一處ににあり。社説に。天照大神と高倉下と二神を祭る。石階を六間
 はかりのほりて。上に堂ありて地藏の像を置く。それを神倉権現と云て。其外には社なし。かの高倉
 下命の神劔を得たりし處はこゝなりと云り。と云るによりても。當時由ありて。故に登り玉ひしなる
 へし。此山の古くものに見えたるは。熊野權現御垂跡縁記に。熊野神の事を。庚午年三月二十三日。
 紀伊國無漏郡切部山乃西乃海乃。北乃岸乃玉那木乃淵農上乃。松木本渡給。次五十七年過。庚午年三月二
 十三日。熊野新宮乃南農神藏峰降給云々。とあり。五十七年前は甲戌なれば。ここに年紀誤あり。甲戌は崇神天
 書は何人のつくれるにか詳ならねと。天曆後のものなるへしと。本居内遠云り。神倉の名義。口次に云。○仍引軍漸
 進。これよりまた。皇舟にての事なり。次に海中云々とあるを以て知るへし。○暴風。倭名抄に。史
 記暴風漢語抄八夜知又乃和木乃加世。などあれと。こゝは舊訓によるへし。アカラシマカセはあから
 さま風なり。下文に儼忽之間。皇極紀に急字を。アカラサマと訓り。志と佐と。通音なり。其意なり。

時稻飯命乃歎曰。嗟乎吾祖則天神。母則海神。如何厄我於陸。復厄我

於海^ニ乎^ハ言^フ訖^シ乃^チ拔^キ劍^ヲ入^レ海^ニ化^シ爲^ス鋤^持神^ト三毛入野命亦恨^ム之^ヲ曰^ク我母^ハ及^ビ姨^ハ並^ニ是^レ海神^ト何^レ爲^シ起^ル波瀾^ヲ以^テ灌溺^ス乎^ト則^チ蹈^キ浪^ヲ秀^ク而^{シテ}往^キ乎^シ常世^ノ郷^ニ矣^ト

嗟乎。本に二字を引合せて。阿と訓みたるは。阿の一言にて。本より嘆辭なるものなり。名義抄に。嗟をも嗟乎をも。共に阿と訓り。萬葉一に嗚呼兒乃浦。靈異記に噫。なほ其外にも例いと多かり。なほ此は阿々時侯傳の下に云ふ。さて阿波禮と云る。波禮も歎辭なる事。催馬樂に多く。阿波禮と波禮と。互みに通はし云るにて著明し。波の言の嘆辭なるに。禮のそはれりしなり。○吾祖則天神。此は皇祖天神を。ひろく白し給ひしものにて。葺不合尊を申せるにはあらず。○母則海神。玉依姫を申す。次に姨とあるは。豊玉姫を申す。○厄我於陸は。上に見えたる孔含衛坂にて。皇軍の負給しことを指て詔ふなり。通證に。陸承^ニ天神^ニ而言^フ有^リ五瀬命之厄^ト也^ト。とあり。○厄我於海。又云。海承^ニ海神^ニ而言^フ此暴風之厄^ト也^ト。とあり。○拔劍入海。記に。稻水命者。爲^ス妣國^ニ而^{シテ}入^リ坐^ス海原^ニ也^ト。とある。今海に入ませるは。いかなる所以そともし慮るに。記傳に。母命海神の女なれば。己れ其宮にまかり入坐て。海神によきさまに申して。浪風を止しめむと所念す御心にてと云る。けにさることなるへし。姓氏錄右京皇別に。新良貴。彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊男。稻飯命之後也。是於^ニ新良國^ニ即^チ爲^ス國主^ト。稻飯命者新羅國王之祖也。日本紀不見。とある。今海に入座る神の。新羅國王之祖と成坐る事不審。此は姓氏錄の傳の誤れるに

て。三毛入野命の御事のまかひて。此命と傳はりたるものなるへきよし。記傳等にも既く論れたり。さて又新羅の天日槍は。稻飯命の御末ならんと云る説あれど。さにはあらず。日槍の來れるは。垂仁紀に出たるは誤りにて。神代の事なれば。稻飯命よりは前なり。○化爲鋤持神。鋤と云義は。神代紀に云り。さて記にはこのこと。火々出見尊の。海宮より上國に返りましむ時のこととして。即載^ニ其和邇之頸^ニ送出^ス。故如^シ期^ニ一日之内送奉^ス也^ト。其和邇將^ニ返之時^ニ解^キ所^レ佩^キ之紐小刀^ヲ。著^シ其頸^ニ而返^ス。故其一尋和邇者^ト。於^レ今謂^フ佐比持神^ト也^ト。と見えて異なる傳なり。記傳にもいはれし如く。この神の二なるにはあらず。記なるは。名義かの賜はれる紐小刀を持つるよしなり。と云れたるにつきて考るに。ことなるは。上に拔^キ劍^ヲ入^レ海^ニとあれば。海中に入ましつゝも。なほ劍を持つ給ふよしの御名ときこえたり。通證に。嗚呼^ト新^ニ天皇^ニ無^ク恙^ニ入^リ水^ニ而^{シテ}去^リ。與^ニ弟^ト相^シ。同^ニ意^ト。といひ。一説。此謂^フ。さて如何なる故にて。今海中に入に。劍を拔持給ふそといふに。此時暴風のはけしきのみ非ず。惡魚海獸など。さまざまのものも現れ出て。皇舟を覆へさむとせしなるへし。故其妖物等を斬拂ひつゝ。容易く海宮に幸坐むと。勇み健ひて海に入坐しさまを。云傳へしなるへし。○灌溺の訓。オホホスは。オホラスに同じ。神代紀にもあり。古今集長歌。波のしわにやあほくれむとあり。古くかくも云しなりけり。この事次に云。○往乎常世郷。記に御毛沼命者。跳^キ浪穗^ヲ坐^ス于^ニ常世國^ニと有て。常世國に渡りましむ所以は記さねど。此時のさまに因て。記傳に考へられたるは。此時此命の御舟は。何路ともなく。遙にたゞよひて。終に破れ若は覆りなどそしたりけん。灌溺とあるも此意とおもはる。さてしか御舟を失ひ給ひし故に。直に海上を歩み

わたりて。遙なる國に着坐りしなるへし。されは二記とも。浪秀を踏てとあるは。舟なき故にしかし給ふなるへし。といへる。まことにしか聞えたり。さてかの新良貴へは渡りまして。かの國王となりまじしにあらむ。されとこに常世郷とあるは。たゞ海外の國と云る義にして。當時いまた新羅貴へ渡り坐しことの知れたるにはあらず。常世郷を新良貴と思ひまかふへからず。このことは垂仁紀にも委く云。

天皇獨與皇子手研耳命。帥軍而進至熊野荒坂津。亦名丹敷浦。因誅丹敷戶畔者。

荒坂津。こゝに津とあるを以て思ふに。この浦に皇舟泊給ひしなるへし。上に皇舟漂蕩とはあれど。稻飯命の海に入まして。祈き給ひしかは。天皇皇子の御舟は。恙なく此浦まで至りまじしこと。帥軍而進とあるにてあらむ。さてこの次に。高倉下かことのみえたるは。熊野の山にてのよし見えたれば。必この津に御舟泊給ひけんともはる。さて此地のことは次に出。○丹敷浦と云處は。上に云る三輪之崎。狹野と云るあたりの海灣を。今も錦の浦と云と。國人云り。此説實に然るへし。既に通證に。後拾遺集。錦浦と云處にて。道命法師。名に高き錦の浦を來てみれば。潜かぬまはすくなくかりけり。又錦宮と云。又潘宮といふ。西行法師歌にも。夜もすから沖の鈴かも羽ふりして。潘の宮に杵鼓うつ。今濱宮といふ處是なり。新宮を距ること三里許。とあるは即是なり。これをかの秀榮が説に。錦浦は長島村の一里は

かり東なり。此地は昔は志摩國なりしと云る説。記傳にもうへなひて。今も熊野の東北の傍。伊勢國渡會郡の堺に近き地へに浦浦といふ處あり。是後丹敷浦なるへく。また天皇の大御歌に。伊勢之海之云々。とよませ給へる是らと思ふに。此時熊野の地を。東北。行廻り盡て。かの丹敷浦まで幸行なるへしと云れしは。甚しき誤なり。また本居内遠か巡幸路大辨と云るものに云れし説も。たしかなる證なし。いかに上古の事なればとて。さる迂廻なる路を取給ふへまよしもなく。またうれより何の故もなきに。もとの方に立歸りて。熊野の村に入坐するはなまなきを。○丹敷戶畔。名義名草戶畔に同じ。通證に。今濱宮有二小祠。傳言祭二丹敷戶畔。とあり。此説によらば。此丹敷戶畔は。濱宮の邊に住居りけむを。今かく誅ひ玉ふは。はじめ熊野神邑あたりまで進み給ひけんか。暴風のために皇舟漂蕩ひて。遙かなる沖中へ放れ出たりけんを。今また吹戻されて。本來し丹敷浦濱宮のあたりへ。着給ひしなるへし。故そにて此者を誅ひ給ひ。此より熊野邑にと。いよく定めて。入坐しものと思やり奉らる。よく地理を考へて。平かに思ふへし。

時神吐毒氣。人物咸瘁。由是皇軍不能復振。時彼處有人。號曰熊野高倉下。忽夜夢。天照大神謂武甕雷神曰。夫葦原中國猶聞喧擾之響焉。宜汝更往而征之。武甕雷神對曰。雖予不行。而下予平國之劍。則國將自平矣。天照大神曰諾。此云三字。每那利。

神吐毒氣。記に。到熊野村之時。大熊勢馳出入即失。また熊野山之荒神とあり。されは此神は。荒振神の假に熊と化れるなり。記の序に化熊とある。即此義なり。重胤は。丹敷戶畔の化れるなから。其熊を神と云るなりと云り。されとこれ口。丹敷浦にての事

紀にはあちて其より熊野山に聊か入まじし時のことなるへし。吐毒氣は。景行紀に得神氣仁徳紀に被蛇毒。欽明紀の趣もしかみえたり。されば丹波戸岬とは見るへからず。吐毒氣は。景行紀に得神氣仁徳紀に被蛇毒。欽明紀の趣もしかみえたり。されば丹波戸岬とは見るへからず。

紀に毒害フヤシコナヒなりとあり。○瘵。記に。神倭伊波禮毗古命。倏忽為遠延。及御軍皆遠延而伏。とあり。瘵字書に病也とあり。景行紀に瘵臥フツツヤシ。是を引て和名抄に。瘵臥和名宇江不世利とあり。記傳云。字は乎の誤寫なるへし。

高倉下。下なる兄倉下弟倉下の訓注に。倉下此云彌羅餌ミラヅメとあるに倣て。此を訓へし。かの訓注にあり。其の訓注にあり。其の訓注にあり。其の訓注にあり。

名義さたかならず。粟田寛説に。倉は倉庫の倉にあらずして。開闢などの久長に同じく。其地のさま岩窟などありて。久倉下と訓へし。又重胤は。丹後風土記に。加佐郡高橋郷。一本名高橋。所に以高橋。高橋者。天香山命。於倉部山尾上。創設神座。以收神寶。設長梯。以爲下到其座之料。故云高橋。とある。此に依て高倉下命の名ありと云へり。されどこの丹後風土記と云もの疑。しき書なれば。證に引出へくもあらず。但し高倉の名義は。さる言にさしこゆれど。兄倉下弟。なほ紀中吉士倉下といふ人もあり。野之口倉下と訓へし。久難自と訓へし。下の本語志なる故なり。志毛の毛を略したるにはあらず。うの證は。志へ毛を添ふれば志毛となり。多を添ふれば志多となり。都を添ふれば志都となり。志毛は加微に向ふ詞。志多は字閉に對ふ詞。志都は本都に對ふ詞なり。足も阿へ志を添へ。館と云れたるることなり。さて天孫本紀に。此高倉下を。饒速日命の子宇麻志摩治命の兄とし。天香山命天降名手栗彦命。亦名高倉下命。御祖に隨ひて。自天降坐於紀伊國熊野邑。とあり。天香山命のことは。神代紀にみゆ。

通證に。熊野社記曰。地主社祭高倉下命穗屋姫命。舊事紀曰。天香山命異妹穗屋姫命爲妻。今在本宮後。神名式山城國綴喜郡柳倉孫神社。傳云祭高倉下命。萬葉集所謂多奈久良能野是也。とあり。重胤紀伊國神社條にも。右の文ありて。地主神社を新宮の下に隸たり。然るに通證には。在本宮後とあり。また記傳に。或説に熊野の神藏大明神は。此高倉下なりといふは。然も有むか。なほよく尋ぬへし。とあり。神社條にも。神藏大明神。相傳高倉下命得天劍之處也。とあり。借神名式に。越後國蒲原郡伊夜比古神社。名神一宮

記に。天香山命といひ。社説に。上古紀伊國新宮神倉大明神。此國へ臨幸なり。伊夜比古大明神の御前名なり。と云るも由ある事なり。又神社條に。高倉大明神。在稿田村所祭高倉下命。饒速日命子也。母天道日女命。熊野神主祖神也。掠井赤木長井大山諸村。同神社存焉。と見えたり。かく處々に祀はれさせ給ふ事は。實に其地主神に渡らせ給ふか故なるへく。また饒速日命の子と云事も。強かたきか如し。なほよく考へし。神主祖神と云事も。猶能く正して注すへし。また此神を。常陸國鹿島神宮攝社に祭らるる事もよしあり。其は同國二十八社鎮坐記に。板神社祀高倉下命は。天香山命の亦名。此神宮に由緒ある事は。神武天皇御世に。布都之御靈を降し給はりつるに依れり。とあり。此神を見目神と申すこそ。板は庫。底板の義。見目は記に阿佐目余玖取持云々の義をとりし。さて序に云。重胤云。神名式に。牟婁郡海神社三坐。或説に。本宮庄本宮村の東八町許に。七越峰と云有る。其東面六七町許山腰に在り。と云り。然る山中に海神を祭れる事。似つかはしからざることは。此稻飯命三毛入野命の。御事などありしか如く。此御時などそ祀はせ給へりけむ。海神は此天皇には。殊に二なく親しき神に坐ければなり。と云り。さることなり。○聞喧擾之響は。記に葦原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理那理。我之御子等不平坐良志云々。とあり。佐夜具といふこと。神代紀に既に云り。此は惡神の荒ひて。如此天皇を惱め奉るを詔ふなり。借此訓注。奈離二字。恐くは衍なるへし。○更往而征之。通證に。熊近日。因神代之先蹤。以命之。故曰更。とあり。記云。其葦原中國者。專汝所言向之國。故建御雷神可降。○平國之劍。記傳云。平國の段には。記に此刀のことは見えす。

されど。其時主と佩持て。功を成たまへりし刀は。必ありぬへし。况やこの建御雷神は。伊邪那岐大神の。迦具土神を斬給へる御刀より生坐て。元來劔に縁れる神なるをや。とあり。上野三碑考に云。武甕槌神の平國の時の御所爲

に。按。十握劔。通。刺立于波穂。跌。坐劔前。問。其大國主神。云々。古事記に見え。神代紀に。按。十握劔。倒。植於地。踞。其鋒端。云々。など見えたる劔。即石上神宮に坐す主神布都御魂なるへし。と云れたるはさもあるへし。但し常陸風土記信太郡下に。普都大神化道功舉て。兵仗を悉く焼し置て。天上に遷昇り玉ひし也。布都魂の御刀は。○諾。難字記にもウメナリと注せり。萬葉集には字倍此時候しおき玉ひたりしなるへし。といはれたるはうけられず。

とあり。詞の沿革なり。陸正云。ことばは世々をふるまふに。うつり改まりゆくものにて。誰改むるもなく改まり行なり。萬葉集以上の書に。まみちめもにていへることをば。古今集にはびなへばにていへること多かり。萬葉にすめ神とあるを。神樂歌古本にすべ神。日本紀にみすまるとあるを。竟靈歌集にすまるとあるを。古今集になべていへる類なり。これらをとら通音とのみとて。沿革をしらぬはおろかななり。と云れたるか如し。即ちこゝに字米とあるを。萬葉に字倍といへるも同じ沿革なり。また古今集には。○諾の訓注。永草本には云。字每那。とありて。利字なし。其もあしからず。

時武甕雷神登謂高倉下曰予劔號曰師靈師靈。此云。赴。屠能彌多磨。今當置汝庫裏。宜取而獻之天孫。高倉下曰唯々而寤之。明旦依夢中教。開庫視之果有落劔。倒立於庫底板。即取以進之。于時天皇適寐。忽然而寤之曰。予何長眠若此乎。尋而中毒士卒悉復醒起。

高倉下。本に下字を脱せり。信友校本に異本にありと云り。舊事紀。補ふへし。次なるも同じくあり。

○師靈。記云。此刀名云。佐士布都神。亦名云。甕布都神。亦名布都御魂。此刀者坐石上神宮也。とあり。天孫本紀云。宇樂志麻治命誅長髓彦帥軍歸順。天皇嘉忠節。授以師靈劔。天皇及即皇位。宇麻志麻治命獻天瑞寶。又慶神楯以齋矣。謂五十櫛。亦云今木。刺繞於布都主劔大神。奉齋殿內。五世孫伊香色雄命。遷建布都主劔大神於大倭國山邊郡石上邑。又自天受來天璽瑞寶。同共齋祭。號曰石上大神。とあり。さて三代實錄に。河内國彌加布都命神。比古佐自布都命神。式に阿波國阿波郡建布都神社。壹岐島壹岐郡佐肆布都神社。とあるなどは。此劔の靈を祭れるにや。また武甕槌神を祭れる御社にや。

師の義は。神代紀の釋に云り。 ○倒は。劔の身を上にして立るなり。この事神代紀に云り。○庫は。座と同じ義なり。物を置より出たる名なり。上に引る通證に。熊野神藏。此其遺蹟とあり。 ○獻之天孫。記云。故阿佐米余玖。汝取持獻天神御子云々。○唯々の應。聲なるよしも。假名の於々なるよしも。既神代紀に云り。忠見集。櫻の木の下にて鹿のいる口の号は山なる花のあたりにおどろきたる。是は於の假名にしてよめるなり。 ○適寢。記によるに。これ毒に中り坐るなり。○長眠。記傳云。こは惡神の氣に遠延坐ることは。御自所思賜はて。唯何となく長眠しつと所思看て。如此は詔へるなり。とあり。さて那賀伊の伊は。寢る事なり。分ていへは。伊は目を閉るを云。神は靡き臥せるを云詞なり。○士卒悉復醒起。天皇忽然に寢給ふも。御軍人どもの悉く醒るも。みな此神劔の奇異き靈にそありける。記に故受取其橫刀之時。其熊野山之荒神皆爲切仆。其感伏御軍悉寢起。とあり。記傳云。自とあるに心を著

るを。全體の大きを其頭にて知らせて。頭字を加へて書りしものと見えたり。頭の八咫ありなんには。其體はけに尋常の鳥とは。甚く異なるへし。

和名抄に。應天記云。日中有三足鳥。赤色。今按。文選。謂之陽鳥。日本紀謂之頭八咫鳥。とあるは心得す。

姓氏錄山城神

別。鳴縣主。賀茂縣主同祖。神日本磐余彥天皇。命孫鳴建津之身命。化如大鳥。翔飛奉導。遂達中洲。時天皇嘉其有功。特厚褒賞。八咫鳥之號從是始也。と見え。山城風土記に。可茂大神。御社稱可茂者。日向會之峯天降坐神。賀茂建角身命也。神倭石

余比古天皇之御前立坐而。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。

是時大伴氏之遠祖日臣命。帥大來目。督將元戎。踏山啓行。乃尋鳥

宇陀郡八咫鳥神社。山城國愛宕郡久我神社。同國同郡三井神社以上鎮坐三箇所。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に治りたまふ。

所向仰視而追之。遂達于菟田下縣。因號其所至之處曰菟田穿邑。于時勅譽日臣命曰。汝忠而且勇。加能有導之功。是以改汝名爲道臣。

日臣命。姓氏錄左京神別大伴宿禰條に。高皇產靈尊五世孫天押日命とあると。右京高志連條に。高魂命九世孫日臣命。とあるとを合せて考れば。此命は天押日命の玄孫なり。

の下に注へるか如し。○帥大來目。督將元戎。拾遺には帥督將元戎とのみありて。大來目といふ事

なり。○菟田下縣。伊勢風土記に。天日別命。神倭磐余彥天皇。自彼西宮征此東州

之時。隨天皇到紀伊國熊野村。于時隨金鳥之導。入中州。而到於菟田下縣云々。和名抄に。大和

國宇陀郡これなり。此郡内に今宇陀といふ邑もあるなり。萬葉に宇陀の大野。宇陀の眞赤土などよめ

り。さて舊訓。縣をコホリとよめれど。こゝにては。阿賀多と訓へし。阿賀多の事は。下の

なり。かれこゝに八咫鳥の社あり。上に引り。○下縣とは。此郡廣ければ。上代には上下に分れけむ。されど其境塙は今詳ならず。○日菟田穿邑。記に自其地フユカチヲコトメ踏穿フミカサチ越幸宇陀。故曰宇陀之穿トとあり。記傳云。踏穿越とは。八咫鳥の翔りゆく導のまに。道もなき荒山中を。行通り坐るをいふ。穿とは。常に物に穴を鑿て。面より背へ貫通するをいふ如く。此方より彼方へ。路なき地を行通り貫け坐るなるなり。穿字。通也。貫也。と字書にあり。此紀に。踏穿と云ことなくしていかなり。因號其所至之處。曰日菟田穿邑とあるにて。もとはありしか略かりたりしこと知られたり。さて上にも云る如く。吉野川上なる國樞あたりより。菟田下縣に達り坐る。其路次を考ふるに。國樞は今も國栖庄とも云ひて。吉野川の川上なり。此地の事なほ下に詳に云其處まで至らすとも。上市など云渡を歴れば。大和國中なる。十市郡高市郡などの方に出る路あれど。今は其をはよそにみて。國栖よりかの龍門庄など云る地の。なほ奥深き山中なる。樵夫の通路たにあらぬ嶮路を。直さまに踏通りて。國人にまくに。此間山脈つゞきいと嶮しけれと。今は通路もあり。凡て二三里もあらんと云り。宇陀郡なる穿村へと幸行るなり。さるは既に十市高市の郡などの方に向ひて。中州に入坐へきなれとも。虜とも滿塞りて。居れるよし聞食て。この事は女々に見えたり。其方へは幸まさす。なほ東の方へと向幸ませるは。一にはかの背負日ツ云々。と云事をおもほしめし。一には虜どもの強き方を避給ふにもあるへし。さて穿と云は。右の路もなき山路を。押分踏通り坐るより云るなり。この穿といふ事を。熊野より大和へ入坐ほどの途におもふは非なり。もししかあらば。この宇陀郡の地名となれるよしなきを思へし。さて記傳云。今世にも宇陀郡に宇賀志村と云あり。日強山のこれ此兄弟宇賀斯の住し地なるへし。然れば曰宇陀之穿とあるも。實は宇賀斯なるを。宇賀知と云こと。音の近きにつきて。かの踏穿ち越ま

せる故事によりて。穿と名けたりと。語り傳へたるものなるへし。されは穿邑と云は。世間にこの故事を。語り傳へたるのみの地名にて。實は其處にては。初より宇迦志邑と云けむ。とあり。○能有導之功を。水戸本永享本集解蘇本ともには。有能導之功とあり。本は寫し誤りて。轉したるものなるへし。○爲道臣は。名義明らか也。繼體紀の詔に。道臣陳謀。而神日本以盛云々。延喜六年竟宴歌に。此命を。伊佐良之久多陀斯岐瀧知乃於牟迦斯佐。斗且曾我那毛岐波多末比斯。二三の句の際に。道臣と云入たり。故美を意平とよめるは音便なり。

神武天皇熊野より大和國に入坐し御順路の事

神武天皇東征の御時。熊野より大和國に入坐し御順路の事。おのれは先に通釋を記し時。古事記に因て。今の熊野新宮本宮等を経玉ひて。大和國十津川に沂り。吉野川の川尻に至りまじしもの。定めて記したるは。記傳を始め。本居内遠氏の御巡路と云もの。みないつれも其證なく。たゞ推測の考なるを以て取らざりしなり。然るにこゝに熊野の人山田正か。年頃此御事に附て。深く地理を考へ。自らも其地を跋渉して。其證あるを見出て。熊野荒坂津史蹟考證書と云もの一卷を編し。携へ來りて己に見せたるに。げにもと思へる事ともあれば。其書中にあることの大略を抜出て。左に云なり。

天皇熊野神邑(今の新宮町)に到。又海に航して東進せられ。海上遭難の際。二皇兄と別れ。僅に難を逃れて上陸し玉ひし荒坂津は。今三重縣紀伊國南牟婁郡荒坂村を。實蹟とすへし。此の荒坂村の海岸を。二木島港とも云。まづ此地古來の沿革。及地形等を略叙し。次に各種の事實を擧て。上古の史蹟を證明せんとするに。荒坂村は舊四村にして。二木島浦。浦母浦。里浦。須野村と云。以上の四村みな。荒坂山の麓に沿へるを以て。其名を取り。四村を合せて今荒坂村と云ふ。かく合せたるは。明治二十年町村制度時也。 荒坂村の東南に。牟婁崎。英虞崎と云ふ兩岬あり。正に相對して一海口を作し。海水深く一大灣をなせり。此港口を。二木島と稱。(其海口に稻飯命御毛入野命二社あり。此事は別に云) 古來此灣を以。日本紀に載する所の。

熊野荒坂津なりと稱するもの。實に其憑證の較著なるものとすへし。この二木島港は。今の新宮熊野神邑の東北約十里を距る。加ふるに同港の地に。當時鬪戰の舊蹟。及び二皇兄の神蹟。また高倉下命の舊蹟等あり。また各種の事蹟。大に當時の事態と相關聯するもの。其實地に存在する事ともを。次々に云はる。二木島港の海口。海に面して秀拔なる巨巖あり。楯崎と名く。古來傳へて云。天皇沿海にして。暴風に遇ひ。御舟漂蕩す。其載する所の楯。この所に漂着す。故に名く云々。又言ふ。大古此所にして。神明の鬪戰あり云々。紀に。天皇與三皇子手研耳命。帥軍進至熊野荒坂津。亦名丹敷浦 因誅丹敷戶畔者。とある。其荒坂即今云會根坂にて。其津即二木島港なるべければ。こゝにて丹敷戶畔を誅し玉ひし事を。神の闘ひ給ひしと云傳へしなるべし。會根坂は。荒坂村の東北會根浦に起る坂路なり。其頂上は即ち古昔。紀伊志摩兩國の境界なり。此坂古に所謂荒坂也。土人言。上古此山中にして誅に伏す。山中にその塚ありと云々。會根坂村より丑の方に當りて。會根浦に越る。往還の山路あり。會根の方よりの登りを。會根太郎といひ。北方より登るを。會根次郎といふ。峠を以て村境とす。當村より頂まで四十町。坂路甚だ峻なり。紀の荒坂は即此なる可し。二木島港の北方山間より流出て。同港に入る溪流あり。これを逢川。また逢初川といふ。古傳に。上古天皇上陸し玉ひし時。土人等みな此溪頭に出て奉迎し。また高倉下命此に出て奉迎し。劔を奉れり。故に逢川とも逢初川とも言ふ。此川を遡ること約六十町の山上に。高倉下命鎮座の舊蹟あり。天倉山と云ふ。此山は地勢峻絶。荆棘を披きて僅に頂上に達するこ

とを得べし。頂上稍平坦なる處。老樹叢生危巖屹立し。境域頗る秀靈なり。下瞰すれば。二木島の港灣。曾根坂の險路。眼下にあり。頂上老樹の枝上に。一條の注連繩を懸け。其下に神酒の小瓶を供す。古來毎歲十二月。山麗曾根浦より献供するを例とすと言ふ。かく各種の事實今に存在するからには。これを以て實の御舊蹟を定むべし。と云り。右の説に據て。此御巡幸の路次を。今二木島港即荒坂津なりと定むる時は。それより大和へ入坐し路次は。何處にかゝり玉ふとかせんと云に。彼の荒坂村の西北にあたり。陸路大神坂と云る嶮岨の地あり。土人の傳に。天皇の通御ありしか故に。大神坂と傳稱すと云り。さらはそこを越えて。大和に通御ありしとすべし。但し此より前途の事は。更に確信すべき徴とはなけれど。現今の地理によりて考察すれば。右の大神坂より。凡一里半にして。新鹿村に至る街道あり。それより山に入れば。大和國吉野郡の入口なり。そこまで大凡七里半餘あり。其より大臺原の麓を経て。伯母嶺アハハネに出れば。吉野川の川上なりと。是も山田氏の説なり。されは皇軍の跋涉り玉へるは此ならん。今はいとよく開けたる路にて。誰も知る所なりと云り。此考まことに然る可くおほゆ。

又同氏考證には。陸路大和に通ずるには。其路程近しといへとも。山中殊に險絶。行路極めて難し。之に反して沿海には。大小の港灣遠近に散在し。舟行頗る便なり。加ふるに古事紀傳の説の如く。伊勢能宇美能云々の御製を併せ考ふれば。當時嶮を捨て易に就き。舟行して伊勢の近海までも廻幸あり。それより大和に通御ありたるには非るか。と云り。しか見る時は。古事記の説の如く。この熊野荒坂津よ

り。再び海路を廻幸し。伊勢の大杉谷へかゝりて。吉野へは越坐るものとすへけれど。なほ海路の御巡幸は。聊か押當の説に近かるべし。

さて今右の説に因て云時は。路次よく通たるか如くなれど。又立かへりあもへば。さきに到熊野神邑一且登天磐盾とあるは。即今の東牟婁郡新宮村なる神倉山一名天磐盾なり。神倉山の麓に一小祠あり。渡御前と稱す。神武天皇を祠る。古來此祠は。帝の頓宮の遺跡なりと傳稱す（まて進み坐るか。其次に熊野荒坂津に至りますとある順次は。少したかへるか如くなれど。其荒坂は。三輪崎に荒坂山あり。然れは三輪崎は。本名荒坂津に疑ひなし。熊野巡幸記。伊國名所圖釋。またそこに荒津山と云もあり。又おまの神の森と云もありて。丹敷戸畔の塚なりと云傳ふ。又そこに錦浦と云あり。そこを濱宮村一名濱宮村とも云り。錦浦後拾遺集歌にも見えたり。濱の宮の北方に小き葦祠あり。丹敷戸畔社と云。又錦浦明神と呼ふ。熊野巡幸記。又濱宮村若宮森と稱する所。古來是を神武天皇頓宮の遺跡なりと傳稱す。那智正徳紀。紀伊國風土記。かくあまたの證據あるからには。これらも又たしかなる傳説なり。さきに通釋に引るも即これなり。然るに又西牟婁郡富士橋村大字二色庄中古の沙岬。二色浦。の海灣を以て。古の丹敷浦となし。又其地に丹敷戸畔の舊蹟を存せりとも云へり。こゝにも天皇上陸ありて。今も其處を旗立の岬と云。と云るも亦一説なり。かく各處の舊蹟あるを置て。上に云るか如く。南牟婁郡なる荒坂村二木島港を。まことの熊野荒坂津と定め云ふは。いかにもおほつかなきか如くなれど。よく其地形を考ふれば。この二木島港たしかなるか如し。されど

これまた古事記に從其八咫鳥之後。到吉野河之河原。よる時は。其路次たかへるか如し。また高倉下命の舊蹟を。この荒坂山なる天倉山と定むる時は。今の熊野本宮新宮にて。この命を地主神と云るにもたかへれば。これまたうけはりても定めかたからん。なれども今此港口に。稻飯命御毛入野命の御社現に存在し。また天倉山の靈地なるなどをあもへは。なほ此二木島港の方に。心引れても聞ゆ。是はなほよく他日の考證を待て定むべし。

附録

稻飯命御毛入野命の御社につきて

神武天皇の皇兄稻飯命。御毛入野命は。東征の御時。紀伊國熊野浦にて。甚しき暴風に逢。御舟漂蕩ひて。天皇の御舟とは離れまし。何處ともなく流離ひ坐しか。御毛入野命は。波穂を跳て絶域國トコロに渡坐し。稻飯命は。御妃ぐい國なるを以。海宮に渡らんと。海原に入坐し事。古事記日本紀に見えて疑ひなきを。今同國牟婁郡熊野浦。二木島ニキノマの港即ち熊野荒坂津。今荒坂村と云の港口なる牟婁崎に。室古神社あり。英虞崎に阿古師神社ありて。港を隔て對立玉へり。共に村社なり土人の傳説によれば。室古神社は。祭神稻飯命を奉祀す。社殿所在の地名を取りて。室古神社と申し。阿古師神社は。祭神三毛入野命を奉祀す。これ又社殿所在の地名を取て。阿古師神社と申す。古來兩社に傳ふる所の傳記によるに。神武天

皇東征の御時。此海上にして風浪の難に遇ひ。皇兄稻飯命三毛入野命。共に海中に入て薨す。風波收りし後。土人二皇兄の御屍を覓めて歸り。之を奉葬す。爾後其陵を崇敬して。産土神と爲し。毎歲五月五日。十一月二日。祭典を執行す。其式法は都て當時の状況を模するものなり。中世より。居民漸く増殖するに及びて。別に社殿を建て。神體を奉安し。祭式は都て古傳に遵ふ。爾來今日に至るまで。二十一年毎に兩社式年造營をなすと云り。按に二神の御事は。正史に慥なる本文あれば。動かす能はず。土人も天皇の御舟のみ荒坂津に着て。二皇兄の御舟の着玉はぬか餘りに。覆没し玉ひしものとなし。哀悼の至誠より御陵を作りて。御衣冠又御劔の類。何にまれ。其所に埋葬し奉じ事などのありしを。嗣々に言ひ傳へて。誠の御屍を葬り奉りしさまに。語傳へけん事。これ又さもありぬへき事状なり。かゝる傳説の齟齬は。堂々たる神代紀。皇代紀中にも多かり。かれこれ論すべき事にあらず。

右の如く土人の傳説と齟齬せる。二皇兄の御事は。今更論するに及はず。二皇兄の御社に於ては。皇國中に一處も坐まらず。人王第一代の天皇の皇兄たる上に。東征にも勞し給ひし御方にして。後世御祭典に預り玉はさるは。一大缺典と申す可きを。處もこそあれ。其漂蕩坐し熊野浦に。二千有餘年の當昔より。土人に祭られ玉ふ御社あること。おほろげの事にあらず。今の天倉山に當りて。かく世上に知られ玉ひし事。實以て時機到れるものと思ひやり奉らる。されは今にして。並々の郷社村社などの列に。備り玉ふべきものにあらず。御歴代の皇族等は。みな其山緒に付て。土地に厚く祭られ玉ふに。獨り神

武天皇の皇兄等の御社の。祭典に與り玉ふましきよしなければ。急々御治定ありて。官幣國幣の例に入玉ふへき御事なり。なほ申さば。第一の皇子五瀨の命は。已に同國竈山神社と。古來より式典にも與り入野命の。御社殿御改造のうへ。古式に依て祭典をも。それく御執行ありたき御事なり。さもあらんには。二皇兄の御魂は申すに及はず。皇考とます鸕鷀草葺不合尊。皇弟とます神武天皇の御靈。はた。いかに天翔りつよろこび玉はまし。是昭代の太しく貴き御舉ならんと。思遺奉らるゝに附て。かこみくも言舉し奉るになん。

日本書紀通釋卷之二十三

飯田武郷謹撰

秋八月甲午朔乙未。天皇使徵兄猾及弟猾者。猾。此云。是兩人菟田縣之魁帥者也。魁帥。此云。比登誤。廼伽彌。時兄猾不來。弟猾即詣至。因拜軍門而告之曰。臣兄兄猾之爲逆狀也。聞天孫且到。即起兵將襲。望見皇師之威。懼不敢敵。乃潛伏其兵。權作新宮。而殿內施機。欲因請饗以作難。願知此詐。善爲之備。天皇則遣道臣察其逆狀。時道臣命審知有賊害之心。而大怒詰噴之曰。虜爾所造屋。爾自居之。爾。此云。飲例。因案劔彎弓。逼令催入。兄猾獲罪於天。事無所辭。乃自蹈機而壓死。時陳其屍而斬之。流血沒踝。故號其地曰菟田血原。

乙未は。二日なり。○使微兄猥云々。記云。爾於宇陀^二有^二兄宇迦斯弟宇迦斯二人。故遣^二八咫鳥^一。問^二二人曰。今天神御子幸行。汝等仕奉乎。於是兄宇迦斯以^二鳴鏑^一待^二射返^一其使。故其鳴鏑所^レ落之地。謂^二詞夫羅前一也^一。とあり。宇迦斯は地名に依れる名なるへきこと。上に記傳の説を擧て云り。さて國人云。今高見山と云山あり。今は吉野郡に屬せれとも。古は宇陀郡なり。此山のふもと即穿^{ウツチ}村なり。此高見山に。いにしへ兄猥の住し跡なりとて。石窟残り。この山は最も高き山にて。大和の國內にては。何方にても見ゆる山なり。其嶺を堺にて。うしろは伊勢國なり。と云り。記傳云。上文の穿てふ地名と。此宇迦斯てふ人名とは。元來別なるかとも思へとも。其名甚近ければ。かにかくに別にはあらしと思ふ。今の現にも宇賀志村あれはなり。又今の宇賀志村は。此兄弟宇迦斯の住しに因て。後に地名とはなれるにて。彼穿に由あるには非しかとも思ひ。また穿を詛て宇賀志となれるにて。人名とは別なるかとも。種々に思へとも。猶此人名も今の村名も。彼穿も別事とは聞わすなむ。此人名。書紀に猥字を書るに依て。師は地名に非すみだりなる意なりと言れつれと。然には非す。彼猥字は。兄宇迦斯か不服る爲^レ人に就て。書れたるものにて。必しも宇迦斯てふ言の意に依る字には非す。兄こそ猥^{まみ}なりとも云へけれ。弟は天皇へ忠に仕奉りしものを。争かは猥なりと云む。八十建をも。書紀には八十梟帥と書れたり。是も此人不服る爲^レ人に就て當られたる字なり。多那流とはたゞ勇猛きことにこそあれ。梟字の意はなし。天智天皇の御子に。建皇子と申す坐り。皇子に梟帥の御名を付奉むも

のかは。此等の例を以ても。猥字は必しも言の意に非ることとさるへし。とあり。○魁帥。上に首字をもよめり。人子之長の義なること既に云り。注の彌を本に編とあるは誤なり。今は永享本に據る。○施機。記には押機と作り。記傳云。此物は下文に踏^レ機而壓死。とある如く。人を欺て殺む爲に。然りげなく見せて。踏は覆り墮入て。壓れ死ぬへく構たる物なり。和名抄畋獵具に。漢語抄云。鼠弩一云^二鼠弓^一。於之。とある。是は鼠を取む料の押機なり。又天武紀施^二機槍^一とある。機をばフムハナチと訓れども。踏^フ發^{ハナチ}の意なり。此も於志と訓へし。獸を取る押機なり。今世には於志と云。又處によりて許夫知とも云り。○彼處に發くか如き事に名けたり。とあり。施は記に張とあり。古言なるへし。○作難を。マチトラムトスと訓るは。記に將^二待取^一とあるに依れるなり。○詰噴。本に詰を詰に作るは誤なり。今改む。○爾。記傳云。意禮は。人を賤しめ罵る稱なり。宇治拾遺物語に。やうれおれらよ。○彎弓。弓引^{マカヒ}擬^{ナヒ}なり。麻迦那布は。記に令^二占合麻迦那波^一とあり。字鏡。擬設也度也。萬加奈不。字書。擬^{マカヒ}揣^{マカヒ}度^{マカヒ}以待也。と注せり。今も此意なり。○催入。記には追入とあり。彼機を設置る殿内へ。兄猥を追入るゝなり。○兄猥獲罪於天事無所辭。こは記者の辭なり。中昔の物語書に。童子^{中昔の物語書に。童子}然るを水戸本には。兄猥曰云々とありて。猥か詞とせるは誤なり。また本に罪字の下に。兄字あるも行なり。諸本に无そ宜しき。さて本に天をキミと訓るは。記傳にも云れたる如く。古の道をよく辨へ知れるものなり。漢籍に。臣以^レ君爲^レ天と云事あり。また下文に天流血沒踝。景行紀にも。血流至^{ツツナキ}踝^{ツツナキ}云々。血流之處曰^二血田^一也。とあり。倭名抄。踝和名豆不奈岐。

俗云豆不々之。足骨也。狩谷氏曰。神武紀。景行紀。粟訓。川不奈幾。新撰字鏡。醫心方。粟訓。豆夫不志。豆與此合。新撰字鏡。又附訓。豆夫不志。又豆夫奈支。通證に。豆不々之。蓋圓節也。今俗云豆久不之。と云り。されど流血没踝などは古言にあらす。漢籍より出来し文字なればなり。魏書に出。通證に云り。史記にも流血至踝とあり。○血原は。大和志に在上田口村。と云り。今もたしかにある處なりと。國人云り。かの新見山に遠らぬ地なり。と云り。○記云。爾即控出斬散。故其地謂之宇陀之血原。とありて。血の流れたることば云はさ。とも。斬り散と云るに。おのつから血はきこえたりと。記傳に云り。

已而弟猾大設牛酒。以勞饗皇師焉。天皇以其酒完。班賜軍卒。乃爲御謠之曰。多預彌。此云三字。于儂能。多伽機珥。辭藝和奈破蘆。和餓末菟夜。辭藝破佐夜羅孺。伊殊區波辭。區旄羅佐夜離。固奈彌餓。那居波佐麼。多智曾麼能。未廼那鷄句塢。居氣辭被惠禰。宇破奈利餓。那居波佐麼。伊智佐介幾。未廼於朋鷄句塢。居氣儂被惠禰。是謂來目歌。今樂府奏。此歌者。猶有手量大小及音聲巨細。此古之遺式也。

設牛酒。記傳云。こは漢籍に倣へる潤色の文なり。我國にてこそ。かゝる饗なにも牛肉を主とはす

れ。皇國にては古へも今もさらに無きことなり。天武天皇の御世に。牛馬肉を食ふことを禁められしは。やゝ後に民間などにては。食し者もありつらむ。上代にはさらにさることなし。縦ひ食し者は稀々ありしにもあれ。かゝる大御饗などに。用おし事は決て無きことなり。ゆめ虛文にな惑ひそ。と云り。此二字。永享本に牛酒此云師子左介。とあり。此はよろし。或説に牛は六字の誤ならむ。と云り。次に酒完とあるによるに。さもあるへし。○爲御謠之曰。記に。然而其弟宇迦斯之獻。大饗者。悉賜其御軍。此時歌曰。とあり。記傳云。此時とは。此御饗の物を賜はりて。皇軍士等の宴飲遊ふ時なり。此歌は。此宴に御軍士等の歌へるなれとも。天皇の作坐る大御歌なる故に。書紀に御謠と云るなり。とあり。○于儂能。記傳云。三言の句なり。女へ連ねて。七言の句とするは非なり。○多伽機珥。守部云。宇陀之高城にあり。多加機は。多伽は山の意。機は城にて。此は鼻帥等の。要樞を構へて柵ける故に。しか詔ひしなり。古く城と云しは。大なるは宮城をいひ。小きは稻城を云か如し。猶柳は奥城。牧城は馬城なり。山の城も是に准ふへし。古事記歌に。みもろの多迦紀とあるも。三語の構のある故にいふ。又おしほみの。この柵等。組懸。とあるも。大宮の構のありし故なり。たごもなき山を。城といへることばなし。と云り。○辭藝和奈破蘆。記傳云。鴨瀨張なりと契沖云り。鴨を取むとて。網を張置を云り。さて此句は。兄猾か機を構へて。落し入奉むとせし。小き謀を。鴨取むとて網張置に譬て詔へり。と契沖云り。とあり。○和餓末菟夜。記傳云。我待にて。鴨の糶るを待なり。夜は。高行や隼別。打や菟。咲や斯花。などの類の夜にて。待や鴨と。次の句へ續くなり。此句を。上句へ着て心得るは非なり。上句ははると切れたり。我は。此網を張れ

る人の我にて。己か待鳴はと云むか如し。とあり。○辭藝破佐夜羅羅。記傳云。契沖云鳴者不障なり。波と夜と同韻にて通ふ故に。障を佐夜留と云り。萬葉五に。何か佐夜禮留とよめり。さて此の障は羅るなり。俗に物に觸るゝを。佐波留と云と同じ。と云り。此説の如し。又萬葉五に。許良爾佐夜利奴ともあり。○伊殊區波斯は。磯魚細にて。鯨を呼出ん枕詞なり。伊會奈とは。磯に依來る魚を本にて。漁を爲し。釣をする業は。うつこもあれども。まづは磯なるか便利よきまづに。其魚取を磯魚取といひ。其業するを磯をするを云けるなり。萬葉三に磯廻とも書り。今昔物語廿九に。貝拾ふことなると。又紀中。及萬葉歌に。異舍離等利宇彌とも。鯨魚取淡海之海ともつづけたるも。磯魚取なり。またすなとりも。いすなとりのいを略けるなり。されは伊會奈とは。たゞ漁とれる魚の名なるを。鯨に連けそめたるは。守部も云れたる如く。鯨は海王と云如く。諸魚の中に最名細き大魚なればなり。細字に心つくへし。さて萬葉に勇魚と書たる勇字は。たゞ異舍と云言に訓を借たるのみなり。又鯨魚と書たるは。恒に伊殊區波辭鯨と連け習へる枕詞より。轉りたるにて。波流比能春日。登夫等利の飛鳥の類なり。鯨を勇魚といひしにはあらず。○區旋羅佐夜離。記傳云。鯨障にて。鳴瀬へ鯨の羅れると云なり。如是譬たる意は。思ひかけぬ大軍の來て。小謀の違へるとなり。和名抄に。唐韻云。大魚雄曰鯨。雌曰鯢。淮南子云。鯢鯢魚之王也。和名久知良。と見ゆ。さて鳴の小さき對へて云むには。大に猛き物は。鳥にも獸にもあるへきに。類に似つかはしからぬ。海物の鯨をしも。作賜へるは徒に

大なる物を擇出賜へるのみには非ず。此は此大獲の御饌物の中に。鳴と鯨との有しに就て。即其物に寄て詔へるなり。然らざれば。類に似つかず。鯢は似つかず。鯢とあり。さて此句。流の方を優れる。とあり。○固奈彌餓。守部云。婿之なり。名義は着馴女。伎と固と通音。米と彌と通音。にて。那禮の禮の音れるなり。の意なり。そは神樂歌に。和禮乎支天。不多川萬止留也。とよめりしやうに。古妻妾となく。二妻持りし世には。萬葉七に。おほよそにわれしおもはと下に服て。なれにし衣をとりて將着やも。また。くれなゐのこそめの衣下に着て。上取着はことなさむかも。十一に。紅のこそめの衣を下に着は。人の見まくにほひ出むかも。又歌衣しもおほくありなんとりかへて。きははや君かおもわすれ而有。なとやうに。其二妻を衣に比へて。多くよみ習へりし故に。此名はあるなり。さて新撰字鏡に。婿。古奈彌。嫌。宇波奈利とあるも。本よりの妻は。家戸主なれば。君に従ひ。後に持副たるは。兼用の義以て。兼に従へるなり。倭名抄。前妻和名毛止豆女。一名古奈美。とあり。○那居波佐摩。記傳云。魚乞者なり。乞者を乞佐者と云は。古言の格と。立を多々須。行を由加須なと云ふなり。守部云。此は世に夫の獵漁に出つれば。家なる妻子は。其獲物を待乞るならひに就て。如此詔ふなり。さて魚を那と詔ふも。御饌に就ての御詞なり。其は恒には宇乎と云を。釣時は。魚釣といひ。猪も常は章と云を。獵の時は斯々と云て。鹿をも兼たり。春草も恒は和加久佐と云を。食料の時は和迦那と云。筍も常には多那能古と云を。食料の時は多加米那。後世多加那。又多加。宇那など云は音便なり。と云ふ例のこととあり。○多智會摩能。守部云。立板棧之にて。實と云む枕詞なり。多知は。木立立

木など云立にて。植りて立有を云。曾摩は。和名抄に。唐韻云。楓棧木名也。又四方木也。和名曾波乃木とある是なり。但説文に。楓棧也。徐鍇字解云。字書三棧爲楓。音姑。唐韻云。棧四方木也。と注して。本木の楞のことなれば。其木の名にはあらざれど。此木漢名鬼箭と書字の如くに。箭に似たる皮の。幹にも枝にも付て。稜のある木なるからに。姑く楓棧字は當たるなり。仁徳紀に。椰素摩能紀とあるも。箭楓棧の意と聞るは。此同木なるへし。枕冊子。木はと云る中に。その木。はしたなき心ちすれど。花の木もちりやめきて。思ひかけね青葉の中より。さし出たるめつらし。と云り。かくうるはしき木なり。時もわかす。濃きもみちのつりければ。今の俗には錦木と云り。又矢筈とも云るは。かの箭羽に似たるより云名なり。かくて此木。甚小細なる赤き實成れども。次の 杓ヒサカキに對て。實の少き序に取出たまひしにこそ。○未廻那鷄句鳩。上よりの連きは實と受て。言の意は肉の少乎なり。此句記に。微能須那那久表。とある本ありといへは。武藏云。縣居府校本。古本記に。此御歌。ミノ須久ナケクフ。とありしよし。屋代弘賢の池原兼善に見えたり。さらば箭の試に考へ置れたる説にて。さる古本のありしにあらざるへし。其はとまれ。此考はいとよろし。こゝにも須字脱しものならむ。少きを須那岐と云は。倭名抄に。少納言。須奈伊毛乃萬宇之。又少辨。須奈伊於保止毛比とある。此等の須奈伊は。須奈伎也の音便なるを以て知るへし。さて鷄句は句と約り。鷄伎は伎と約るを。古言には通はしいへり。○居氣辭被惠禰。記には許紀志斐惠泥とあり。記傳云。紀には紀を氣と書り。氣はゲの假字にて。紀にもケにのみ用たれば。ケと訓へきかとも思へど。凡て紀の假字は。吳音をも漢音をも用ぬ。一字を三音四音にも通はし用たれば。此字も漢音を取て。此はキと訓へし。とあり。一句の意は。守部云。扱コキヒヒ之コキヒヒ押コキヒヒねコキヒヒにて。かの肉の少き骨からの處を。扱て弄取れと云なり。居氣は萬葉八に。

袖に古寸コキ入つ。十八に。多麻古伎之伎豆。など多くよめる扱なり。稻などをこくと云も同じ。辭は助辭。被惠は字鏡に。扱コキヒヒ弄コキヒヒ等を字を訓て。肉をそき取ことなり。即今の言に間具と云るも。比惠具の約り。比惠は間具と約れり。又惠具留と云も。押ヒキ鶴ツルの上略なるへし。竹刀を今間良と云も。比惠良の約れる事は。上の比惠具の例の如し。私記に。竹刀を阿平比衣と訓たるは。衣の假字違へり。言の意は。斐は屠る減すなど云ふ波間に通ひ。惠は割る折る等の。和衰に通へる以て准へし。泥は云々爲よと令する辭なり。と云り。○宇破奈利餓。又云。嫌ウサ之ウサなり。名義は着馴女の條に引し。萬葉歌等に據るに。彼下に着し衣ウサ本ウサの上に。今一重かさね着る心にて。上ウサなウサはり妻の略かりたるに。そあらむ。和名抄。前夫之ウサ太ウサ乎ウサ。後夫ウサ乎ウサ波ウサ乎ウサとある。此上夫ウサ下夫ウサの稱に准ふへし。かくて此こなみ。うはなりか事。檜垣集又大和物語等に。一人の男か。こなみとうはなりとを率て來し事。出たるを以て。現在なる妻等の稱なることをまゐるへし。倭名抄。後妻宇波奈利。とあり。○那居波佐摩。上なると同じ。○伊智佐介幾。守部云。最榮樹イサカキなり。其木は。和名抄に。杓漢語抄比佐加木。とある是なり。比佐加木は。實榮木イサカキの轉にて。赤くろく紫はみたる實の。多く成ゆゑに云。即今俗に毘者加紀ヒシヤカキと呼なるも。實榮木を詛れるにて。世にしか呼はかり。實の多き木なるから。次の御句の連けはあるなり。かくて其を最榮木としも詛ひたるは。此木隠りかに圓かに繁りて。其形さへえもいはずよき木なりければ。賢木の種類多きか中に。最てふ名は負りしなるへし。最は最前などの伊夜と云に通ひて。最一の意なり。伊知夜夜岐は。最速の義。伊知志呂岐は。最白の義なり。伊

らて。その御時其處の山に生てあるを。所見行しまゝに。つゞけさせ給ひしにこそ。とあり。○未廻
 於朋鷄句塢。又云。肉之多乎にて。上の未廻須那鷄句塢に對へて詔ふなり。○居氣儂被惠禰。幾許押
 ねにて。是はあまた押取と詔ふなり。居氣儂は。萬葉に己伎太。己伎婆久。許已太久。許已久。許已婆
 などある。みな同言なり。右の言をも。眞字には幾許と書て。卷々いふ多し。記傳云。抑此言
 は。本は物の數の多きことなれども。阿麻多。佐波爾。なといふとは。聊か異にして。伊加婆加理
 加。といふことなる故に。幾何とは書るなり。萬葉四に。幾何思ひけかも云々。是はいかばかりと訓へし。五卷に伊
 加婆加理と云あり。又八に。わかせこと二人見ませは幾許か。此降雪のう
 ちまじ。さて其いかばかりと云は。數の多きより云言なるを。轉して甚しき意にも云るなり。こゝた幾
 云は。いかばかりか熱しきと云ことにて。甚熱しき
 と云意になれり。此にて何れをも准へ知へきなり。さて又。正しく數の多きこと云るは。萬葉五に。妹かへに雪
 かもふるを見るまてに。許々陀母まかふ梅の花かも。源氏物語などに。許々良。又許許良。など
 云るは。皆正しく數の多きこと云り。是なり。さて此

編の大意は。此たひ兄猾か押機を張て。捕もせし其小計策を。此献れる御肴の。鳴と鯨とを以て
 比喩いはく。此宇陀山城に鳴を取むとて。網を張て羅るかとして。羅主ワナヌシ兄か待居るに。其待鳴は羅ら
 ずして。思設けぬ皇軍の大なる鯨しもかゝりたるそよ。世に漁夫の妻子等か。魚を待乞らんやうに。
 汝等ヌシ軍か各持らむ二妻の。若待乞は。汝か持ふるして。今は厭たにくくなれらん婿には。肉の少き
 骨殼ほねがらの處を扱とらせよ。又己か下情にめぐ。勞しと思はむ嫌ウラナリには。肉の饒あまかる處をは。あまた

取せよや。可笑若者心これにたかはじや。と戯れさせ給ふなり。と云り。まことに解得たりと云へ
 し。かくて記には此下に。亞々志夜胡志夜。此者伊基能布曾と云は。息慰と云事にて。軍
 卒を慰勞し玉ふにあたり。此者嘲啖者也と云は。鮮笑ふにて。歡の甚しきなり。この二の注の意。記
 傳の説は甚く非なり。此事は。別に委く辨へ置けるものあり。さてこの囃の詞を。此紀には。忍坂の
 大室なる梟師を。平らけ玉ひし時のこととせり。其由はそこに云へし。○來目歌のことは。下に見え
 たり。○樂府。和名抄に。雅樂寮の訓。宇多麻比乃都加佐とあり。こゝをもし訓むへし。トヨノア
 カリと訓るは。樂府にあたらす。さて記傳にも云れし如く。雅樂寮。大歌所。樂所。内教坊などの
 類。皆樂府と云へし。上代にもさる官所ありしなり。○手量大小は。來目儻の狀を云るなり。
 來目儻の事は下に云。記傳云。手量は舞の手の動く量なり。大小はその手を大に動かすと。小く動す
 處とのあるをいふなり。とあり。拾遺に伸し手歌舞とあるに同じく。手の屈伸の度なり。通證に。手量訓は
 笏拍子と云
 るはあらず。○音聲巨細。通證云。甲乙節奏也とあり。來目歌には手拍子に大小あり。諸ふ聲にも巨細
 あるは。古の儘を傳へたりと云るなり。按に三代實錄に。貞觀元年十一月十六日丁卯大嘗。十九日庚

午撤去悠紀主基兩帳。天皇御豐樂殿廣廂。宴百官。多治氏奏田舞。伴佐伯兩氏久米舞。安倍氏吉志舞。また大嘗會儀式に。巳日奏田舞。午日伴佐伯兩氏率舞人。入自儀懸門。就中庭床子。奏久米舞。退出。次。安倍氏奏吉志舞。有手量大小及音聲巨細。とあるに據れば。久目舞を奏する時。手量大小音聲巨細ある事は。大嘗會午日豊明節會の時の事なるか如し。古人もしか見られたるか故に。此樂府を古くトヨノアカリと訓て。通證にも。樂府所謂豊明節會也。と説れたり。されと上古の久目舞。必大嘗會にのみ限るへくもあはれねは。なほ上に云るか如くなるへし。既天平勝寶年中には。佛事の庭に舞せられたりしことあり。

是後天皇欲省吉野之地。乃從菟田穿邑。親率輕兵巡幸焉。至吉野時。有人出自井中。光而有尾。天皇問之曰。汝何人。對曰。臣是磐排別之子。亦是國神。名爲井光。此則吉野首部祖也。更少進。亦有尾而披磐石而出者。天皇問之曰。汝何人。對曰。臣是磐排別之子。排別。此云。此則吉野國樞部始祖也。及緣水西行。亦有作梁取魚者。梁。此云。天皇問之。對曰。臣是苞苴擔之子。苞苴擔。此云。此則阿太養鷓部始祖也。理倍毛菟。

吉野は。記傳云。延斯怒と訓へし。記朝倉宮段大御歌。此紀天智卷の童謡に。余伎を曳岐と云へれば。吉をも延斯とも云て。古は此地名をも然そ呼けむ。萬葉十八には。與和名抄に。大和國吉野郡吉野。與之乃。とあり。さて記には。熊野の奥にて道に迷ひ玉へる時。高木大神の御教覺によりて。從天八咫鳥を遣せ給へる。其八咫鳥の後より幸行しかは。到吉野河之河尻。とありて。此紀と異なり。又事の次第も。記は先贊持。次に井氷鹿。次に石押分とありて。此と異なり。○欲省。永享本三島本に。省を看に作れる其よろし。○光而有尾。記には井有光と云て。此人に光のあることは見えぬを。人に光ありといへる聊異なり。永享本には尾而有光とあり。○井光は。名義字の如し。記には井氷鹿と作り。記傳云。光を比加とのみいへる例は。和名抄に。伊勢國朝明郡田光。多比加てふ郷名あり。さて此井氷鹿に遇たまへる地は。今の飯貝なるへきか。井光りを詠りて伊比加比といへるから。飯貝と書き。また後に伊賀比とは詠れるなるへし。此村は吉野川の南づらに在て。上市の向ひなりとあり。さて爲井光の爲を。永享本に曰字に作れり。○吉野首部。集解に部當作等とあり。されと續紀十。七に伊勢大鹿首部波云々と云る例あり。天武紀十二年十月。吉野首賜姓曰連。姓氏錄大和國神別。地吉野連。加彌比加尼之後也。謚神武天皇行幸吉野。到神瀨。遣人汲水。使者還曰。有井光女。天皇召問之。汝誰人。答曰。臣是自天降來白雲別神之女也。名曰豐御宮。天皇即名水光姬。今吉野連所祭水光神是也。とある。加彌比加尼と。水光姫と。同しきか異なるか。まさらはし。此水光姫即井氷鹿と聞ゆるを。水と井と義も近く。女と云るは異なる傳なり。と記傳に云り。○更少進。記云。即入其山之一。と

あり。記傳云。此道は。飯貝の地より。河に傍ては上坐すて。吉野山に入て。國巢へ越坐るなるへし。故入^ニ其山^一といふなり。とあり。○磐押別之子。此名別を和氣と訓すして。和句と訓るよしは。次なる菴直擔の下に云へし。さて記傳云。某之子といふ名は。浦島之子などの例なり。書紀仁徳卷に。杉子此云^ニ宮呂母能古^一といへる人も見えたり。なほ此外もこれかれあり。とあり。○吉野國樞部。記傳云。昔より久受と呼來れども。此記の例。若久受ならむには。國字は書くまじきを。此にも又他の古書にも。皆國字を作るを思ふに。上代には久爾須といひけんを。やう後に。音便にて久受となれるなるへし。凡て音の中間にある爾は略かりて。其下の濁音になれる例多し。是おのつからの音便なり。されと正しく久爾須といへること。物に見えぬは。姑奮のまゝに。今も久受と訓り。武野云。夫木集卷部に。とほつ人よしの久爾須いつしかど。つかへまつるとしのは本の訓によりて。よま。さて今も吉野川に添て。南國栖村といふありて。南と云は。昔は北國。其あたり七村を總て。國栖莊といふなり。萬葉十に。國栖等之春榮將探司馬乃野之云々。とよめり。此歌の初句を。今本にクかなへるか。又久受と云ことを知らずて。妄に訓るか。種中抄に引るには。クズビトノとあり。姓氏錄。大和國神別。國栖出自^ニ石穗押別神^一也。神武天皇行^ニ幸吉野。時川上有^ニ遊人。于時天皇御覽。即入^ニ穴。須臾又出遊。竊窺^ニ之喚問。答曰。石穗押別神子也。爾時詔賜^ニ國栖名^一云々。とあり。是に石押別神子といへるは。眞なる傳なり。若神字衍か。または之子と云り。○綠水西行。川上の國栖の方より。河にそひて。還り下りませるなり。記云。到^ニ吉野河之河尻。時作^ニ笠有^一取魚人。とあり。○作梁。和名抄。毛詩注云。梁魚梁也。和名夜奈。唐韻云。籍取^ニ魚箔也。漢語抄云。夜奈須。記には

笠とあり。笠は和名抄に宇倍と訓り。萬葉集抄に。竹にて編たる篋を。口廣く末をゆひすゑて。山川の瀬に伏置き。宇倍の左右を塞ぎ。宇倍の中より水を流して。魚の流れ入るを取なり。とみゆ。これも梁の一部なり。さて夜奈は屋魚なり。天武紀に比滿沙伎理の梁あり。新撰六帖にのほりやなあり。和訓栞に。梁は木をよせて魚を捕るものなり。とあり。孔雀樓筆記に。世に梁といひ傳ふるは。魚を養ひおくいけす。北地にて梁と云は。魚を捕るの具にて。彼イケスとは。形全くかはれりと云へども。共に木を以作りて。魚を容る屋なるに依て。同名を負へるか。作を宇知と訓るは。萬葉三に。梁者不^レ打而。又梁打人乃。十一に八名打渡。などあり。○菴直擔之子。記には贅持之子と作り。此の名の訓。記傳云。師は持を毛知と訓れたり。凡て之と受る上は。必臆言なる例なり。書紀に毛菴と注せられたるは。此記にも上卷の必多那備と訓へき建字を。多那夫と注したる例にて。言の居りたる處を以て。注せる物とすへければ。毛知と訓むこと諾なるか如し。然れども猶熟思ふに。たゞ擔一字ならむにこそ。言の居りたる所を以て。毛菴とも注すへけれ。是は菴直擔とつきたる上に。人名にさへあれば。毛知ならむには。決て毛菴とは注すまじく思はる。故今は彼訓注のまゝに訓つ。石押分の分字の訓も。此と同格なり。とあり。但し永享本には。英字智に作れり。名義は。此時に魚を取て。大御尊を獻じに因て。賜へるものなるへし。子孫も猶飼なるをや。と云れたり。菴直は。倭名抄に養魚肉也。私記於保爾倍。俗云阿瓦菴夜とあり。爾間と云名は。爾比阿爾の切れるにて。と新物を神にも人に。養ひみつからる食ふより出たり。菴直また贅字などは未なり。爾間の本義にはうとし。といはれたり。○阿太養鷗部。記傳云。和名抄に。大

和國宇智郡阿陀郷あり。是なり。萬葉十一に。安太人乃八名打度瀬速。十に。阿太乃大野之芽子花散。なとよめるも。此處なるへく。今西阿田村東阿田村は。吉野川の北に在て。伊勢より紀國へ通ふ大道なり。南阿田村は。河の南にあり。また此あたり十二村を總て。阿陀郷といへり。又阿田村に今も贊持の宅址とてありと。大和志にいへり。また今贊持の魚取居たるも。即此地なるへし。記に吉野河尻とあるに合へり。と云り。養 鶴部のことは。下の此天皇の大御歌に。宇介饑餓等茂とある。其處に云。

九月甲子朔戊辰。天皇陟^{ナカツキ}彼菟田高倉山之巔。瞻望^{オホシ}望域中。時國見岳上則有^{ナカツキ}八十梟帥。梟帥。此云^{ナカツキ}。又於^{ナカツキ}女坂置^{ナカツキ}女軍。男坂置^{ナカツキ}男軍。墨坂置^{ナカツキ}熾炭。其女坂男坂墨坂之號由^{ナカツキ}此而起也。

戊辰は。五日なり。○高倉山。通證に。今守道村西に在とあり。されど此山は。さばかり高き山にあらず。これを高倉山と云も。近き頃の事なりと。國人云り。なほよくたつぬへし。かの上に云る高見山に云の。○域中。域を本に城に誤れり。信友校本及舊事紀に。域とあるに依る。○國見岳。通證に。在伊賀見村上方。跨伊勢伊二州。山勢尤高聳。また集解に。鴨祐之曰とて。國見岳宇太郡有^{ナカツキ}二所。一在伊賀見村。一在伊勢之境。共今云^{ナカツキ}國見山也。とあれと。甚く地理異なり。下に擊^{ナカツキ}八十梟帥於國見丘。破斬之とありて。餘黨を忍坂邑に擊給ひし事見えたれば。忍坂の近き傍ならては叶はず。今其邊に國見

岳と云ふへき山はあらぬか。よく尋ぬへし。ある説に。今女坂男坂の間の山のつゞきに。音羽山と云るかあり。いと高き山にて。國中のよくみゆる處なり。そのあたりならん。と云り。なほよくきと正すへし。○八十梟帥は。記に到^{ナカツキ}忍坂大室之時。生^{ナカツキ}尾土雲八十建。在^{ナカツキ}其室云々。下文に。磯城八十梟帥。赤銅八十梟帥。また聚^{ナカツキ}八十梟帥云々。景行紀に熊襲八十梟帥。などあり。記傳云。八十建は一人の名に非ず。右の中に八十梟帥を聚ともあるを以見れば。八十と數多の建ともをいふなり。記に宛^{ナカツキ}八十建。設^{ナカツキ}八十膳夫とあるにても知へし。さて右の如く。此御世に八十梟帥と云る。此彼ありし中に。記の忍坂の大室なりし八十建は。紀の國見岳上に有。とある八十梟帥なり。武御云。既に云るか如く。記にては。忍坂の方は。國見岳の餘黨にて。傳の趣聊異なり。さて建とは。定まれる名にはあらず。威勢あり猛勇き者をいふ稱なり。梟帥と書れむ。此字に泥むへからず。日代宮段に。熊曾建。上梟帥。出雲建など云もあり。とあり。○女坂は。通證に。在^{ナカツキ}宇陀郡宮與村西。界^{ナカツキ}十市郡とあり。○女軍は。女子の軍立せるを云。この事下に委くいふ。○男坂は。通證に。在^{ナカツキ}宇陀郡半坂村西。界^{ナカツキ}城上郡とあり。○男軍は。男子の軍立せるを云。さて軍に出立は。男子の常なれば。こゝに男軍と云るはいかゝなるやうなれと。此は女子の軍立せる女軍に對へての名なり。男房といふことはなけれど。女房に對へて。さる稱のあるか如し。このこと中昔の書。ともに見えたり。○墨坂。通證に。在^{ナカツキ}宇陀郡萩原村。崇神紀祠^{ナカツキ}墨坂神。雄略紀菟田墨坂神。萬葉集云。君家爾吾住坂乃家道乎毛云々。とあり。○置熾炭。熾炭は。うつほ藏開中に。ちこしすみ云々。清水濱臣云。今云けしすみなり。又

たごんの類なりといへり。されど此は下に炭火とあれば。焠したる炭火を云へれば異なり。さて置ニ焠炭ニは。通證に斷ニ敵路一也とあり。このこと下にみえたり。そこにいふへし。○其女坂男坂云々。由ニ此而起也。本に其を具に誤れり。さて又於女坂云々と云より。これまては。下に見えたるころ。磯城八十梟帥か兵なり。さるを次に復有ニ兄磯城軍一云々。とあるいかとなり。またここに見えたる趣にては。女軍男軍は八十梟帥か兵なり。下にこの稱見えたるは。天皇の御軍なり。敵御方ともに同じ稱あるへくもあらず。故按に。この三十一字は。誤りて入しものならんか。なほ次に云ふを見るへし。

復有ニ兄磯城軍一布ニ滿於磐余邑一。磯城此。賊虜所據。皆是要害之地。故道路

絕塞無處可通。天皇惡之。是夜自祈而寢。夢有ニ天神訓之曰。宜取

天香山社中土ニ介遇夜磨一。以造天平瓮八十枚。并造嚴瓮而敬

祭天神地祇一。怡途背一。亦爲嚴咒詛如。此則虜自平伏矣。嚴咒詛此云怡途能伽辭離。

兄磯城。磯城は大和國の地名にて城上下郡是なり。此地名を名に負へるなり。下文に磯城彦とある

は。登美昆古ニ兄弟を合せて云り。又弟猶か奏して。倭國磯城邑有ニ磯城八十梟帥一とあるも。此磯城彦か焠を云なるへし。○布滿。伊波美は。下文に屯聚の字をよめり。其義なり。○磐余邑。大和國十

市郡なり。名義下にみゆ。○要害。紀中此二字多くヌマと訓り。新撰字鏡にも。陂障也坂也險也。奴

真とあり。(要害とは。我に要にして敵に害なるよし。漢書西南夷傳の注にあり)沼の義なるへし。

沼は極て越かたきものゆる。要害の地をしか云とみえたり。されと要害之地を。ヌマノトコロとはよ

むへくもあらず。またこの如くヌミと訓る處もあり。かにかくに疑はしき詞なり。○祈而寢。宇氣

比と云る言意は。神代紀に云り。○天神。いつれの神ともなし。通證に。玉木翁曰。疑是高皇產靈尊

也。とあり。さもあるへし。○天香山社は。式に大和國十市郡天香山坐。櫛真智命神社。大月大新嘗元

あり。是なり。按本注印本。大藤呂井天和神とあるは。誤なり。今一本及三代實錄に據て訂す。さて此社。今香山の北の麓にあれども。上古は必山の嶺

にありしものなるへし。和州五郡神社名帳大略注解云。十市郡天香山坐。櫛真智命神社。坐。在。神戶。知香山。山頂。其は

ここに香山社中土とあるを。次の文には。取ニ其嶺一土とあるにて知へし。さて此香山の土をしも。

取らしめ給ふ事は。天神の詔なれば。いかなるよしとも。うかまひ奉るへきにあらねど。思ふに此香山は。天上にても天神等の祭神の時には。此山のものをとらしめ給ふ。尊く深き由縁のありける山

なりければ。天石窟の事を見へし。此國土にても。此國土の香山。即天香山の降着しなり。此山の土以て作れるものもて祭らんには。神等の祈禱事聞し召入給ふへき。深きことわりのありける事とは知られたり。崇神紀に武埴安彦か謀叛せ

し時も。此山の土を取て。領巾の頭に裹み祈て。倭國の物實也と云ること見えたるも。即この謂を知て。埴安彦かほほけなくも。はからひじものなるへし。なほ此山には。種々の深き故由ありける事等は。神代紀の注に云るを。考合せて知るべきなり。さて注の磨字。本に磨とあるは誤なり。今は三島本に據る。磨に作る本もあ。○天平瓮八十枚。通説に。按據と釋則發當作瓮。下文には。八十平瓮とあり。記傳云。和名抄瓦器類に。盆。唐韻云。盆瓦器也。爾雅云。盆謂之缶。兼名苑云。盆一名孟。弁色立成云。盆比良加。俗云保止伎。盆と瓮とは同字にて。今云皿鉢の類。字鏡には。甃又甃を比良加とあり。甃は字書に見えず。又甃は盆の類と云ゆれば。比良加に。さてこの器は。今の皿又土器などの如く。るものと聞えたり。但儀式に。比良加。徑一尺三寸。深一尺四寸とみえ。大嘗祭式に。比良加一口。各受三斗。などもあれば。大なるも有なるへし。名義は。比良は平瓮と書る如く。深からず平なる形を云。式には多加須伎と云器も見え。また今世の諸具に比良あり。淺ちの意なるへし。香紙に淺甃と云。迦は。此類の惣名と聞えて。由加。大嘗祭式に。凡應供神御雜器者神語曰。由加物。多志良加。見ゆ。甃などあり。又甃土器などの氣も通音なれば。本一名なるへし。とあり。八十は數の多きを云。枚はこれも迦また氣に通ひて。器の惣名なるへし。保止伎。多加須伎。など。また按ふに。熱田本に枚をテとよめり。また倭姫命世記古寫本に。これによらは。手の意なるへし。崇神紀に。物部八十手所作祭神之物。とあるも。八十平瓮の類なるへし。平瓮の類は。すへて手して造れるものなれば。次文に手扶八十枚。其數を幾手と數へても云へきなり。○嚴瓮。伊豆は皆神を祭る時の事にして。齋ひ

清めつる意もて云なり。瓮は記傳云。仁賢紀に。瓮此云倍。と見え。貞觀儀式。大嘗用度に。淡路國御原郡瓮十口。各受一斗五升。など見ゆ。古用に用たる字。瓮か瓮か定まらず。必一なるべきを。形も甃も似たる故に。後にまかひて。り。瓮は歩奔反。盆と同じ。和名抄には。瓮字亦作瓮。和名毛大非。盆字亦作瓮。比良加。俗云保止伎。とありて。倍と云名は見えず。大抵瓮は大きにして。腹大きな物。瓮は小き物と見えたり。されど漢國にしても。古く用おたるべき。二字をさしはしく聞ゆ。今思ふに。閉には瓮字より。瓮の方今少しよく當れは。古書に用たる。皆此字なるへし。○武知云。倭名抄に。爾雅曰。盆謂之缶。とありて。主計式に。併受斗盛酒。陶器推古紀に。出雲國神戶郡有瓜。大如。缶とあるは。瓮を小き物とも定めかたし。されど類聚名義抄にも。甃瓮(並正)甃元方をへと定めむに難なるへし。埴も魚を煮る瓮と云名なり。とあり。さて此嚴瓮は。次文に。天手扶八十枚嚴瓮と云るもの。即これなり。なほ次。○天神地祇。倭名抄に。周易。天神曰神。地神曰祇。和名阿萬豆夜之呂。久邇豆夜之呂。○嚴呪詛は。古へはかゝる術ありて。神に祈り人を呪詛しこと。をりをり見えたり。さて伽辭離といふ言意は詳ならず。按に。佛家に加持と云事あり。この咒詛祈禱のさまと取同じ。其加持と云るは。此の伽辭離を。彼か道に轉して。用おしものならんどうおもはる。

○虜自平伏矣。矣字舊事紀に依て補へり。

天皇祇承^{ツクハシメテ}夢訓^ノ依以將行^{シタマフ}時弟狷又奏曰^ト倭國磯城邑有磯城^ノ八十梟帥^ト又高尾張邑^ニ有赤銅八十梟帥^ト此類皆欲與天皇^ト距戰^ス臣竊爲^{シテ}天皇憂之^ト宜今當取^ル天香山埴^ヲ以造^ル天平瓮^ヲ而祭^ス天社國社之神^ト然後擊^ス虜則易^ク除也^ト天皇既以^テ夢辭^ヲ爲^シ吉兆^ト及^テ聞

弟猾之言。益喜。於懷。乃使椎根津彦著弊衣服及蓑笠。爲老父貌。又使弟猾被箕爲老嫗貌。而勅之曰。宜汝二人到天香山。潛取其巔土。而可來旋矣。基業成否。當以汝爲占。努力慎焉。

磯城八十島帥は。兄磯城弟磯城。又長髓彦の類を總て云り。○高尾張邑。或本云葛城邑。高尾張邑を。葛城邑と改めたるよしは。下文に見えたり。葛城は今葛上葛下二郡となれり。記傳云。國名の尾張は。此高尾張より出て。其は尾張氏人の葛城より出て。彼國に下住居し故に。其本居の名を取て。國名とせるかと思へとも。然には非し。かの神武卷の趣は。一の傳へにて。實は天火明命の子孫。葛城に住居けるか。尾張國造になりて。彼國に下り居住し人ありし縁によりて。其國名を取て。本居の葛城を。高尾張邑とも云けむを。誤りて本名の如く傳へ云しなるへし。但しこれらは。今己か思ひよれることにて。たしかには定めかたけれとも。とまれかくまれ。葛城に高尾張てふ名のあるは。此氏の本居なる由縁なる事は違はざるなり。と云り。按に此記傳の説。神武卷の趣を。一の傳なりと。せられし上は論なけれとも。高尾張は此地の本よりの名なるを。葛網にて土蜘蛛を掩ひ殺せしより。葛城と改めたるよし。たしかなる傳下文に見えたるは。なほ國號の尾張も。大和より出たりと見る方。お

たやかなるへし。重胤云。高尾張は謂ゆる高天山の山尾の。張出たるに因れる名ときこえたり。天孫本紀に。葛城尾治置姫と云人名もあり。と云れたる説によるへし。なほ今昔物語十二に。大和國葛下郡に。高尾寺と云寺ありけり。と云るも高尾張なるへし。と云るにつきてなほ按に。東大寺正倉院文書に。聖武帝時。尾張中島郡人。勳十二等甚目多希磨と云人ありて。三代實錄九に。尾張國海部郡人甚目連公宗氏。尾張醫師甚目連公冬雄等。同族十六人。賜姓高尾張宿禰。天孫火明命之後也。とあるを以て。尾張と高尾張と別ならざる事は明らかし。されど。此氏人の。葛城より始めて尾張國に下り住居しは。何れの御世なりけむ。さたかならず。○或本云葛城邑。或本は。一本を以て書入たるが。本文となれるなり。此事は通釋首卷に委く云り。また邑の下。本に也字あり。永享本に无方よろし。○赤銅。いかなる義にて。さる名は負けん。おほつかなし。もしくは地名などにもや。ある人今此郡に赤銅村と云かありと云り。まことなりや聞正すへし。信友校合古本。また舊事紀に赤銅とあり。下文に。高尾張邑有土蜘蛛。其爲人也身短而手足長。與侏儒相類。皇軍結葛網。而掩殺之。とあるとは。異なるか。詳ならず。○乃使椎根津彦。本に使字を脱せり。中臣一本にあるに依て補ふ。○弊衣服。熱田本にイヤシキキヌと訓り。○老父貌。本に父を人とあり。今永享本による。○汝を。ナムタチと訓るは。汝等なり。儀式大雛儀に。佐渡與里乎知能所乎。奈牟多知疫鬼之住加登定期比云々。とあり。○巔土。通證云。今按。前曰社中土。則古昔封社之法。及社之所在可_レ以知_レ矣。とあり。社の在所のことは。前に云り。考へ合すへし。

是時虜兵滿路難以往還。時椎根津彥乃祈之曰。我皇當能定此國者。行路自通。如不能者。賊必防禦。言訖徑去。時群虜見二人。大咲之曰。大醜乎。大醜。此云。秋奈彌備勾。老父老嫗。則相與關道使行。二人得至其山。取土來歸。於是天皇甚悅。乃以此埴造作八十平瓮。天手扶八十枚。此云。多衢。嚴瓮。而陟于丹生川上。用祭。天神地祇。則於彼菟田川之朝原。譬如水沫。而有所咒著也。

時群虜。時上永享本是字あり。○手扶は。土器にて。土を丸めて。中を指にて窪めつくれるなり。和名抄。觸。角錐。和名玖之利。新撰字鏡。剗削也挑也割也。久自利。惠留。久自流と云こと。竹取物語夫木葉にガツ。又ク。通證云。以手指剔抉也。今所謂手壺小壺之類。手壺俗云殿暮小壺。俗云都暮都暮。手壺之至小者也。とあり。さてこの天手扶八十枚嚴瓮は。上文に見えたる。并造嚴瓮とある。嚴瓮のことなり。其は天平瓮に對へて。形のつほめる器なるか故なり。こゝに八十平瓮とあるは。上文の天平瓮なること云ましくも更なり。○大醜乎。熱田本乎字なし。また注の勾字下。永享本耶字なり。○丹生川上。式に大和國宇陀郡丹生神社とあり

て。其地を帳考に。在雨師村と云。此處より宇陀川まで。凡十町許隔れり。昔は丹生川とも云けん。然るに此丹生を。式吉野郡丹生川上神社の地なり。と説けるは誤にて。彼地は宇陀郡雨師村より。甚遠き山中なれば。此に叶はず。朝原は丹生神社の邊の古き地名か。たつぬへし。また式宇陀郡阿紀神社とある社を。帳考に。在追間村。今稱神戸明神。域内有中祠九前。隣村三十共預祭祀。神武紀。陟丹生川上。用祭天神地祇。即此。とある地なり。とも云り。延曆儀式帳に。宇太乃阿貴宮坐。天武紀に。菟田吾城。萬葉一に。阿騎乃大野とよめる。即此なりと云り。國人の説によれば。追間村なるは後に祭れる社にて。いにしへは今春日村上方明山と云處に社ありしを。秋山右近と云もの。此地に城を構へし時に。今の追間村に社を遷せりと云り。されど。其處は丹生川を聊か隔てたれば。丹生川上とあるにはいかゞあらむ。式内の社は。まことに明山の方なるへし。なほ次に云。○用祭。用字永享本になし。下に用祭皇祖天神とあれとも。水戸本には用を以に作る。されはこゝもなき方よろしかるへし。○則於菟田川之朝原云々。菟田川は。通證に。宇陀川一名萩原川。東西二水會。下井足。曰宇陀川。經萩原。入山邊郡。と見え。東西二水とは。宇陀郡を流る川二筋ありて。一は龍門莊あたりより出。西川と云。一は入谷村と云かの穿村の方より出る川なり。これを東川と云。井足村にて合る。朝原は。式宇陀郡丹生神社とある社を。帳考に。在雨師村。神武紀所謂菟田朝原即此。とあるは據あるか。されど今朝原と云名は。此地にあらずと。國人云り。かにかくに丹生川上と。この朝原と一處なるへし。さて此處の總ての文。此時のさまを録せる記者の詞なるに。譬如水沫云々とあるは。人の言辭の如くにも通えたり。次の天皇の御言に。譬猶被葉之浮。按ふに。

なほ言辭にはあらたて。記者の詞として解くべきなり。されといとく心得かたし。重胤云。譬如水沫云々とあるは。水沫の朝原に依着を。呪に依て著と云か如くなれとも。此を加志理着と訓るは。今俗にも。此より行て物を合て。離れざる事を。カジリ着と云は。古言の遺れるなり。と云れたれど。何のこともわきかたし。故つらく考るに。此は彼天神の御訓に。敬祭天神地祇。亦爲嚴呪詛。と宣へる。其呪詛のわざを云るにて。まつ古の呪詛の態。後の世には傳はらねど。記の天の日矛の段なる春山之霞。壯夫の御祖か。其兄なる子を恨みて。伊豆志河之河島之節竹を取て。八目の荒籠を作り。其河石を取り。鹽に合て。其竹葉に裹て。詛言する處の詞に。如此竹葉青。如此竹葉萎。而青萎。又如此鹽之盈。乾而盈乾。又如此石之沈。而沈臥。如此令詛置於烟。上。是以其兄八年之間。干萎病枯。とあり。上古の詛言は。かく丁寧に諄言して。呪り着けしものと思はるれば。其意を以て此處をも解かば。菟田川に流る水沫の。圓立かことく。つぶくこと。心詞の至るかきり。虜を呪り着くるを云るにて。如水沫とは。記の猿田彦大神の段なる。海水之都夫多都時名謂都夫多都御魂。とある都夫は。水の沫の圓立ち鳴音なり。實方集に。ものをたにいほまの水のつぶくこと。いはくやゆかん。心。著聞集六。あめふればのきの玉水つぶくこと。いはくや物を心ゆくまで。諸松中納言にも。此歌を聞などある歌の如く。岩間もる水のつぶくこと。一つ一つにちとさす物をいはく。心もゆかんと云歌の意に同じく。虜の爲に凶さまに成ゆかんことを。洩さすこととす。つぶくこと。呪り着け言竟給へる

さまの記者の詞を見るへし。

天皇又因祈之曰。吾今當以八十平瓮。無水造。飴成則吾必不假。鋒刃之威。坐平天下。乃造飴。飴即自成。又祈之曰。吾今當以嚴瓮。沈于丹生之川。如魚無大小。悉醉而流。譬猶枝葉之浮流者。枝。此云。吾必能定。此國如其不爾。終無所成。乃沈嚴瓮於川。其口向下。頃之魚皆浮出。隨水唼。時椎根津彥見而奏之。天皇大喜。乃拔取丹生川上之五百箇眞坂樹。以祭諸神。自此始有嚴瓮之置也。

飴。和名抄。飴阿女。とあり。こゝにタカ子と訓るは。東ねの意にて。飴の形の長きを束ねたるより。出たる名なるへし。飴にはあらねど。和名抄飯餅類に。楊氏漢語抄云。糰餅形如藤葛。者也。和名萬加利。字鏡に。餌萬我利餅。又饌飴同。萬加利。大嘗祭式供神雜物中にも。勾餅。筥五合。土佐日記に。まがりのほらの形をと云るものあり。其は記傳云。其形曲りめぐりて。土佐日記に云る如く。寶螺貝のさまにそ似たりけむ。故勾とは名にあへるなり。とある類にて。これも形の名なることを知へし。

右に引る饅餠同高加利とあれば。上代よりかゝる類のありしなりけりと。既に考へ置たるに。後に栗田寛の。阿米にも高加利の名ありしなり。姓氏録なる人名。米餅搗大使主とあるを。整着大使主とも書るを。ともにタカ子ツキ大使主と訓へき義を解て。しか訓へき文字の義は。今要なければ略きていはず。多賀禰とは。常陸の水戸近き邊の村々の風俗にて。秋收の頃ほひ。早稻晩稻。また糯粳などを曝す時。庭中に散り遺りたるをも。一にかき集め置て。餅に春く事なるか。其種々の稻米を一に春雑へたる餅を。即多賀禰餅とは云なり。或は婦の説に。糯と粳と雜へ春たるをも。タカ子といへり。遠江風土記傳内山真に。敷智郡會許乃御立神社。吳松村鹿島大神也。祭日九月九日。諸村奉御造酒御多賀禰。以水練米粉。村民曰於多賀禰。とあるも。餅にはあらねと同名なり。又多賀禰の餅なる事は。若狹の若狹彦社に藏る。乾元二年卯月二十一日の祝詞次第に。上和邇賀崎散免賀以之志水爾天。勳賞於行爾。黒鳥白多賀禰を具以天。於千方へ飛渡る。あの鳥は。以賀那留鳥爾天。白き他賀禰をは具以天。於千方へ飛渡る會登間給に。是こそは北六道道口。若狹國若狹彦大明神の。霜月の御神樂を令給ふ。阿散波良惠多賀禰奈李と答申云々。とある。多賀禰を二所とも。白き多賀禰と云るにても。我郷に所謂多賀禰と。同物なるへくおもはるゝ。と云れたるに附て。本居豊穎が考へ添たる説に。神武紀なる餠を。タカ子と訓めるも。なほ同義なるへくおもはれたり。餠は和名抄には阿米とあれと。多賀禰と云物は。右の若狹彦神社の祝詞次第に。白多賀禰とあるを以て見れば。實に餅の事と思はるれと。こゝに餠をも書き。右の遠江風土記傳に。以水練米粉とあるを併考るに。多賀禰と云は。すへて餅にまれ。米

粉にまれ。餠にまれ。水を以練りて。造り固たる物の總稱ならんか。案するに萬葉五に。たつかつゑこしに多加禰て云々。とあるは。手束杖於腰束而にて。束をタカヌとも云は。劔の柄を古くはタカミともいふ如く。タミツとは近く通はしいへる例多し。然れば結束の意の語にて。其タカ子を直に體言として。一物の名稱とせるか。餅にても米にても餠にても。水に和して練り交せ。一團物を製する物を云總稱なるへくおもはる。然しておもへは。神武紀なるも。餠字は書たれと。眞にアメの事ともおもはれねは。此時に神祭し給ひし供物にて。餅か米粉餅かの事なりけんを。餠をもタカ子と云より。餠の字を書れたる事ならんか。と云り。此説ともいよし。故其説に従ふ。○不假鋒刃之威。通證云。平天下不假兵。猶造餠餠不用水也。とあり。○悉醉而流。又云。沉供神酒之釜。故醉也。仲哀紀曰。皇后以酒瀧鯉魚。即醉而浮之。とあり。○椀此云磨紀。神代上卷にもかくあり。重出なり。○沈殿於川。本に殿字脱たり。今永享本に依る。○其口向下。通證に。瓮口傾倒向下。而酒自流出也。とあり。○頃之。本に之字脱たり。古寫本ともにいつれも之字あり。従ふへし。○唼嘴は。通證云。唼嘴謂魚口上見吹出水沫。故訓阿幾登布。仲哀紀傾浮。垂仁紀得言同訓。古事垂仁記。作阿幾登比。蓋開口將言問之義也。文字曰。水瀧則魚唼嘴。卓氏漢。林。魚在水中。自然出口貌。とあり。言意は中島廣足説に。仰問なりと云り。いかゞあらむ。○眞坂樹。永享本に坂字神に作れり。坂は假字なれとも。神は正字なり。此然るへきよし已に神代紀に云おけり。熱田本には眞坂木とあり。景行紀仲哀紀。なにも眞坂木とあれば。それもよろし。○始有嚴登之置。此時より始

て神を祭るに。嚴登の置ものありしとなり。崇神紀に。爰以忌登鎮坐於和珥武鏢坂上。則卒精兵云々。記に。於針間氷河之前。居忌登而。針間爲道口。以言向和吉備國。など其他にいと多し。さて置とは。居置て神に供まつるをいふ。次に其所置壇登とあり。さて記傳に云れつる如く。古神を祭りて祈る事を。居忌登と云けんか。此は神武紀に。自此始有嚴登之置とあれは。此御世に始れる神事なる事云も更なり。

時勅道臣命。今以高皇產靈尊。朕親作顯齋。用汝爲齋主。授以嚴媛之號。而名其所置壇登爲嚴登。又火名爲嚴香來雷。水名爲嚴罔象女。草名爲嚴野雷。

今以云々。通證云。玉木翁曰。以字當其眼とあり。信に然り。○親作顯齋。又云。無近日。天皇自作顯露之齋慎也とあり。されと顯露の齋慎とは。何なる事にかあはつかなし。また重胤説に。天神の御靈を。眼前に令坐奉りて。齋かせ御在し坐由なり。と云れど。いかにしてか眼前に令坐まつるへき。其由をいはねは詳ならず。故つら／＼考るに。顯齋とは。顯に神主と爲り給ひて。さて齋主とい

つかれ賜ふなるへし。さるは神明は。顯に坐すか如く。齋き奉るとも。目に顯れては見れまさぬを。今は天皇御親ら高皇產靈尊となり賜へは。神武天皇の御身に歸坐て。現に神と現れ賜ふなり。神功紀なる皇后御自ら神主と爲り賜ふに同じ。即其御時の事を。記に歸神と云り。太后に神の託より齋奉るは。武内宿禰に坐す。此紀には。中臣鳥賊津使主爲神審者とあるも。即皇后にはまことの神とまじ坐せは。其神の御言を請奉らんかために。審神者とはなれるなり。此に齋主とあるも。似たる心はへなり。さてかく現身を以神と成給ふを。いかにと疑ひ思ふもあるへけれど。これ神代よりありし事にて。神祭のみならず。死者のある時は。其親族の者を以て。現に死者と成て。吊に來る人などに調る事あり。其を尸者と云り。即天稚彦か死ける時。以鳩爲尸者と云る處の注に。着死衣。調吊者と云り。其をモノマナと云るは。既に神代紀に云るか如く。物令坐の意にて。鬼物と令坐置て。親族または吊者に齋かゝる義なり。これ人も死すれば神となれは。尊卑の差こそあらめ。いひもて行けは同じころはへなり。かくてまた思ふに。神代に經津主神。葦原中國を平定給ふ命を受玉ふ時に。齋主神と成坐る事あり。齋主の號に依て考るに。此時も天神を現に令坐置て。首途の祭を此神の仕奉り給へるものならむと思はる。さるは此時顯齋の事は見えねとも。齋主の號のたゝならず聞ゆるに就て。しかおもはるとなり。其はとまれ。右の尸者の例などを考互して。此時の顯齋の事も。思遣奉へきなり。○齋主は。神代紀に。齋主此云伊幡毗怒志とあるによりて。こゝをも訓へ

し。齋主の事は既に云り。○嚴媛。女を以て巫としたる事の起りは。平田翁云。和名抄に。説文云。巫祝女也。和名加半奈岐文字集畧云。觀男祝也。平乃古加半奈岐とあり。然れば直に巫と云は。神に仕奉る女を云稱也。但し男祝を平乃古加半奈岐とは有れど。此も常に直に加半奈岐のみ云へり。さて巫の業の。もはら女の仕奉ることは。天宇受賣命の。天照大御神の御前に。仕奉れるより事發りて。其御裔の猿女君等か。世々巫の職に仕奉るより。事起れる事なるへし。御巫の職も是より起れり。と通ゆればなり。と云れたる如くなるへきか。通證に。今按神主以女子者。古之制也。伊勢齋宮賀茂齋女可_レ以見。と云るもこのころなり。女の神主たりし事。伊勢賀茂に物忌など云てありしこと。みないつれも古風なり。三代格一。太政官符に。應以女子爲_レ禰宜一事。右推格所起請備。太政官去天長二年十二月二十六日符備。承前之例。諸國小社。或置_レ祝無_レ禰宜。或禰宜祝無_レ置。舊例紛雜。准據無_レ定。加以或國置_レ女祝。永主_レ其祭。左大臣官旨。自今以後禰宜祝置_レ社者。以_レ女爲_レ禰宜。但先置者令_レ終_レ其身_レ者云々。などにて。古のさまを知るへし。されど又。男の神主となれる事も。いと古く見えて。まつ神代紀には。天穗日命は。大己貴命を祭る神主となりませる事見えたり。また此御代には。神八井耳命忌人と爲て。仕奉り給へりしこと記に見ゆ。此紀には。吾當爲_レ汝輔_レ之奉。典神祇とある。同じことなり。されは上古より男女相副て。重き神祭には仕奉りけん。雄略紀に。置_レ凡河内直香賜與_レ采女。祠_レ胸方_レ神とあるも天皇親。今も天皇親神主となり給ふに就て。道臣命を假に女子の齋主となし給ふなりけり。故嚴媛の名は負せたまひけむ。伊勢賀茂の齋とより男神主。女神主相副給ふ意なるへし。さて今道臣命にしも。嚴媛の號を授けたまひしは。巫は女なるが其根源なれば。其本に據て負せ給へる名なるへし。通證に。軍中女子不在。故以_レ道臣_レ准_レ祭女。と云るは。押當なるへ

し。軍中女子不在。故以_レ道臣_レ准_レ祭女。と云るは。押當なるへし。○所置埴笠。通證云。所置謂_レ供祭也。埴笠以_レ埴土_レ造_レ之笠。とあり。○火名爲嚴香來雷云々。平田翁云。此時は殊更に火水を清むへき神事を行ひ給ふ時なる故に。姑くかく名爲たる由にこそあれ。火即て迦具土神。水やかて彌都波能賣神なりと。爲へきことにはあらずなん。其は名爲の字を。用おられたるを以て知へし。と云へり。○糧名。信友校本に。糧を糧とあり。○嚴稻魂女。神名式。大和國廣瀨郡廣瀨坐。和加字加賣命神社。名神大。月御食のこと。豊受大神のしらしめす御事なるに依て。其れにて申せる也。○嚴野雷。本に雷を椎に作る。今考本に依る。○罔象女。叱_レニ_レク_レ、_レハ_レハ_レ。こゝはなくてもありぬへし。

冬十月癸巳朔。天皇嘗_レ其嚴登之糧_レ。勒_レ兵而出。先擊_レ八十梟帥於國見丘。破斬之。是役也。天皇志存_レ必克。乃爲_レ御謠之曰。伽牟伽笠能。伊齊能于瀨能。於費異之珥夜。異波臂茂等倍屢。之多儂瀨能。之多儂瀨能。阿誤豫阿誤豫。之多太瀨能。異波比茂等倍離。于智互之夜莽務。于智互之夜莽務。謠意以大石喻。其國見丘也。

嘗其嚴登之根は。通證に所謂直會也ナホラヒと云。和訓栞云。をものは日本紀に根をよめり。食物の義なり。延喜式に御膳を訓し。深山御記薩戒記などに。御飯オホノカシラカニ固給カマといへる古語みえたり。此御字は尊て添たるものにて。おはんをものと云意也。物語にも。をものまゐるといへり。常にものまゐらぬなどいふは。畧語なり。と云り。○八十島帥は。次に見えたる。忍坂大室なる島帥なるよし。既に上に云り。○是役也。記傳云。延陀知は役立なり。延陀知の音には非ず。本よりの古言なり。延は充アテの約りたる言か。詳ならず。陀知は。民の其事に發趣くを云。と云り。されど是役也と云るは。漢文のまじり。○志存必克。通證云。負ツ神威カミ頼タ神助カミ。以行ツ神討カミ。何不ツ克カ之有カ。と云れたるか如し。○伽牟伽能。守部云。神風之にて。伊勢と云む枕詞なり。此連に就て左右カニカクいへと。此大御歌に如此賦せ給ふからは。神代より由縁ありけらし。仙覺萬葉抄に引る風土記云。伊勢國者云々。有神名曰伊勢津彦云々。天日別命令問曰。汝之去時。何以爲レ驗。啓曰。吾以ニ今夜ノ起ニ八風ヲ吹ニ海水ヲ乘ニ彼浪ヲ將ニ東入ス。此則吾之却由也。天日別命令ニ整レ兵ヲ窺レ之。比レ及ニ中夜ニ大風四起。扇ニ舉波瀾。光曜如日。陸海與朗。遂乘レ波ヲ而東焉。また倭姬命世記に。豐葦原瑞穗國之内仁。伊勢加佐波夜國波云々。などあるを以て知るへし。又其國に。風神鎮坐て。靈驗新なり。此神いつよりと誰かは知らむ。是に彼天武天皇御時の神風。武野云。萬葉二卷人麻呂朝臣歌に見えたり。又蒙古か襲し時の神風等を相合せて。上つ代をも思ひやるへし。と云り。○伊齊能于瀨能。伊勢海之なり。○於費異之瑠夜。費を本に宮とあり。紀中宮字假名に違ひし例なければ。神功紀に人名に宮羅母智あり。於ニ大石ノやなり。夜はうたふ調に添へたる聲にて意なし。

守部云。一本は夜字なし。按に。天皇既く紀伊國に幸行せる時。牟婁郡熊野神邑あたりの海中にて。暴風に遇て。御舟漂蕩たりし時。遙かなる澳中に吹放たれまして。伊勢海の浦々をも。まのあたり見をなはし給ひたりけむ。今は紀伊國と伊勢國とは。中間に志摩國をさへ隔たりければ。いと遠くなりぬれど。當時はかの熊野あたりやとさかりて。伊勢國堺なりけんも料かたし。國人湯川源云。今新宮より數里隔りたる地方に。二鬼根太郎と云所あり。またそれに並ひて北の方に。曾根次郎と云地あり。其間に川あり。古は此の川を境にて。北は志摩國。南は紀伊國ならんとおほしきよしあり。それは其曾根太郎の方に。室古明神社あるは。牟婁郡なるへく。曾根次郎の方に。阿古師明神社あるは。志摩國英虞郡なるへく。證さるなりぬへくや。と云る此考おもしうし。いかさまにも此。されはかの漂蕩坐りし時。伊勢海の浦々なる。古の紀伊と伊勢の境なるへくおほはるなり。なほよく考へし。大磯とも立る巖石の状など。所見行ししが。此時まで大御目に付たりしから。所念出で。今かく比喩へ給へるなり。これを記傳に。今の伊勢國度會郡なる。曾浦と云あたりなり。と解れしは。かの丹敷浦を。今の國堺なる錦浦と思ひ混ひけるよりの誤なり。此事既に上に委く云あけり。さて此御句。記には意斐志爾とあり。記傳云。宮伊を切むれば斐と云る。○異波臂茂等倍屢。守部云。異は發語にて延ヒ回ナリなり。その茂等倍屢は廻繞マユの古言にて。即米具流の米字茂に轉して。活用したる詞なり。萬葉に。鶉成伊波比廻ヒ。また大殿之此回コノオホノカヘ之。など多くよみ。今言に舌のものとほらぬと云も。兒などの舌の廻らぬを云か如し。又此茂等倍理と云に。多の發語を置て。多茂等倍利といへるも。其處を廻マユ來し意なれば。徘徊字を云り。とあり。記には此御句。波比母登富呂布とあり。記傳云。母登富流の流を延て云。古言の常なりとあり。○之多僕瀨能。細螺之なり。和名抄に。崔禹錫食經云。小藏子貌似ニ甲藏ニ而細小ク。口有ニ白玉蓋ニ者也。漢語抄云。細螺之太々

美。又玉蓋之太々美乃不太。とあり。守部云。玉蓋は今俗に醋貝と云ものなり。曾繁昆虫攷云。此貝は。榮螺に似て細小なり。扁螺よりやう大なり。紀伊にて鳳皇貝と云り。伊豆八丈島にて。之太々美と云物は。磯貝にて石磯なり。其形は稍異なれども。古名の傳はりたるはめてたし。石に着て玉蓋の間より。舌を横に出すを以て舌曲と云り。とあり。さて記傳云。此二句は。許多の細螺の大石に着るか。緒石などの蔓延たるさまに長く連なり。纏ひ繞れるを詔へるにて。大石を匍匐あるさま。行廻るにはあらず。次の句の譬なり。此下へ如くと云言を加へて意得へし。と云り。○之多優彌能。信友校本に。一本无此句疑衍。とあれども。衍にはあらず。かゝる例は他にもあり。○阿誤豫阿誤豫。通證云。吾子也。親將平之辭。萬葉集藤原太后賜入唐大使藤原清河御歌云。大舶爾真棍繁貫。此吾子乎。韓國邊遣伊波敵神多智。とあり。○之多優彌能。記には以上三句十六字なし。記傳云。如此同言を幾回も返したるは。樂府にて歌へるまゝを。記されたるものなり。とあり。○異波比茂等倍離。記傳云。此は彼細螺の夥しく。大石に蔓廻れる如くに。虜等か軍の四面を。千萬の皇軍以て。透間もなく繞らし圍給ふを詔ふなり。○于智互之夜莽務。于智互之夜莽務。守部云。擊而將止にて。之は助辭。將止は將果と云はむか如し。とあり。さて記にはこの一句なし。○諸意以大石云々。この十一字疑らくは。後人の私記の。本文に混れ入りしものならむ。かく中間に歌意を解ること例なく。其上大石云々は。たゞ序に儲てよみ給ひしのみにてあらめ。國見丘にたとへたまひしにはあらず。さて記には。此御歌。登美毗

古を擊給はむとせし時の御歌とせり。傳の異なるなり。

既而餘黨猶繁。其情難測。乃顧勅道臣命。汝宜帥大來目部。作大室於忍坂邑。盛設宴饗。誘虜而取之。道臣命於是奉密旨。掘窖於忍坂。而選我猛卒。與虜雜居。陰期之曰。酒酣之後。吾則起歌。汝等聞吾歌聲。則一時刺虜。已而坐定。酒行。虜不知我之有陰謀。任情徑醉。時道臣命乃起而歌之曰。於佐箇廼。於朋務露夜珥。比苔瑳破而。異離鳥利苔毛。比苔瑳破而。枳伊離烏利苔毛。瀨都瀨都志。俱梅能固邏餓。勾鶯都都伊。異志都都伊。毛智。于智互之夜莽務。

大來目部は。神代に天忍日命亦名天津久日命の帥從へ給ふより以來。繼々相承繼て。道臣命の率給ふ。益荒武男の部を云ふ。然て其軍士の總名を來目と云は。守部云。組の義なり。又大來目とも云大字は。天皇の御皇字のごとし。又其久美てふ言の本は。伊久美竹などの久美にて。許母理の約れるなれば。聚群れる軍卒の部を。久米とも久麻ともいへるなり。久米。久麻。久。萬葉卷三に。皮爲酢寸久米能。若子我とあるも。

薄葉の繁れるよしのつゆけときこゆ。と云れたるか如し。○大室。和名抄。白虎通云。黃帝作室以避寒暑。和名無呂。とあり。此なるは凡ての室にはあらて。次に掘管とあれば。記傳にも云れたる如く。土中の室にて。管は字に地室と注せり。仁徳紀に。窟を幸と訓り。山腹などを横に掘て。岩窟の如く構へたる物なるへし。平地には非ず。大室といへば。其内は甚廣かりけん。綴紀に。片丘。○忍坂は。和名抄に。大和國城上郡忍坂於佐加。記傳云。忍坂。同郡忍坂山口坐神社。又忍坂坐生根神社などあり。諸陵式にも。押坂内陵在。大和國城上郡。と見ゆ。今も忍坂村と云あり。なほ此地方。○宴饗は。紀中宴會肆宴。萬葉十九に。豐宴等の字を訓て。朝廷の大宴を云。言の義は守部云。加茂翁説に。大御燈明の明りより云といひ。又記傳三十二に。御酒を食て。大御顔の赤らみ坐より云といへる。兩説ながら諾ひかたし。此は出雲國造神賀詞に。赤玉乃御阿加良比坐と云る明ひ。又萬葉十八に。見賜。明米多麻比酒見附榮流今日之。十九。見明良米情也良平等。などよみたる明らめと同じく。大御宴して。御心を遣給ふを云なり。と云れたり。續紀三十一の詔に。且夕夜日不云。思講奏比仕奉者。歎。美明。○誘虜。袁許豆利は。袁許めきて人を欺き誘ふをいふ。豆利はそのをこめくまにて。引を引つり。言をいひつり。などいへるに同じ。源氏物語に。をこつりさらむの心にて欺き給ふ。とあり。さて紀中ツカツリとよめる處もあり。通音なり。○與虜雜居。記云。到忍坂之大室之時。生尾土雲八十建在。其室。待伊那流。故爾天神御子之命以。饗賜八十建。於是尤八十建。設八十膳夫。每人佩刀。とあり。此紀と異なり。

○酒酣。酣字は。酒樂也とも。樂酒也とも。飲洽也。とも注せり。かくて是を多氣那波と云は。多氣は長なり。那波は長けゆくそのさまを云辭にて。日のたくる。月のたけゆく。夜のたけなはなど。みな殆半に及ぶさまを云なり。酒酣をサケタケナハと訓も。や半に及ひたるにて。俚語もて云は。酒宴の最中と云にあたり。麴粟宮段にも盛樂酒酣とあり。○於佐簡廼。忍坂之なり。守部云。今も忍坂村乃山懐に。管の跡遺れり。と云り。○於朋務露夜珥。於大室屋なり。○比苔瑛破而。人多なり。於朋と瑛破とに。差別あることは。既に云へり。鼻帥等を指り。○異離島利苔毛。雖入居なり。○枳伊離島利苔毛。雖來入居なり。記には。比登佐波爾。岐伊理袁理。伊理袁理登母。とあり。記傳云。記と紀と趣の異なるに就て。來と云意聊異なるへし。記にては。此大室は元來八十建等の棲なれば。此彼より來聚て住居る意なり。紀にては。此時に此大室を新しく作て。招聚たるなれば。常の棲より來て入居なり。言のさま紀の方にては。いさゝかまさりて聞ゆ。と云り。○彌都彌都志。俱梅能固選餼は。稜威稜威しき來目子等之にて。其來目は皇軍衆をいふ故に。稜威稜威志とは置るなり。又志は助辭なり。萬葉に大伴乃美津とある古義の注に。大伴乃は。御津と言む料の枕詞なり。三に見津々々四久米能若子。とある見津も同じ。美津は才德勇威あるを云詞なり。顯宗紀に僕不才。繼體紀に寡人不才。仁徳紀に僕之不佞。允恭紀に三才。などある才佞。字書に。佞才也。などの字を。共に美都と訓たると。右のみつゝ。しとあるとを合せて。其意をささるへし。かくて大伴氏は。世々武勇事もて。皇朝の御守衛とある職なれば。大伴氏の才德勇威

ある意もて。ミツに言かけしものなり。されはみつゝしめの子と云るも。大伴乃美津と云に同と云り。此も一説なり。記傳云。久米之子とあるは。久米部を指て云るにて。即彼膳夫と爲て。刀佩せ置る人なり。子とは男をも女をも親みて云稱なり。道臣命。其來目部を帥給へは。大に伴ふ意を以て。大伴と稱へ。又主宰給ふ意を以て。天忍日命以來。大來目主命とも申す御名を。世々負しつるなり。萬葉十八家持御歌に。大伴能。遠都神祖乃。其名乎婆。大來目主登。於比母知豆。都加倍之官云々。とよめるを以ても知へし。○句務都々伊。異志都々伊毛智。頭槌石槌以なり。こは何れも上代の劔名なり。今古墓中より掘出る石劔。即石槌ならむとの説はあれとも。たしかなる證なし。頭槌の事は既に神代紀にも云おけり。さて記傳に。槌を上代に都々伊と云し歟。又は今歌ふ言の調に任せて。延てかくは云なせるにもあるへし。と云り。さて此は。記に毎人佩刀とはあれど。其刀にはあらず。其首領たる大久米主道臣命か佩る。頭槌石槌の名劔をさして宣へるにて。自ら其部下の人の事にも及へるなり。○于智豆之夜莽務。記に此下に。美都々々斯。久米能古良賀。久夫都々伊。伊斯都都伊母知。伊麻宇多婆余良斯。とあり。余良斯は善らしなり。

時我卒聞歌俱拔其頭椎劔一時殺虜虜無復噍類者皇軍大悅仰天而咲因歌之曰伊莽波豫伊莽波豫阿阿時夜塢伊莽儂而毛阿誤豫

伊莽儂而毛阿誤豫。今來目部歌而後大晒是其緣也。

俱拔其頭椎劔とはあれど。人毎にさる名劔を佩るにはあらず。此は上の御歌よりのつゝきに引れて。自らかく人毎の刀にも亘れるなり。○歌之曰。此は歌とはあれど。一首の歌にはあらず。記の宇陀能多加紀の御歌の次に。亞亞志夜胡志夜。阿阿志夜胡志夜云々。とある噍辭の。傳の異なるにて。軍卒をなくさむる爲に歌ふ詞なり。○伊莽波豫。伊莽波豫。今者與今者與なり。今其時至りて。志を遂くるを悦へるなり。○阿阿時夜塢。記傳云。私記に阿阿を咲聲也と注せり。誠に今世の人も。咲聲は阿阿と云り。とあり。記に阿阿志夜胡志夜。とあると同じ。時夜は。記傳に。平家物語に志夜冠打落せ。又志夜頬をむすくを踏れける。宇治拾遺物語に虫の志夜尻。今昔物語に志夜頬は猿に似て。又志夜足打折てむものを。又志夜衣のくひ取て引立よ。などある。猶此外に多し。志夜と同くて。物を賤しめ嘲る辭なり。今の俗言にも。シヤツ。ウツと云ふことあり。さて右に引る中昔の語ともなるは。車者などの如く呼しと聞ゆるを。虫の志夜尻にと云る句。必七言なるべければなり。上代には然る言なければ。志と夜とを慥に讀へし。とあり。此説。虜等を賤しめ嘲る辭と見ての解なれとも。然らず。此詞は軍卒を慰むる詞なれば。時夜は嘆く辭と見るへし。咲ふ中に嘆く辭を副たるなり。物を笑ふにも。我心に當りて事の切にして。言語に得云出かたき程の時には。歎息の辭の自らそはるものなり。塢は與の意なり。○伊莽儂而毛阿誤豫。伊莽儂而毛阿誤豫。

今なりとも吾子與なり。總ての意は。今はよ。いつしかと思ひし時至りぬ。阿阿悦ヨロヒじやな。此年頃
 概はしと。心に思ひこめたりし憤りを。思はるけて。今なりとも吾子よ。共々に悦ヨロヒひうらげて。娛
 しみ遊へや。汝等も大に晒へや。と云る詞なり。故其を承て。來目部も甚しく晒シひしを。後世久目舞
 の時の態と爲セまなり。○來目部歌而後大晒。此は後の久目舞の時の態なり。久米舞の事記云。亞亞志
 夜胡志夜。此者伊基能布會。阿阿志夜胡志夜。此者嘲笑也。とある詞ともは。此後大晒とあるに當れる
 事。上に云る如くなるか。序に其文意をも聊とくへし。伊基能布は。字錄集に。慰をイコノフとも。
 イコフともよめる。其字の義にて。將卒を勞き慰め給ふ意。嘲笑アサツラフは鮮笑にて。即大に笑なり。嘲。説
 文體也。玉箴言相調也。とあれと。其は後の意にて。言の本は鮮かに笑ふなり。記傳にあさけり笑ふ義とせしは。唐を賤しめ玉ひしと
 見しものにて。意たかへり。甚く悦ヨロヒひて悦ヨロヒひのあまりに。大笑ハハシふ義を。人をあざみ笑ふ嘲字を借て書れし。天皇御自ら將士の勞を
 慰め給はむか爲に。御饗を給ひ。御歌を詠みまし。記に。かの酒宴を給ひて。將士を慰め給ふ時の御歌に。引つきたる嘲の詞とせるに據て云ふ。嘲詞を。し。
 大く笑ひて。人々と共に娛み給ふなり。此紀にては。次に承ニ密旨ニ而歌之とあれは。天皇の歌給へる
 にはあらねと。承ニ密旨ニとあるか。即て御自ら歌はし給へるにも同じ事となるなり。

又歌之曰。愛瀾詩鳩毗優利。毛毛那比苔。比苔破易陪廼毛。多牟伽毗毛

勢儒。此皆承ニ密旨ニ而歌之。非敢自專者也。

又歌之曰。これは右の嘲詞とはかはりて。一首の歌のさまなり。○愛瀾詩鳩。守部云。蝦夷乎なり。
 諸抄此蝦夷をたゞ賤めて云とのみ思へるは。本末たがへり。此御時陸奥の蝦夷を知へきに非ず。此名
 は土雲を云か本なり。其は穴に棲むものは。獸に近かる故に。自然身に毛生ヒ長く延て。蝦に似たる
 より。其名義を蝦エビ賤とは云なりけり。武郷云。詩を賤の義なりと云は。別に意ありけ也。されど未思得す。さて後に。陸奥の蝦夷も穴棲にて。
 毛多く生てあれは。其をも云そめしにこそはあれ。とあり。なほ土蜘蛛の處に云る。ことをも見合すへし。○毗優利。毛毛那比苔。
 又云。一人百之人なり。皇極紀に。軍中之人相謂之曰。一人當千。とある其と同意なり。さて一人を
 毗優利と云は。二人三人を布多利美多利と云か如し。武郷云。重胤云。繼りたる事には。幾比登と云ひ。其は計ふことには。あらねども。其用に就て云時には幾多理とこそ云けぬ。さて此に
 毘優利と有を。記高津宮段に比登理とあり。又獨字をヒトリと訓れば。多理を登理
 とも云なり。記の此天皇條に。千人を知行理。又仁徳紀に八人を夜優利とあり。毛毛那比苔は。速吸之門の那の類なり。
 とあり。さて毛毛那比苔の下に。今一つ苔字一本にあるよし。同人説なり。されど有てもな。くてもよろし。○比苔破易
 陪廼毛。人者雖言なり。○多牟伽比毛勢儒。手向毛不爲なり。紀中報殺をタムカヒコロスと訓り。
 守部云。一首の意は。土蜘蛛勢帥か黨は。力猛て。世人其蝦夷一人をは。百人に當るといへとも。今
 我立向ひて戦に。得手向ひもせず。あへなく撃れけるよとなり。とあり。○此皆承ニ密旨ニ云々は。天皇の
 御旨を承て。將士を慰め給ふ時の歌なる事を。知らせたるなり。

下文に。道臣命帥。大來目部。奉承密策。能以
 諷歌倒詠。掃蕩妖氣。倒詠之用。始起乎此。と

ある密策と。さて通證に。承_ニ密旨_一。此爲_ニ天皇御製_一可_ニ以見_一也。とあるはさることなり。然るをこの愛瀬詩鳥の歌を。守部か。勝を斬つる軍卒の中にて。一人かよみしなり。と云れしは。承_ニ密旨_一とあるをも。おもはざる注なれば。従ひかたし。○自尊。本の訓は非なり。專字毛波良と云訓めれども。こゝはさて訓かたし。ホシキマ、ニスルなど訓へし。
肥傳云。專字多字米と訓は誤なり。然るに和名抄に。專。日本紀云。專領。二字讀。多字女乎佐女。今按。專訓。毛波良。專一之義也。太字女者毛波良之古語。今呼。老女爲。太字女。とある中に。呼。老女。爲。太字女。と云る。是太字女の正義なり。土佐日記源氏物語に見ゆ。又孤をたうめと云ることも。物に見えたり。そは老女より轉れるなるへし。老女を多字米と云は。姑の轉れるにやあらん。さて其多字米に專字を用るはいかなる由にか詳ならず。そはかかもかくもあれ。多字米と云は老女の稱なり。然るに日本紀發行紀に。故專領。東國。とある。和名抄に引るは是也。此專字又他にも毛波良と訓へきを多く多字米と訓るは。彼老女の稱の專を。專一の義と心得誤れるなり。さて和名抄に。太字女者毛波良之古語也。と云るも。香紀の訓に依て誤れる説なり。さて安閑紀欽明紀などには。專を多字米と訓り。是も專一の義なるを。然るは。同じ誤なれども。多字米と云る言は正しく聞ゆれば。老女の稱の多字女。本は多字米なるへし。とあり。或説に。老女はものに堪能なるへきものなれば。たへ女なるへし。專字をあてたるにてもしらる。たへはたふとも活けは。多字を音便にて多字といへるなり。和名抄に。今稱。老女。云。太字女。とある。今と云字にても。其頃もはらひひし言なるへし。古くはみえぬことなり。と云り。此説によらば。多字は多字より又轉りて。訛りしものにもあるへし。

時天皇曰。戰勝而無驕者。良將之行也。今魁賊已滅。而同惡者。何十數群。其情不可知。如何久居一處。無以制變。乃徙營於別處。

何々。本にイヒヲハリツ、とよめるは。何事ともきこえず。私記に以比乎曾利川とあり。乎をこの

假字に用おしなるへし。さるをヲと訓みて。舊訓はあやまりしなるへし。されと恐懼の義ならは。オソルとあらてはかなたかへり。漢書に。天下何々。注。喧擾之意。又正韻謙讓之聲。とあるによらは。言コソリにて。人等の集り舉りて喧擾く義なるへし。
或本に。イヒコソリツ、とよめ。永享本に。何何とあり。何普耕反。何呼宏反。何何大聲。とあれば。これにても義は同じ。○十數群を。トタムラと訓るは。十黨なるへし。推古紀に人皆有黨とあり。多字良は屯と同言なり。

十有一月癸亥朔己巳。皇師大舉。將攻磯城彥。先遣使者徵兄磯城。兄磯城不承命。更遣頭八咫鳥召之。時鳥到其營。而鳴之曰。天神子召汝。怡非過怡非過。兄磯城忿之曰。聞天壓神至。而吾爲慨憤。時奈何鳥鳥若此惡鳴耶。
壓。此云。乃彎。弓射之。鳥即避去。次到弟磯城宅。而鳴之曰。天神子召汝。怡非過怡非過。時弟磯城慄然改容曰。臣聞天壓神至。且夕畏懼善乎。鳥汝鳴之若此者歟。即作葉盤八枚。盛食饗之。
 因以隨鳥詣到而告之曰。吾兄兄磯城聞天神子來。則

聚八十梟帥具兵甲將與決戰可早圖之

己巳は。七日なり。○磯城彦は。兄磯城弟磯城を。一に云るなり。上文に。復有兄磯城軍。布滿於
磐余邑。とあり。即是なり。○遣頭八咫鳥。記には八咫鳥をは。兄弟弟獵のもとに。遣はせりとあ
り。一事の獵と磯城と傳の異なるなり。○怡井過怡井過。通證に誘引之辭。萬葉集に。少子等率和出
將見とあり。さていさわいさわと。重ね云るは。鳥の鳴聲に象りて云るにや。雄略紀に鳥の努力努力
と鳴しと同類なり。記に。鼠の内者富良富良。外者須夫須夫。と云しをも思合すへし。さて注に過音倭とあるは衍なり。過もとより音なれば。
それに注あるへきよしなし。信友校本にもなしといへり。集解本にも。私記撰入として刪り去れり。○天壓神は。アマノオ
シカミとか。アメオシカミとか訓へし。本の訓はわろし。記傳云。訓注にオスとあるは音の居りたる方を以。注せる例なり。さて此は記傳云。
其ころ倭國人との申せる稱なるへし。まか申せる心は。天神の御子を名告らして。その御軍の向處
は。いかなる敵も忽に敗らるること。物を壓ひしくか如なる御勢なりし故なるへし。とあり。又按ま
に。壓は借字。押の字の義にて。天神の御子として。天下を廣く押なへ所知看義の。御名にやあら
む。なほよく考へし。○奈何鳥鳥。鳥の下の鳥字。信友校本に。異本无とあり。決く衍なり。○壓此
云依菟。本に壓者依菟とあるは誤なり。例に依るに。者字此云とあるへし。永享本には者字此とあ
り。此は三字を脱せし。故今補ふ。集解に四字私記撰入として。刪去りたるは。善本を得られさりしなり。○慄然。

本に慄然とあり。誤なり。今集解本舊事紀。また信友校本に依て改む。集解に。慄音葉體也。○汝鳴之若此者歎。

永享本には。今若此鳴者歎とあり。さてかく兄は惡鳴といひ。弟は善乎と云へる。皆其鳴聲を云るに
はあらず。其詞の己身の爲に。善とし惡とするより。かく鳥の鳴聲に負せて云るものなり。○葉盤八
枚。記傳云。大嘗祭式に。凡供神御雜物。大膳職所備。多加須伎八十枚。高五寸五分。口徑七寸。無蓋。折足四所云々。並居三葉

椀。久喜。覆以笠形。葉盤。比瓦豆。似笠形。以木綿結垂。裝傍比良須伎八十枚。高及口徑裝傍。與多加須伎同。但足不折
須伎に居るなり。多加須伎を葉椀に居るには非ず。さて比良須伎と云は。足なき故の名なり。足不折とは折足なき由なり。かく。
て比良須伎に居る物も。同く葉椀に盛て。葉盤を覆ふなるへし。其事を云はざるは。裝傍與多加須伎同。と云にこめたるへし。延暦二
十年の御制の祓物の中にも。柏十五把。枚手六。十枚料。柏十把。枚手四。十枚料。柏五把。枚手二。十枚料。などみゆ。比羅傳と云
は。久須豆に對ひたる名にて。淺く平なるよしなり。其形右の式に。笠形とあるにても。凡てを知へ
し。さて其は紀に葉盤とかかれたる如く。葉を刺合て。武部云。加志波の事。葉椀は葉盤と同じ物にして。た作れるものなり。稲に。葉盤。柏

あるは柳たかへり。此に作とあれは。たに柏葉に盛を云にはあらず。神樂歌韓神に。やひらでを手にとりもちて。愚按抄に。やひらでは八枚の
平盤なり。柏葉にて刺て。神供を盛ものなり。刺はさしつくるなり。今の世大嘗祭に用らるる葉盤
も柏の葉を竹の針にて。盃の形に刺作りたる物なりとそ。葉椀は葉盤と同じ物にして。たとあり。さて作を
今本ナシテとよめるは。サシテのサの畫の消たるものなり。記傳の説にて心得へし。

天皇乃會諸將問之曰。今兄磯城果有逆賊之意。召亦不來爲之

奈何。諸將曰。兄磯城。黠賊也。宜先遣弟磯城。曉諭之。并說。兄倉下弟倉下。如遂不歸順。然後舉兵臨之。亦未晚也。倉下此云。乃使弟磯城開示利害。而兄磯城等猶守愚謀。不肯承伏。

兄倉下弟倉下は。地名なるへけれど。今知かたし。さて此兩人。通證に。皆逆命之凶黨也。とあるか如し。○倉下此云々。此注さきの高倉下のもとにあるへきなり。○猶守愚謀不敢承伏。下文にも。長髓彦云々。猶守迷圖。無復改。とあり。

時椎根津彦計之曰。今者宜先遣我女軍。出自忍坂道。虜見之必盡銳而赴。吾則驅馳勁卒。直指墨坂。取菟田川水。以灌其炭火。儻忽之間。出其不意。則破之必也。天皇善其策。乃出女軍。以臨之。虜謂大兵已至。畢力相待。

我女軍。こゝは天皇の御軍なり。女軍は已にも云る如く。女子の軍立せしなり。いにしへ軍行に婦女

を將て行しことに就て心得あり。さるは軍防令に。凡征行皆不得將婦女自隨とあり。これは令の時の制にはあれど。古は然らず。婦女をも隨行しこと。紀中往々見えたり。まづ崇神天皇十年武埴安彦の謀叛せし時。夫は山背より。妻の吾田媛は大坂より。京を襲しかは。天皇五十狹芹彦命をして。吾田媛を擧て殺されしとあれば。武埴安彦夫婦にて。追手後手に向ひつるなり。又日本武尊の東征に。弟橘媛の従奉しこともあり。仁徳天皇五十五年。蝦夷の叛きける時。上毛野君祖竹葉瀬の弟田道をして撃せられしに。田道伊寺水門に戦敗れて死ければ。従者田道の手纏を取て妻に與へしかは。妻悲に堪す。手纏にて縊れ死たりと云も。征行に妻の従へるなり。雄略天皇九年。小弓宿禰新羅を征伐に向ふ時。吉備上道采女大海を玉はり。隨身視養の爲にせよと。宣はしけることもあり。其外河邊臣瓊布の妻坂本甘美媛を伴ひて任那に戦ひ。上毛野君形名の蝦夷を征せし時。其妻及女人數十人を隨へしことも見ゆ。壬申の亂に。高天原廣野姫天皇の乘輿に従ひ玉ひし先蹤もあれば。妻の軍に従ひ行事を禁められしには非ず。但し奸淫の爲に。所由もなき婦女を將去ことそなかりけめ。當昔は婦女をも。征行に隨行しこと禁められず。まして上古には。女軍の部隊もありしこと知へし。さて上に。國見岳上則有八十梟帥。又女坂置女軍。男坂置男軍。墨坂置妹炭。とある女軍男軍は。八十梟帥か方の兵にていとまきはし。故既にも云るか如く。上なるは總て誤りにて。たゞ墨坂置妹炭とあるのみ。信に八十梟帥か設備へたりしものなるへし。然るに今吾御軍女軍以て。彼墨坂なる炭火に

水灌きつゝ攻給ひしより。轉りて女坂男坂の號を。八十梟帥か女軍男軍を置しよりの名と。語り傳へしものなるへし。かにかくに一事の混れて。彼と此と二方になれりしことはあきらけし。○勁卒は。男子の軍立せしなり。下に男軍とあるにて灼し。○灌其炭火。かの八十梟帥か。墨坂置_二熾炭_一とありて。皇軍の彼處より攻至ること能はぬやうにせしを。今はその不意に出て。そこより押寄むかため。其炭火を水もて打消ちて。道路を開きしなりけり。これを記傳に。炭火をおきて水をそそぎしことは。其音を以て敵を驚駭かさむ爲なり。と説れしは。炭火を我方にて置たりしものと見られたるのみならず。音を以て敵を驚駭かさん爲と云れたる。はすへて信られず。さることあるへくもあらし。火を置て敵を防ぎしこと後のものに見えたるは。東鑑三十八に。寛元五年六月七日。胤氏等遣_二秀胤上_一羽國一宮大柳之館。于時當國御家人。如_二雲龍_一起而成_二合力。秀胤兼用意之間。積_二置炭薪_一於館郭外之四面。皆悉放_二火_一其燭大熾。而非_二人馬之可_一通路。由軍兵安_二營於門外_一。僅造_二時聲_一發_二備云々。其後數十宇舍屋同時放_二火_一内外。猛火混而進_二半天_一。胤氏以下即從咽_二其驚駭_一。遣_二進于數十町之外_一とあるを以ても。記傳の誤の非なるを知るへし。○破之必也。字のまゝにはよみかたし。皇極紀に。其勝_二定_一とあるに。いとよく似たる語勢なれば。それにならひて訓つ。○畢_二相待_一。此は次の文を隔てゝ。果以_二男軍_一越_二墨坂_一云々とつゞくなり。其よしは次に云。

先是_二皇軍攻_一必取。戰_二必勝_一。而介冑之士。不_レ無_二疲弊_一。故聊爲_二御謠_一。以_レ慰_二將卒之心_一焉。謠曰。哆哆奈梅互。伊那瑳能_二椰摩能_一。虛能_二莽由毛_一。易

喻者_二摩毛羅毗_一。多多_二介陪磨_一。和例_二破椰隈怒_一。之_二摩途等利_一。宇介_二譬餓等茂_一。伊莽_二輪開珥虛禰_一。

先是云々。按るに。此一條歌かけて。こゝに更に不類して。同時の事とは見えす。さるは男軍を駈馳て。不意敵の後に進むこと。いといと勵しく。暫時の間もあるまじきことわりなるに。こゝに介冑之士不_レ無_二疲弊_一云々慰_二將卒之心_一などありては。いたく猶豫たるさまに聞えて。いかゞなる上に。かゝる中間に。また端を改めて。皇軍攻必取。戰必勝。などの文あるへくも非ず。さて御歌の意も。更に今の御軍のありさまに叶はず。かにかくに此一條は。混れてこゝに入たるものと見えたり。御歌の意は次に云。さらはこゝは。勝謂_二大兵已至_一。畢_二力相待_一。果以_二男軍_一越_二墨坂_一。從_二後夾擊_一破_レ之。とあるへきなり。さてこの一條は。歌かけて。異時に磯城彦を攻し事として見へし。記には。又擊_二兄師木弟師木_一之時。御軍暫疲。爾歌曰。多多那米豆云々。とありて。上にも下にも續きたる文なきは。正しき傳なるへし。なほ御歌の下に云事をも考合すへし。○不無疲弊。記に暫疲とあり。記傳云。不無も暫の意なり。さてかく云るは。終には勝給ひしかとも。中比且_二者_一疲れ給へる時もありし意なり。とあり。○哆哆奈梅互。記傳云。橋並_二而_一なり。成務天皇の御陵。盾列と書て。此云_二多多那美_一とあり。是此と同意の地名なり。橋を多多と云は。船を伊那。酒を左加船を布那と云なると同格なり。此句契沖云。橋を衝並て射ると云意に。次句の伊へ云かけ賜へる

序か。戦には先楯を衝て。敵の矢に中るまじく。身を守りて後に。弓を射る物なればなり。と云り。萬葉云。楯並而伊豆美乃河波乃。○伊那瑤能郡摩能。又云。此山は大和國城上下兩郡内にあるか。と契沖云り。師は城上郡にありと云れり。大和志に。一名山路山。在宇陀郡山路村上方。とあり。此は今も有て慥かなり。國人も云れど。宇陀郡にては。地理叶ひかたぐやあらむ。いかにも城上下郡にあらまほしき山なり。なほよく考へし。○虚能莽由毛。從樹間もにて。母は添たる辭なり。萬葉二に。高角山乃木間從文とあり。由は用理を一言に云る古言なり。記には許能麻用母とあり。用も由も同じ。記傳云。古は用理とも用とも。又由理とも由とも通はし云るなりけり。とあり。○易論者摩毛羅毗。守部云。行候にて。易は發語。羅毘は理の延たるなり。さて摩毛羅は。本語は目覓にて。目以而覓求方より。候ふ事をも云。又守るにも衛るにも轉じ云り。されは佐毛羅布と云も。眞守にて。待坐に云は。麻毛流と云と同じ。此は萬葉七に。あふみの海なみかしてまど風守年者也將經去。とある風守の如く。敵の形狀を考へ候ふを云。上よりのつゝきは。伊那瑤山の木間にしも。彼行此行して候ひ。楯交はと。下へかゝるなり。とあり。○多多介倍磨。又云。此は楯を交しつればと云意なり。凡て多多介布と云語は。楯を本にて。即楯合の義なること。今世の言にも。楯向楯衝など云ことのあるに合て知るべし。さてそれより戦の字に當て。擊合斬結ふ方にも云なれど。此はたゞ楯を衝せて。賊を候しめ給ひしのみなり。とあり。○和例破柳隈怒。記傳云。吾者飢ぬにて。夜は欺辭なり。余と云に近し。水

垣宮段歌に。美麻紀伊理毘古波夜云々。とある波夜と同じことなり。此外歌のとちめに置る多し。和禮は天皇の吾にて。軍士も其中にこもれり。飢の字を省ける例は。聖德御子命御歌に。伊比爾惠豆とあり。○之摩途等利。島津島にて。鶺鴒の枕詞なり。雉を野鳥。鷄を庭鳥と云類なり。○宇介替餓等茂。記傳云。鶺鴒之徒也。古は鶺鴒を使って魚を捕こといと多かりき。故公に供へ奉る鶺鴒も有て。職員令大膳職の下に。雜供戸と云あるを。義解に謂鶺鴒同江人網引等之類とあり。萬葉集を始めて。世々の歌にも。鶺鴒をよめる多く。物語書などにも此彼見えて。中昔まで何處にも。川邊などには鶺鴒ありて。今世にも稀には遣れり。とあり。○伊芥輪開珥虛禰。記傳云。今助に來禰なり。今と云に速にと云意なり。今世の語にも。速にと云ことを。強く云には。今又只今など云めり。須氣を多須氣と常にいふは。手助にて。本語は須氣なり。故諸司の次官助介などを。皆須氣と云。今俗言にも助るを須氣流と云り。來ねは來れと云むか如し。早く食物を齎來て。軍士の飢疲たるを救へとの意なり。さて人もこそあれ。鶺鴒をしも擇出で。如此よみ坐る故は。契沖か。前に吉野にて。阿陀鶺鴒の祖贊持之子仕奉ければなり。と云る然もあるへし。贊持てふ名も縁あり。とあり。さて守部か。天皇倭へ遷幸ありし日より。日々御苞首献りつれば。然る名に負へりしなり。と云れたるさもあるへし。○一首の意は通えたるか如し。さるを記傳云。上文に。先遣女軍。出自忍坂云々。駈馳勁卒。直指墨坂云々。とあるに因て思ふに。まつ弱軍を出し戦かはせて。敵を侮り怠らして。其ありさまを窺つゝ。伊那瑤の山の木間かくれた。ひそかに強軍を

卒て。行廻りて。後へより攻戦ひ給ふなるへし。かくておもへば。伊那佐能山と云は。墨坂の本名と云ふゆゑ。と云れたれど。おほつかなし。其は上にも云るか如く。駈馳勁卒云々。倏忽之間出其不意。など甚くするべく勵まざるに。此の御歌の。いゆきまもらひたうかへは。吾はや餓ぬ。など云るはさもきこえず。甚く猶豫たるさまに見えて。更に此時の形状にかなはず。かにかくに此は。異時の御歌なるへきこと。上に云るか如し。されは伊那瑤山本名墨坂ならむこと。いとく信かたし。

果以男軍越墨坂。従後夾撃破之。斬其梟帥兄磯城等。

此一節。上文の虜謂大兵已至。畢力相待。とあるにつきて。果以男軍云々。と有へきこと既に云るか如し。○従後夾撃とは。忍坂の方より遣はまし女軍と對立て。戦はむとせしほとに。不意に墨坂の路を越て。虜の後方に廻り。先に遣せし女軍とも。前後夾撃なり。○兄磯城等。集解。按謂等者指兄倉下弟倉下。と云り。

日本書紀通釋卷之二十四

飯田武郷謹撰

神武天皇
紀績

十有二月癸巳朔丙申。皇師遂擊長隨彥。連戰不能取勝。時忽然天陰而雨。冰乃有金色。靈鷲飛來止于天皇弓弭。其鷲光燁煜。狀如流電。由是長隨彥軍卒皆迷眩。不復力戰。長隨是邑之本號焉。因亦以爲人名。及皇軍之得鷲瑞也。時人仍號鷲邑。今云鳥見是訛也。

丙申は。四日なり。○遂撃は。上文孔舍術之戦の後の御詔に。背負日神之威。隨影壓躡。とあるを承て云るなり。○天陰を。ヒシケテとよめるは。いかなる義にかあらむ。通證に。日濕也。今亦云志介。とあるはさるるとにや。標注云。天陰は。今雨降むとして晴がたきを。シケルともシケとも云り。かゝれば日陰にて。時。○雨。記に零大氷雨。日代宮殿。飛鳥宮殿。とあり。記傳云。和名抄に。文字集略云。霈大雨也。日本紀私記云。火雨和名比左女。雨水同上。今按。俗云比布留。と見え。書紀に。大雨甚雨淫雨など。皆ヒフルと訓り。推古紀天壽紀などに。火雨とあるは。もと大雨とありけむを。後人ヒササメと訓る訓を。心得誤りて。大字をさかし。抑比佐米とは。もらに。火に改とつるなるへし。和名抄に引る私記なるも同じ。又今世俗に火の雨と云ふことのあるも。氷の雨なり。

と氷の降るを云て。天武紀に氷零大如三桃子。とある是也。今世に閉字と云物にて。電字是なり。閉字と云は。此字音

紀の訓にも。電はアラレとあり。阿良電は電なるを。古へは電を。共に阿良

電とも云しなるへし。電字。又右の氷零など。ヒサメともヒルとも訓へし。然るを其より轉りて。尋常の雨の甚く零るを

も。云りと見えて。遠飛鳥宮段なる氷雨は。歌には阿米とよめり。若電ならむには。阿米とはよむまじきや。但

歌には阿米とよめ

又和名抄にも。霈をも比左女と注し。書紀に。大雨甚雨などを。然訓るも是なり。とあり。

○金色靈鷲。賀茂皇太神宮記に云。皇軍しはしは利を失ひぬ。邪神毒氣をはきしかは。士卒みな

病臥せりし時。八咫鳥命くたり給ひて。皇軍の御前にかけり。また金色の靈鷲となりて。御弓のはす

にとまり。其ひかりてりかまやけり。これよりして。皇軍おほいにちかぬ云々。とあるによれば。こ

の靈鷲も。八咫鳥命にそまじける。平田書云。此鷲は。天日鷲命の北爲るにて。鷲なるへくおほゆ。古くは鷲を鷲とも云り。然

るは。神世に。天日鷲翔矢命と云は。鷲を鷲給ふ神と云て。弓を製り。弓削氏の祖なる

に依て。天に鷲の羽を用るを。天照大神の天岩屋に幽居まじし時に。弓六張を並て琴と成て。其子長白羽命に授けたまへる。其時に金

色鷲。高幡の上に居たりとあるは。即て天日鷲命の。暫く化れると通ゆれば。鷲なるへきに。鷲とあるは。形の類たれば。此録によ

りて。天日鷲命を。また天金鷲命と申せり。と云れたり。此傳は神祇本源に。神

寶日出祇府と云書を引て云る説なり。但本書には。金鷲命孫長白羽命とあり。

○天皇弓弭。本に天字なし。今は信友校本

に因る。集解本に

○流電。倭名抄に。電和名伊奈比加利。一云伊奈豆流比。一云伊奈豆萬。右に引る神祇

鳥飛來于弓箱。其鷲鷲

狀如流電云々。とあり。

○迷眩。通證云。迷目醉也。眩目消也。とあり。○長髓是邑之本號。此事既出。○

鳥見は。既に云る如く。添下郡にて。今鳥見莊と云處なり。さて此鳥見の地は。長髓彦か本居の地

にて。其あたりひろく占め居しかは。饒速日命が。其地の哮喘また白庭山に天降坐し。長髓彦の爲に

以いつかれて。君主となり居しなり。天神本紀二十五部物部の中に。鳥見物部あり。此地は饒速日

命の天降りし處なる故に。此神の後人の姓にも負るなるへし。○是詛也。鸚瑞を得たりしに及びて。

鸚邑と名くとあれは。鳥見彦といひ。鳥見屋媛と云は。其後の名なりけり。さて始には。其本言の

まゝに。鸚彦鸚屋媛とやうに。となへたりけむを。後に鸚邑を詛りて鳥見と云しより。また其唱につれ

て。人名をも鳥見と云改めしものとすへし。しか見されは。此の文義解しかたし。然るを記傳に。鳥

見彦などを。本よりの名として。上代には此をも阿牟といひし如く。鸚も登美とといひけむを詛れり。

と云るは。鳥名の登美を呼と。聲の去と上との詛りありしにや。楯津を參津と云も。たゞ豆音の清

濁の違ひのみなるをも。詛と云るに同じ。と云れたるは信かたし。鸚は倭名抄にも。鸚倭名度比とあ

りて。登美と云しことを載せず。

昔孔舍衙之戰。五瀨命中矢而薨。天皇銜之。常懷憤懣。至此役

也。意欲窮誅。乃爲御謠之曰。瀨都瀨都志。俱梅能故邏餓。阿波赴珥

破。介瀨羅毗苔茂苔。曾廼餓毛苔。曾爾梅屠那藝互。于答互之夜莽務。又

謠之曰。瀨都瀨都志。俱梅能故邏餓。介耆茂等珥。宇惠志破餌介瀨。勾致

弭比俱。和例破宛輸例儒。于智互之夜莽務。因復縱兵急攻之。凡諸御謠。

皆謂^フ來^ク目^メ歌^カ。此^レ的^ニ取^リ歌^ハ者^ニ而^シ名^ス之^也。

孔舍衛。此又本に衛を衛に誤れり。熱田本。葉解本。信友校本によりて改めたり。○懷。本にウタク
 とよめるは古言なるへし。靈異記に抱于田伎と見えたり。萬葉十四に。武太伎ともあり。手抱きなど
 も云れは。通はせても云けるなり。○中矢の訓。イエは。被^ニ射^テの約なり。天武紀に被^ニ矢^テとあり。萬
 葉十六。所射^ニ鹿^ヲ乎^ト。認^ル河邊之和草云々。伊由は。伊羅由流の約なり。互に相發へし。○憤意。通證云。
 伊久久美。伊發語合也。懟本作^レ愁怨也。とあり。信友校本にも一本 愁とあるよしなり。○窮誅。訓なし。アルカキリコロサ
 ムなど訓へし。又云。五瀬命之臨^レ終。慨^シ其^レ不^レ報。故天皇以^テ此^レ役^ヲ爲^ス復讎之軍。因有^リ夷族之意也。と
 あり。○彌都彌都志。俱梅能故遷餓。本に此次に。介^カ茂^キ者^ヲ等^ト珥^トの一句あり。此は次の御歌に。介者茂
 等珥。于惠志破珥介彌。とある句より轉りこしものなり。決^シ行^ハなり。今熱田本及び舊事紀に。この
 句のなきによれり。記にも此 句はなし。○阿波赴珥波。記傳云。於^ニ粟^ノ生^ル者^{ナリ}。神代下卷に。粟田豆田とあり
 て。和名抄に。日本紀私記云。粟田安八不。とみゆ。布^フは麻生淺芽生蓬生などの生にて。其物の專と
 生殖る地を。某生といふなり。舊紀の田字には泥むへからず。萬葉 には。字原など。原字をもかけり。○介彌羅毗若茂若。又云。美良は菲^ヒなり。
 和名抄には。雍和名於保美良。菲和名古美良。と見え。字鏡には。雍奈女彌良。菲太太彌良。また葱
 菲彌良。とみゆ。萬葉十四に。久君美良ともよめり。菲菲なるへし。さて賀美良と云は。物に見えず。別に

一種か。又たこの菲にて。臭^カ菲と云るにても有へし。越前國敦賀郡鹿森も。臭^カ菲の意の地名歟。式には
 加比留神社とあり。美良後には爾良と云り。比登母登は一^ヒ莖也。とあり。○會廼餓毛若。記には會泥
 賀母登とあり。記傳云。其^レ根^ノ之^レ莖^{ナリ}。泥を廼とあるは。樂府にて歌ひ詠れるものなり。根之莖と
 は。先凡て木草に母登とは。立る幹^ノのことにて。必しも末に對へ 云本には非ず。一もと二もと云も。木にては一木
 二木と云に同じければ。草も其意にて。生立る莖を以^テ云なり。さて菲は土中に隠れたる根の處も。莖
 にて立る物なれば。其處を根^ノ之^レ莖^ト云へし。たゞ根をも。根之莖とも云 へけれど。然にはあらず。菲は殊に根を賞る物なる故に。如此
 はよみ給へるなり。とあり。○會彌梅屋那藝豆。又云。其根芽繁而なり。芽は根之莖に對へて。土上
 へ萌出たる莖を云。凡て芽は萌^ハの約まりたる名なり。さて齊明紀御製に。伊^イ喻^ユ之^レ乎^ト。都那^ツ遇^ユ何^カ播^ハ杯^ハ
 能。倭柯矩婆能。とある都那遇は。他處へ放ち令去^ラざるをいふ。こゝも其意にて。根をも芽をも一に
 合せて遺さず。と云なり。さて根は登美昆古。芽は其^レ黨^ヲを營へて。皆^レ縱^ニさ^ス漏^ラさず。盡に討滅して
 むと云ふ意なり。突^ニ神^ト云。かくよませ賜へるは。右訓 意欲^ニ窮^テ誅^トとあるに叶へり。とあり。○此御歌。來目之子等か粟生としもよませ給へ
 るは。何の由にかと云に。此紀の年紀に依て考るに。まつ皇軍日向國を發坐て。上幸る途にて。今年
 まて五年^巳卯辰を。此彼にて經給ふなれば。其間許多の御軍士等。殺を營らすてはあるへからねは。
 吉備國にては。三年坐^テ兵。來目部の人々。粟をも佃りけむ。其は前年の事なれども。此年は十二月とあれば。粟 生あるへき時節にあらず。
 天皇の大御目にも。かねて觸ける故に。今おもほし出て。賦^ミ坐^ルなるへし。契^ハ印。是は設けて詔ふなりと云 る。一わたりはさることながら。

此御歌よみたまふ時こそ。粟生あるべき時節にあらね。前年より大御目にふれすは。いかてか此粟生をしも取出給はむ。かの伊勢之海の御歌も。日常見給ふけしきにあらず。かの浦を遙かに眺み給ひし時。大石の大御目に觸けるを。おもほし出で。大倭國にてよみ給ひける。此御歌と同じ事なるを。おもほし。さて記傳の賦は。紀の年紀をさへに。疑ひしなれば。今辨ふべき限にあらず。記傳云。さて穀の中に。粟生をしも賦たまへることは。凡て古は。粟を殊に多く佃れることにて。此物の事を多く云り。奈良京の頃に至てすら。事の昔にも。粟は。時などよめる歌。高粟に此彼見えたり。粟されは。久米部の營れる粟生の中に。蘆の一本まじりて。立るを見そなはして。其に寄て賦坐るものなり。守部云。此御歌紀記ともに。此句までを一首として。又諸之曰とて。次を別歌とせり。然れども。粟生と垣下と。小韭とはじかみとを。對したれば。本一首の歌を。二段に調へたるなり。景行紀なる。波辭積豫辭云々歌も。紀には一首なるを。記は三首とせる類猶あり。其等は雅樂家にて。返歌擧歌等に分て誦へりし故に。然か分れ。今此歌は。本末に分て誦し故に。二首とはなり來しなり。と云れたり。○介者茂等珥。於垣下二なり。此も來目部か。豫て住し營の。垣の下に殖るを御見しつれば。今思出てよみ賜へるなり。○宇惠志破餅介彌。守部云。所植蜀椒なり。和名抄に。蜀椒。和名奈流波自加美。とある是なり。また生薑。久禮乃波之加美。字鏡に。干薑。久禮乃波自加美。と見えたり。此は後に。吳國より渡したるにこそ。されは。素よりの蜀椒は。木になるものなれば。復其後に。奈流と云て分るならん。名義も。辛く疼て。齒の感む意。蜀椒にこそ。よくかなひたれ。とあり。○勾致弭比俱。記傳云。弭比は比弭を。下上に誤れ。るなるへし。弭は濁音なり。とあり。又云。口疼にて。蜀椒の實の食てのちまて。口の疼く如くに。彼慨みの止かたし。となり。此御比喩奇と申へし。とあり。○和例破流輪例儒。記には。和禮波和須

禮士とあり。記傳云。吾者不忘にて。かの大御兄五瀬命の。此登美毘古か痛矢申を負て。カネケリマシ 崩し 慷慨さは。世の限り忘るまじ。となり。此意。上に引る書 紀の文にみゆ。書紀に儒とせる。儒なれば今に忘れずと云意なり。次句へかけて思ふに。儒の方まされり。とあり。○來目歌とは。古へ來目舞と云るありて。其樂に誦へる歌なり。守部云。古來目舞と云しは。武樂の名にて。この天皇の軍旅の間。王臣歌を舞に作りて舞しを云。其は初國所治し靈徳を。永く忘れしめじ。又武を進ましめむとてなりければ。追々に作りそへたるも。多かりしなり。と云り。記傳云。續紀に。天平勝寶元年十二月に。東大寺に行幸て。佛事行はせ給へる時。又同四年四月に。同寺の大佛の開眼れし日。行幸ありし時など。種々の音樂ありける中に。久米舞もありしこと見えたり。當時などまては。かゝる事にも。此舞 ありければ。他節もおもひやるへし。其後は。大嘗會に見えたり。三代實錄に。貞觀元年十一月十六日丁卯大嘗祭云々。十九日庚午云々。伴佐伯兩氏久米舞云々。貞觀儀式踐祚大嘗祭。午日段に。伴佐伯兩氏。率舞人入自儀總門。左伴氏。右佐伯氏。五位以上。相分而列。就中庭床子。所司 豫設。奏久米舞。廿人。列而舞。また金作劔二十口。右久米舞料。など見ゆ。北山抄。同午日條にも。右の如くありて。舞人二十人。琴工六人。新式云。所司設五位并彈正琴。なるへし。又設琴臺床子。寛平記云。王四人着緋衣。末額劔靴。承平記云。於舞臺東。供奉舞人。在前後端。者服四位袍。中間。服五位袍。皆帶劔終頭。終は結の誤 なるへし。拔劔舞無歌。以琴爲節。舞如駿河舞。さて此儀の事。此後江次第。又諸家の記 録などに。往々見えたるも。大抵右の如 冠進紅袍中臂下。腹白袴。額劔等云々。舞如駿河舞云々。と見えたり。近世に至ては。此舞絶て傳はらずとそ。

北山抄に引れたる承平記。又江次第などに。無_レ歌とあれば。當時既に絶_レて。舞のみ追れりしなり。抑初國所看_レし天皇の大御代に始まりて。さはかりめてたかりし樂の。絶はてぬるは。可惜しとも可惜く。哀とも哀し。と云れたり。○的取歌者云々とは。來目部か歌へる故に。來目歌と名けたるとなり。

時長隨彦乃遣_二行人_一言_二於天皇_一曰。嘗有_二天神之子_一。乘_二天磐船_一。自天降_レ止。號曰_二櫛玉饒速日命_一。饒速日。此云_二是娶_二吾妹_一三炊屋媛_一。亦名_二長隨彦_一。亦_二有_二兒息_一。名曰_二可美眞手命_一。可美眞手。此云_二故吾以_二饒速日命_一爲_二君而奉_レ焉。夫天神之子豈有_二兩種_一乎。奈何更稱_二天神子_一。以奪_二人地_一乎。吾心推之。未必爲信。

遣行人云々。信友云。長隨彦。天皇の尊く坐ます由を知らずして。皇軍を拒戦ひ奉りけるか。靈鷲の奇瑞ありて。軍卒迷眩て。え戦はずなりぬるを疑怪みて。稍惑の心起りて。行人を遣りて。云々と詰問奉れるなり。○乘天磐船自天降止。この事は既に引て云る舊事記に。饒速日命乘_二天磐船_一。天降坐於河内國河上峰。則遷_二坐於大倭國鳥見白庭山_一云々。とあるを云なり。河内峰は。大和

添下郡岩船神社のある處。今の田原村にて。鳥見は長隨彦か本居。同郡鳥見庄の地なり。○櫛玉饒速日命。名義。櫛玉は奇玉か奇魂か。饒は字の如く。いづれも美稱なるべし。速日は例多し。さて此神は。天孫本紀に。天押穗耳尊。高皇產靈尊兒思兼神妹。萬幡豐秋津師姬を妃として。天照國照彦天火明。櫛玉饒速日尊を生ませるよしにて。瓊々杵尊の御兄とせり。神代紀には。然れど記傳に。此饒速日命は。天上より降れる神なることは。論なければとも。何_レ神の御子とも知かたし。姓氏錄などにも。御に。天照大御神の御子孫には非て。他天神の御子なるへし。其故は。姓氏錄の例。神別に天孫天神地祇の三ありて。天照大御神の御子孫の氏々をは。天孫部とし。他天神の子孫をは。天神部とせるに。此神の子孫の氏々は。天孫に收すして。天神の部なればなり。然るに舊事記に。天忍穗耳命の御子。天火明命を以。此饒速日命とせるは。甚く古書とも趣にたかひて。全偽説なり。と云れたる言なり。また同紀に。此神の亦名ともを記して。櫛玉饒速日命。亦云_二饒速日命_一。亦名_二膽杵磯丹杵穗命_一とあり。膽杵磯丹杵穗命は。姓氏錄に。若湯坐連。膽杵磯丹杵穗命之後也。この姓は。栗栖連と。勇山連との中間にあり。とあれば。此は饒速日命の一名なること著し。また式伊豫國風早郡。國津比古命神社。櫛玉比賣命神社。相並べる。此兩神は正しく。饒速日命夫婦になむおはしける。其は國造本紀に。風速國造とあるに。續後紀承和六年の下に。風早直典宗。賜_二姓善友朝臣_一。天神饒速日命之後也。とみゆ。三代實錄貞觀二年下に。物部朝臣廣宗卒。本伊豫國風早郡。姓物部首。とある。此を以て其祖饒速日命を。國津比

古として。祭れるよしまらるめり。若て式大和國添下郡。矢田坐久志玉比古神社二坐。とあるは。姓氏錄に。櫛玉饒速日命。又櫛玉命と申すに同じければ。其夫婦二神なることを知へきなり。矢田坐云々の矢田は。矢田部姓によしあり。と云れたり。さて記云。爾邇速日命。參趣白於天神御子。開天神御子天降坐。故追參降來。即獻天津瑞以仕奉也。とあり。記傳云。此神の天より降坐し時代は。御孫命の御天降よりは後。天皇の日向より發坐し時よりは。遙に前なるべくして。其中間何時のほとくも。さたかには知かたし。御孫命の天降坐るを聞て。追て降るとあるは。追續てほとなく。降れる如くに聞ゆめれども。然にはあらず。先御孫命の降坐て後に。又同じ如降れる故に。追てとは云なり。其間幾許年を経て。後の事とも知かたし。さて天皇日向に坐しほとに。往昔倭國へ。此神の天降りけむことを聞食しも。いたく近き事の如くも聞えず。抑此ほと。神代の際なれば。猶人の命長きもありぬへければ。此神も天降て後。數百年存在て。天皇には仕奉しも知かたし。舊事紀には。饒速日命は既く薨て。天皇に仕奉しは。子の宇摩志麻遲命とせれども。登美毘古か妹に娶とある。其登見毘古も。猶存在れば。邇速日命の存在むも。何かは疑はむ。とあり。○饒速日此云々。この訓注。また上に出すへきを。ここに注せるはいか。○三炊屋媛。名義。上古には飯炊くことをは。いと嚴重きことたりければ。品尊き女の名にも。かく負せたりしなり。推古天皇の大御名を。豊御食炊屋姫尊と。申給ひしをも思ふへし。さて舊事紀に。饒速日尊便娶長髓彦妹御炊屋姫爲妃。誕生宇

摩志麻治命。先經妊身而未産之時。饒速日尊命婦女云。汝有妊胎。若有男子者。號味間見命。若有女子者。號色麻彌命。既而所産男子矣。因號味間見命矣。饒速日尊既神損去云々。とあり。栗田寛云。饒速日命。天神の命せ玉へる詔のまに。大和國鳥見邑に天降り玉ひて。其地なる魁帥長髓彦か。荒ひ健ふ状を看行し玉ふに。輒く大命に順ふへきさまならねは。其か費を伺ひ坐むために。其妹を妃として。久しく此に坐しけるなるへし。と云り。○鳥見屋媛。記には長髓彦をも。登美毘古といへり。但し記傳云。登美とは彼鸕の瑞に因て。後に此人の討るところに。云初つる地名なれば。生存るほとに登美毘古とは云じを。討れて後に。追て世人の云るなるへし。と云れたるか如く。こも後の名を回らして。長髓彦の詞とせるものなり。さて屋は。記傳にも未思得す。とあり。○可美眞手命。記には宇摩志麻遲命とあり。名義。手も遅も美稱なるへし。姓氏錄に。此人名多く出たるみな治とあり。味島乳とも書り。手と云る處は一もなし。舊事紀には。亦云味間見命と云り。記傳云。舊事紀に。此人の勳功の事をいみしく記せるは。子孫の氏々の。大に廣がり榮えたるを思へは。然もありけむかし。とあり。○爲君。天孫本紀に。中州豪雄長髓彦。本推饒速日尊兒宇摩志麻治命。爲君奉焉。とあり。紀記と異なり。○豈有兩種乎。長髓彦のかく白せる。あふけなき事のやうに。一わたりはきこゆれども。聊か其理なきにしもあらし。疑はしきふしも。なきにはあらねど。饒速日命を天神の大詔以て。天降し給ひしも。天孫本紀によりて見れば。いと嚴重なることとほきこえたり。そは

此神の天降坐し時。三十二人の防衛神。五部人。五部造。天物部二十五人などを。御從に副て降し給ふと云て。盡く其神等の名をも擧げ。また天神詔以て。天璽。瑞寶十種この十種の瑞寶は。極てやむことなきものともなり。を賜はりたるなど。天神の降し給へる。大御意は知へきよしあらねど。かにかくにおほろけの事にはあらざりけらし。この天降坐し時。御從に副て降し玉へりし神等の事。また十種神寶を授けたまへりしも。記傳にはみな。環々符尊の天降り日命の掌り玉へる部なるとは。古書に見え。また此十種神寶を。物部氏の掌れるも。みな饒速日命の持來しものなるによりておもへば。饒速には云かたし。古記に記し傳へたるを。舊事紀に其まゝ擧たるものなるへし。されど。右の防衛の神三十二人。二十五物部などの事は。記傳の説正しからん。既に元々集には。或書の説とて。三十二神を。直ちに天孫の伴神と語るもあるよし。記されたり。されは長髓彦も。其妹三炊屋媛を進め。まことの君主と以ち齋けるなり。故天神之子は。兩種あらしと思ひしにこそはありけめ。故に知らぬがほして。かくおほめき白せるにはあらしかし。なほ此事は。次にくはしくいふ。

天皇曰。天神子亦多耳。汝所爲君。是實天神之子者。必有表物。可相示之。長髓彦即取。饒速日命之天羽羽矢一隻及步靴。以奉示天皇。天皇覽之。曰。事不虛也。還以所御天羽羽矢一隻及步靴。賜示於長髓彦。

多耳。耳字信友校本に。一本有に作るどあり。従ふへし。○羽羽矢の事は。神代紀に云り。一隻は一枝也。増録。物とありて。矢一本なり。較の事も既に云り。歩靴は異なる編様ありけるにや。知かた

し。釋名に。歩人所帶曰靴などは。さて舊事紀に。天羽々弓。天羽々矢。復神衣帶手貫二物。葬欲於登美。白庭邑。以此爲墓と。饒速日命の既に身亡れりし後。夢に妻御炊屋姫に教へしことあり。されど記傳にも云れし如く。天羽々弓と云名は。心得ぬことなり。○奉示天皇。信友云。すへて天上の物は。清麗く愛くて。此國なるとは。こよなきか故に。天降たる表物とはいへるなり。さて此二種の矢と較とは。長髓彦軍將となりて。預り玉はりてそありけん。其を自天皇の御許に。持參來て覽せ奉れるなり。奉示字。大化二年紀にもあり。○賜示の賜字。聊か不審し。

長髓彦見其天表。益懷蹶踏。然而凶器已構。其勢不得中休。而猶守迷圖。無復改意。饒速日命本知天神。慇懃唯天孫是與。且見夫長髓彦稟性。復恨不可教。以天人之際。乃殺之。帥其衆而歸順焉。

見其天表。益懷蹶踏。信友云。天上の朝廷の御物は。その制も何も。饒速日命の物とは。遂に勝れて尊きを見て。天皇の天神の御子の中にも。別に尊き御事を知て。蹶踏たりしなり。さはありけれど。

既に兵器を備へて。微戦へる軍場ツバサに在ながら。頗オホに歸順奉らんも。さすかにて。かつはなほ。疑ひ奉る意も止かた。かた〜につけて。心を改めさりつる趣なり。○天神慈愍唯天孫是與。慈愍を子モコロニシタマフハと訓めるはわろし。たゞ子モコロニとよむハし。義甚く違へり。さて天孫是與と云る文。聊通えかたし。故字書を考るに。與許也從也。論語。吾與ニ點也。管子。鬼神助之。天地與之ニとあるによらは。天神御子ニクミシタマフと訓へし。クミスとは。其方人となり玉ふ意なり。雄略紀に。皇后不レ與ニ。天皇。而願ニ。舍人ノとあるも其意なり。○復佞。繼體紀に。佞ニイスカシと訓り。舊訓のクもイの誤なるへし。續後紀。興福寺僧徒長歌に。世中乃伊須加志イスカシ。とあり。久老云。或説に。いすかしは。ひかひかといふと同意なるへし。たがひちがひに相對はぬ事をいふ。いすかニと云鳥の喙は。違へる物なり。ひかといすかと同語か。といへり。とあり。信がたし。通説に。今云比類類案名義抄にも。ロスカシと訓み。一本の訓にもしかあり。歴代に。左傳の語を引て。不導。忠信之言。爲。ハ。カ。シ。ト。アリ。それもすて難し。さて字書に。佞。同。復。佞。也。不。聽。從。也。また左傳註に。復。佞。也。とあり。○教以天人之際。通説に引る莊子に。主者天道也。臣者人道也。など云る如く。君臣之道といふ事なるへし。さるは天孫は。天下の大君主にましますは。その天下に生出る人の限。盡く臣僕として。偏ニに仕奉るへき道理なるよしを。説きかせんには。長髓彦が稟性。復レて教へさとしかたし。となり。さて上にも云る如く。舊事紀を按るに。饒速日命は。其天降ます時には。天神御祖の詔もちて。十種瑞寶を給はし。また高皇產靈尊の勅に。若有ニ葦原中國之敵。拒ニ神人。而待戰者。能爲ニ方便誘欺。而令ニ治平。と詔給ひて。

あまたの御供人等を授玉へるなど。いと止事なき神にまさせは。長髓彦か天神之子豈有ニ兩種一乎と。またなく齋けるも謂なきにはあらず。此事は上にも。既に云りき。其は天孫の。まことに尊くましますよしをも。知らぬ程のことなれば。罪有さるゝかたもあるを。今天皇の示玉ふ天表の。饒速日命の物よりは。勝れて尊く。躡ニ踏ニたらむには。すみやかに歸順參來て。天皇に仕奉るへきことわりなるに。凶器已構。其勢不得ニ中休。而猶守ニ迷圖。無ニ復改意。とあるは。いと〜。無禮義理コトワリしらぬものにこそ有けれ。されは。己か二となく。君といつける饒速日命に。殺されけむうへなる事にこそ。通説に。長髓彦初不レ知而拒レ之。未レ爲ニ不義。已知而無レ改。豈非ニ迷之甚一乎。といへるは。さることなりけり。借信友云。なほつらく此時の事情を推考るに。饒速日命。素より既く。皇孫尊の天降坐して。此御國の大君主にておはします事は。知玉ひつるに。更に天神等の御依しにて。皇孫尊を輔奉る國平の爲に。饒速日命を。倭の國に天降し玉へるなり。此下文に。天皇素聞ニ饒速日命是自レ天降者。而今果立ニ忠効。と詔へるをもて。推て察るへし。猶其下に云き。合せ考ふへし。かくて饒速日命。倭の國に天降り玉ひ。國人長髓彦は。もとより魁帥にて在つるか。其か妹を御妻として。心を操り。其縁りにて。もはら事執らしめて。其地のわたりを。漸に治めて。遂には天下を領らんとおもほして。此事は神代に。天孫彦か天神の勅を奉りて。天降り。國神の女子を娶り。留住て。御國を領らむとせし趣によく似たり。最後に皇孫尊の。此御國の大君主となりて。天降り。西偏におはします事は。長髓彦には聞せずして。おはしつるか故に。長髓彦は。此命の天神子にして。天降り玉ひつる神なれば。

上もなく尊き君として。真心に仕奉り。此命をおきては。此國に天神の子の。大君主となりて坐ます事は。つゆしらすして在つるに。此時の御征に。天孫大御自ら。天神子と御名乗して。幸ませるを疑ひて。天神之子豈有兩種乎。といひて。信奉らざりつるなり。かくて書紀の説に。記の説を合せて。互に證して推考するに。上に論ひつる如く。饒速日命始は邪心ありて。長髓彦をして。皇軍を徵戰はしめ玉ひたりけり。天皇の稜威。はた神助のいちはやきを畏み尊みて。さらに邪心を改めて。歸順ひ奉らむとし給ふに。長髓彦をほ復恨にして承伏はす。はた天皇の撃てし止まむと。御謠せさせ玉ふはかりに。怨み悪みおもほしこめ玉へる御意をとりて。かたかた罪なひかほに。これを殺して。言よく申て。歸順ひ給へるにこそと云れしは。あまりに酷しき論にはあれど。聊かさる意の。なきにしもあらざりけんかし。

天皇素聞 饒速日命是自天降 者而今果立忠効 則褒而寵之 此物部氏之遠祖也。

果立忠効。則褒而寵之。この事。舊事紀に委くみえて。左に引るか如し。天孫本紀云。天孫詔宇麻志麻治命。曰。長髓彦爲性。狂迷。兵勢猛銳。至於敵戰。誰敢堪勝。而不據。勇計。帥軍歸順。遂歿官軍。

朕嘉其忠節。特加褒寵。授以神劍。答其大勳。復宇麻志麻治命。以下天神御祖授。饒速日尊。天璽瑞玉。奉獻於天孫。天孫大嘉。特加寵異矣。復宇麻志麻治命。率天。物部。而剪夷荒逆。亦帥軍平定海内。而奏。又云。宇麻志麻治命。率內。物部。乃堅矛楯。嚴增威儀。又云。詔宇麻志麻治命。曰。汝之勳功。念惟大功也。公之忠節。思惟至忠矣。是以先授神靈之劍。崇報不世之勳。今配股肱之職。永傳不貳之美。自今已後。生々世々。子々孫々。八十聯綿。必胤此職。永爲龜鏡矣。此日。物部連等。祖宇麻志麻治命。與大神君。祖天日方奇日方命。並拜爲下。申食國。政。大夫也。など見えたり。また記には。故爾。邇藝速日命。參赴。白於天神御子。聞天神御子天降坐。故追參降來。即獻天津瑞。天津瑞は舊事紀にも見えたる羽羽矢。歩初のこ。以仕奉也。とあり。記傳にも云れし如く。天津瑞は。天上より持來つる物にして。天神の子なる徵信の寶なり。さる貴き瑞物を私寶とせず。天皇へ献れるは。服従へる表なりけり。○物部氏。記には。物部連祖とあり。紀傳云。まつ母能能布又物部といふ稱の事を説て。後に此氏の事をは云はむ。抑物部は。母能々布部といふことなり。さて其母能々布と云は。名義は未考得ず。總て武勇職を以て仕奉る。建士の稱にして。萬葉歌に。是を宇治の枕詞に云るも。いちはやしといふ意なり。此事冠辭又三卷には。武士とも書り。後世までも。武士をものゝふと云り。さて又朝廷に仕奉る人等を。凡て母能々布と云て。母能々布之八十伴緒などよめるも。萬葉に多きは。上代に武勇職を。主とせられし世の。古言の遺れりしなり。さて物部と云者は。一部の武士にて。其は上代に。殊に勇て武事の勝

れたる輩なりし故に。其部を殊に武士部とは名けられしなり。されは母能々布と云は。凡て武人ノ稱。物部と云能々布にも。物部と書る故に。まさらばしきことあるなり。さて上代に。物部と云る者の見えたるは。崇神紀に。物部八十手とある是なり。この物部は。姓にあら。姓氏録に。原造。神饒速日命天降之時從者。天物部現度造之後也。また坂戸物部。同神從者。坂戸天物部之後也。また二田物部。同神從者。二田天物部之後也。と見ゆ。物部連氏は。遠祖宇摩志麻遲命。武勇勳功ありける故に。上件の天物部の人等を。帥領しめ賜ひしより。舊事紀に。宇摩天物部二而別。荒逆。云々と云るは實なるへし。子孫世々相嗣て。物部を率領て。仕奉れるによりて。武知云。なほこに其。此姓を賜はれるなり。されど此姓を賜ひしは。何時とも見えす。舊事紀に。饒速日命六世乃孫。伊弉色雄命之子。大新川命。賜物部連公姓と云り。さも有けむ。○武知云。此氏物部連を玉はれりしは。十市根石上神寶を宗とれりしより。信友考あり。垂仁紀に云へし。さて天武卷。十三年十一月。物部連賜姓曰朝臣。續紀に又。寶龜六年十二月。從三位石上朝臣宅嗣。賜姓物部朝臣。以其情願也。同十年十一月。勅中納言從三位物部朝臣宅嗣。宜改物部。賜石上朝臣。姓氏録。左京神別。神石上朝臣。神饒速日命之後也。とあり。抑宇摩志麻遲命の子孫。物部連氏より支別たる氏々。甚多くして。姓氏録にも數多見え。續紀四十に。韓國連源等言。已等是物部大連等之苗裔也。夫物部連等各因居地行事。別爲三百八十氏云々。とあり。なほ此氏のことども。取總て記傳にいと詳なり。

己未年春二月壬辰朔辛亥命諸將練士卒是時層富縣波哆丘岬。

有新城戸岬者。丘岬。此云。又和珥坂下有居勢祝者。坂下。此云。臍見長柄丘岬。有猪祝者。此二處土蜘蛛。並恃其勇力。不肯來庭。天皇乃分遣偏師皆誅之。

辛亥は。二十日なり。○層富縣は。大和國添上下郡なり。次に云。○波哆丘岬。記傳云。今添下郡に新木村と云あれは。この波哆は。添上下郡の内なるへし。と云り。○新城戸岬は。地名によれる名なり。○和珥坂下。今添上郡に。和珥村あり。崇神紀に。和珥武録坂上とあり。○居勢祝。これも地名によれる名なるへし。通證に。葛上郡有古瀬村。其上方爲巨勢山。神名式。巨勢山口神社。とあれど。添上郡と地方異なれば。いかゞあらむ。さて記傳に。居勢祝とあるは。神社の祝にはあらし。景行紀なる。蝦夷名。大羽振邊などの類の名なるへし。とあり。次なる猪祝も同じかるへし。○臍見長柄丘岬。臍見詳ならず。長柄は重胤云。姓氏録。大和神別。長柄首。天乃八重事代主神之後也。天武紀。九年九月。幸于朝熾。因以看大山位以下之馬於長柄杜。乃傳馬的射之。と有る地是なり。長柄は。記。堺原宮段に見えたる。葛城長江。曾都毘古と有に依て。那賀延と訓へき事。云も更なり。即神名式に。大和國葛上郡長柄神社とある。即事代主命に御在坐。と云り。これに據て思へば。和珥坂下も。葛城上下の内ならむも知へからず。なほよく地理を尋ねへし。

又河内國若江郡長柄神社あり。○猪祝は。いかなる義の名にや詳ならず。通證に。猪祝蓋稱勇猛也。とあり。○土蜘蛛は。こゝに見えたるをはしめて。次なる高尾張邑なる土蜘蛛あり。記には忍坂大室なる八十梟帥を。生尾土雲八十建。在其室待伊那流。とあり。攝津國風土記に。宇爾備能可志遠良能。宮御宇天皇世。偽者土蜘蛛。此人恒居穴中。故賜名曰土蛛。常陸風土記天城郡。古者曰昔在國某。俗語知久母。又云。夜都賀波岐。山之佐伯野之佐伯。普置。烟土窟。常居穴。有人來則入窟而竄之。其人去。更出。知以遊之。狼性。竄窟探窟。無不被。招。彌阻。風俗云々。又景行紀に。到速見邑。豐後國速見郡なり。云々。玆山有大石窟。曰風石窟。有二土蜘蛛。住其石窟。一曰青。二曰白。又於直入縣福野。有三土蜘蛛。一曰打獲。二曰八田。三曰國摩侶。是五人並其爲人強力。亦衆類多之。皆曰。不從皇命云々。この土蜘蛛等のこと。なほ豐後風土記にも見えたり。また自高來縣。肥前國。渡玉杵名邑。肥時殺其處之土蜘蛛津類。神功紀に。轉山門縣。筑後國山門郡なり。則誅土蜘蛛田油津媛。などある類にて。岩窟土窟などに住て。自然身に毛生鬚長く延て。其狀蜘蛛の如く。また蝦の如くなるより。土蜘蛛とも。また蝦夷とも。稱けたる一種の人類なり。蝦夷と一つものなるよし。又其名義も。既に云り。さる一種のものありしか。今世には漸く絶て。あらざるより。記傳にも。岩窟土窟などに住て。人を害ひ。殘暴ふる梟帥ともを。蜘蛛に准へて。如此は稱けられたるなるへし。と云れつれど。此はなへての人類とは。同じからざること。次に見えたる。高尾張邑なる土蜘蛛の形にて明らかし。故人を害ひ殘暴ふるものならねとも。其種類を。なへて土蜘蛛と稱へりし事は。日向國風土記に。皇孫命天降坐し時に。大鉗小鉗と云。二人の土蜘蛛ありて。云々の事奏せしこと見えたり。これにて。人を殘害ひし者のみの。稱にはあらずて。一

種の人類なることをささるへし。○分遣偏師。舊事紀云。己未年春二月辛卯朔庚申。道臣命率軍兵。而撥伏逆賊之狀奏。戊午年宇摩志麻治命。率天物部。而剪夷逆賊。復帥軍兵。而平定海内。狀奏。など見えたる。此時の事ともなるへし。

又高尾張邑有土蜘蛛。其爲人也。身短而手足長。與侏儒相類。皇軍結葛網而掩襲殺之。因改號其邑曰葛城。

高尾張邑の事は。既に云り。大日本史云。先是弟猗奏。高尾張邑有赤銅八十梟帥。據之則此云土蜘蛛者。蓋赤銅八十梟帥之類。とあり。然るへし。○身短而手足長。これ上に云る蜘蛛の形なり。記には。生尾土雲とあれば。尾の生るもありしにこそ。此に據て思ふに。かの赤銅八十梟帥を。一に赤銅とあるに。よらは。鼻らん。尾ある土雲とあれば。魚の如き鱗などもありしも知かたし。○侏儒は。短人なり。禮記注に。侏儒。身短。短を比伎と云るは。大被詞に短山とあり。○結葛網。網を結ぶを須久と云も。古き語と見えたり。通證に。網曰結。紙曰漣。田曰耕。皆順須久。義同。とあり。○葛城。今の葛上下郡なり。記傳云。城とは凡て一掃なる地を云。紀の歌に多伽機とある。高城は山を云るなり。こゝも邑の地山上なるを以て。城と云名は付られたるなり。高尾張と云る高にてもしらる。とあり。此地の事は。なほ下の葛城國道の處に云ん。また上に引る常陸風土記の土蜘蛛の續きに。此

時大臣族黑坂命。伺候出遊之時。茨棘施穴内。即縱騎兵。急令逐迫。佐伯等如常欲走而歸。土窟盡擊。茨棘衝。害疾死散。故取茨棘。以著縣名。所謂茨城郡。或曰。山之佐伯野之佐伯。自爲賊長。引率徒衆。橫行國中。大爲却殺。時黑坂命規滅此賊。以茨城造。所以地名便謂茨城焉。とありて。よく似たる事なり。

夫磐余之地。舊名片居。亦曰片立。逮我皇師之破虜也。大軍集而滿於其地。因改號爲磐余。或曰。天皇往嘗嚴覓糧。出軍而征。是時磯城八十梟帥。於彼處屯聚居之。果與天皇大戰。遂爲皇師所滅。故名之曰磐余邑。又皇師立詰之處。是謂猛田。作城處號曰城田。又賊衆戰死。而僵屍枕臂處。呼爲頰枕田。天皇以前年秋九月。潛取天香山之埴土。以造八十平瓮。躬自齋戒祭諸神。遂得安定區宇。故號取土之處曰埴安。

片居と云ひ。片立と云るは。山また丘に傍たる地形に。因れる名と通えたり。通説に。謂一片民居とあるは。家居に片立は。似つかはし

から名義。守部云。和名抄。乞見和名加多井。神武紀に。磐余之地舊名片居云々。とあるに合せて考れば。偏居の義なるへし。此は其地の形體を云なれば。人の體にいふも同じことなり。かくして云は。跛躄。癩者の類は。凡て正直くは坐かねて。或は物に倚そひ。或は偏て坐るものなればなり。さて乞食者には。むかしよりさる者多かれは。それをいひ。又土佐日記に。此かぢとりは。日もえはからぬ。かたぬなりけり。とあるは。悪みていへる詞なり。今世の卑言にも。カツタイ。ここにありけるかたぬおきな。といへるも。歌をすくれよくむにつけて。妬かりて云詞なり。又自卑下していへる處もあり。と云り。さて本訓注。妻を甚に誤れり。今は熱田本又信友校本に。異本妻とあるによれり。熱田本には。又。往嘗嚴覓糧は。上文に。冬十月癸巳朔。天皇嘗其嚴覓之糧。勅兵而出。先擊八十梟帥於國見丘。破斬之。とありし時の事なるへし。○出軍而征。本に而を西に誤れり。信友校本に。異本而とあるに據る。契沖本には。而西征とある。○屯聚を。怡波瀾とよめる。言の意未思得ず。さて軍兵どもの。屯聚居たりしによりて。磐余と號たりと云る義は。村を古く阿禮とも云りしかは。に。村有とある。屯聚村なるへし。○立詰の訓は。熱田本に依て。タチタケヒシと訓へし。本の訓タケフシとある。生水をモトリと訓り。これも。フはヒの誤なり。その通説に。その。○猛田は。通説に。十市郡有竹田村。萬葉集。竹田庄。竹田原。神名式竹田神社。姓氏錄曰。竹田川邊連。火明命五世之後也。仁德天皇御世。大和國十市郡刑坂川之邊。有竹田神社。因以爲氏神。同居住焉。綠竹大美。供御箸竹。因玆賜竹田川邊連。とあり

り。姓氏録の傳によれば。猛田名義。此と異なり。さて下文に。給弟獵猛田邑。因爲猛田縣主。とあり。○城田は。詳ならず。大和志。添上郡城田村あり。本の訓キキタとあるもいかゞ。通證に引る姓氏録なる巨勢城田臣は。城田の誤なり。されはこの證にはなしかたし。類枕田。通證に。在處未詳。倭名抄類和名豆良。一云保々。枕訓末幾。經也。萬葉集云。敷細乃枕毛不卷。とあり。萬葉集十に。後玉經田并爾。及何時とある略解に。經田居と云地に。玉まくと云下したり。神武紀の類枕田は。城田なり。こゝを誤るならは玉マキタ并と訓へし。とあり。類枕田を。磯城郡とは押當なるへし。なほよく考へし。○埴安。神代紀一書に。土神號埴安神。萬葉集に。埴安堤。埴安御門原あり。神名式。十市郡畝尾坐。健土安神社。五郡神社略解云。畝尾坐健土安神社一坐。在神戶郡香山西山尾。神武紀所云。天神訓之曰。宜取。天香山社中土。以造。平埴。後。祭神。即其此地。記傳云。畝尾は香山の畝尾にて。地名となれり。さてこの神社の號に依れば。此の神名は。この香山なる地名より出たるに似たれど。さにはあらず。凡て古事記に出たる。この神の前後の神に。地名を取て名つけたる例なし。地名はかへりて。此土安神の鎮坐より出けんを。この説は異なる一の傳にもあるへし。凡て地名の由縁は。異説ある例多し。式に畝尾坐とあるを以ても。埴安は地名にあらず。もと神名なることを知へし。と云へり。今按るに。神代紀一書に。土神埴山姫と見えて。本の御名埴山姫なるを。此本神代紀の釋に詳に云り。又の一書。記。神名式に見えたる。埴安神とあるは。この古事より。又の御名に負せまつりしものと見えたり。さてしか神名となりし事も。いと古ければ。式のところには。畝尾坐健土安と書されしことも。又難なし。されは記傳に云れたる説は。却りて非事にて。この説といと正しかるべき。さて埴安といふ名義は。埴ハニキス結ハニキス也。神也。須とあり。埴ハニキス字結訓作泥物。といふことなるよしは。既に神代紀に云へり。されど此紀なるは。安定をヤスクシツムルと訓て。

埴土を以て安く天下を定め玉ひし義に。取れる説なるべし。

三月辛酉朔丁卯。下令曰。自我東征。於茲六年矣。賴以皇天之威。凶徒就戮。雖邊土未清。餘妖尙梗。而中洲之地。無復風塵。誠宜恢廓皇都。規摹大壯。而今運屬屯蒙。民心朴素。巢棲穴住。習俗惟常。夫大人立制。義必隨時。苟有利民。何妨聖造。且當披拂山林。經營宮室。而恭臨寶位。以鎮元元。上則答乾靈授國之德。下則弘皇孫養正之心。然後兼六合以開都。掩八紘而爲宇。不亦可乎。觀夫畝傍山。畝傍山。此云。東南樞原地者。蓋國之輿區乎。可治之。是月卽命有司。經始帝宅。

丁卯は。七日なり。○於茲六年。甲寅年より。今年己未まで。六年なり。記とは大に異なり。○餘妖尙梗。通證に。方言猛。韓趙之間曰梗。淮南子錡其強梗。韻端又荒也。とあり。魯則にコハシ。またアレ。タリとよめる。此意なり。○

中洲。集解本に。洲州に作る。この事既に云り。○大壯。易係辭に。上古穴居而野處。後世聖人易之。以宮室。上棟下宇。以待風雨。蓋取諸大壯。註。宮室壯。大於穴居。とあり。○運屬屯蒙。本屬下此。字あり。熱田本又中臣本に。古本无とあり。なき方まされり。さて屯蒙は。上文に蒙以養正とある蒙と同じ。序卦傳曰。屯者物之始生也。物生必蒙。故受之以蒙。蒙者蒙也。物之穉也。○巢棲穴住。集解本には。住字居に作りて。住は因傍訓誤とあり。さて古代の家居の事につきては。まつ人民のさまを聊いふへし。まつ皇國上古の人民に。凡二種ありて。一は神代の始より。此土に自ら生着けるもの。一は天より降れる神の。子孫の蕃息れるものなり。是人等の住處は。多くは家屋に住しものなるへけれと。其他に土蜘蛛蝦夷の類ありて。其等は家作の法も知らず。たゞ雨露を凌かむ爲に。山腹を掘て穴居し。あるは樹上に巢を架して。住しものならんとおぼえたり。こゝに巢棲穴住と云るは。其等を大凡に云るなるへし。諸通證に。今諸國蓋其遺也。とある是なり。かの土蜘蛛蝦夷等か。住し跡なるへし。かの生尾土雲か。忍坂の大堂に住しことなど。思ひ合すへし。また云。神代紀天石窟云々。可ニ以證とあるはいか。貴き神等も。石窟の内に住玉ひしことは。かの跡の石室。三窟の石室の類はあれと。其は故ありて。住玉ひしにて。おしなへての證とはなしかたきをや。○利を。久保佐と訓る意未詳ならず。熱田本にはカ、と訓り。これも紀中に例あれと。言義未思得ず。落合直澄云。利をカ、と訓るは。キ、と云に同じ。手の利くを。手キ、と云ひ。口を利くを。口キ、と云ふ。或は酒か利く。藥か利く。など同じ。と云り。さる言なるへし。○聖造は。即大人の制を立給ふを云ふ。○寶位は。高御座居にて。天つ日嗣知看す天皇の御座なり。されと高御座と云事は。古くよりあまた見えたりと。タカミクラキと云語は。紀中の訓より外には。をさく見あたらす。○元元。通證云。漢文紀。元元之民。師古曰。元元善意也。後光紀注。元元黎庶也。とあり。

○兼六合云々。掩八紘云々。此二句は。國內盡に都となし。天下偏く宇となさむと。詔へる御心なり。御座の普く行至りて。人民の體に養殖れる。形容辭なり。通證云。八紘出三列子。注。八紘八方也。とあり。○畝傍山は。大和國高市郡にある山名なり。推古紀に畝傍池。皇極紀に蘇我大臣の畝傍家とあり。萬葉一には。雲根火耳梨香山と。三山の妻競の。天智天皇の大御歌もありて。世にいと名高き山なり。さて今此山の東南の麓に。畦樋村と云あるなり。今土人の樋を清て呼へるか如く。古へも濁音に吸へしにはあらし。○注に。宇禰廢夜摩とある。廢字は。靡かと云る説あれとも然らず。神功紀に。佐藤と云地もあれは。本のまゝにて可し。上にも既に烏多鷄廢とあり。○東南極原地は。記傳云。此地舊は。白檜樹原にて有し故に。齊紀に按。拂山林。經營宮室。とあり。負るなるへし。かくて此地名は。今世には遺らされとも。大宮所は。畝火山の東南の麓に。近き地なりしこと。書紀にて著明し。或説に。葛上郡なる柏原村此宮址なり。此村。畝火山の西方にあたりしは。日本紀の東字は。西を寫誤れるなり。と云るは。非なり。今の柏原村は。畝火山のあたりに非ず。やと選ければ。さらば畝火の白極原と云へき地理に非ず。由なき事なり。道臣命に宅地を賜て。築坂邑に居しめ。大來目を來目邑に居しむ。とあるは。皆京城の近き邊の地なりけむ。と云れたるか如し。○是月即を。舊事紀に。庚辰二字に作れり。庚辰は二十日なり。○經始帝宅。此大宮造の事。古語拾遺に云く。妖氣既晴。復無風塵。建都極原。經營帝宅。仍令天下富命。太玉命。率三手置帆負彦狹知二神之孫。以齋齋齋。始採山材。構立正殿。云々。などあり。なほ其餘も。此御代の御制ともなど。くさく記せり。其文次に出す。○經始帝宅。此下に。次の辛酉年なる。故古語稱之曰。於畝傍之極原也云々。曰神日本磐余彦火々出見天皇焉。の五十四字を移すへきよし。或説に云り。

天皇本紀にも。さるさまに文を序次たれば。此説まことに然るへきか如くなれど。此紀にては。天皇即位の上に係て云る詞なれば。なほ本のまゝにてあるへきなり。

庚申年秋八月癸丑朔戊辰。天皇當立正妃。改廣求華胄。時有人奏之曰。事代主神。共三島溝楸耳神之女玉櫛媛所生兒。號曰媛踏鞴五十鈴姫命。是國色之秀者。天皇悅之。九月壬午朔乙巳。納媛踏鞴五十鈴姫命。以爲正妃。

戊辰は。十六日なり。○當立正妃。本に正妃をムカヒメと訓り。字鏡に。適牟加比女とあり。正しく夫に對配ふ意なり。記云。坐日向時。娶阿多之小椅君妹。名阿比良比賣云々。然更求爲大后之美人とあり。記傳云。書紀に。妃夫人嬪女御などを。多くは美賣と訓り。そもく御賣とは。皇后を始奉て。夫人嬪などの列までも。通して申すへければ。此訓は悪からず。但こゝに。正妃を牟加比賣。下なる皇后を伎佐伎と訓る。こは文字に就ては。然も訓へけれども。當時の實の稱には。叶ふへくも非ず。牟加比賣とは。皇后を申すへく。又伎佐伎とは。妃などにもわたる稱なればなり。されは。こ

は正妃を伎佐伎。皇后を意富岐佐伎と訓て宜し。凡ていつこにても。妃夫人などは。伎佐伎。皇后は意富岐佐伎と訓へきなり。と云れたる。まことに然る言なり。されど。こゝはなほ本のまゝによみて。義を害はぬは。今改めず。さるは先に娶給へる吾平津媛は。庶妃なるか故に。改て正妃に立へき華胄を求めさせ玉へる由なれば。正妃をムカヒメと訓ること。此によく叶へり。○改とは。通證に。既娶吾平津媛爲妃。故曰改。とあり。水戸本には。故字に作れり。それもよろし。○華胄は。通證に。韻府貴子孫也。とあり。さるは吾平津媛も。火闌降命の御胤にて。皇族なれば華胄にあらぬことはあるへからず。然るに。改て別に華胄を求め給ふは。然るへきよしありて。素戔嗚尊の御胤なる。大物主神事代主神の御子を。皇后と爲給へき。幽き御定ある事にて。かくは其御筋を。求め玉ひしなるへし。此事は既に海宮章に云る事あり。考合すへし。○時有人。記には大久米命の奏す詞とせり。○事代主神共云々玉櫛媛。この事。寶劍出現章一書に。又云。事代主神。化爲八尋熊鷹。通三島溝楸。而生兒。媛踏鞴五十鈴姫命云々。とあり。大三輪神鎮坐次第に。事代主神化爲八尋熊鷹。通三島溝楸耳小女玉櫛媛云々。これらを合せて考るに。三島溝楸耳は父の名にて。大後神社注進三島之人とあり。其女の名溝楸姫。又名は玉櫛姫とも云しなり。なほ此事は。神代紀の一書に。委云おけるを見るへし。但記には。事代主神を大物主神の事とし。神代紀にも記と同く。大三輪神として。事代主神の方を。又云として擧たり。此は此の説と齟齬へるか如くなれども。神代紀なるは。一書なれば妨なし。記傳にこれを雜められたるはあらず。さて共字。舊

事紀には。與に作れり。其そよろしかるへき。さて事代主神と申すは。記傳にも云れたる如く。顯御身の神にはまさす。此神の鎮坐社の御靈を云なれば。神名帳に。大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社。又高市郡高市御縣坐鴨事代主神社。此二社の内の御靈なるへし。飛鳥神社も同神なれども。事代主と申す社號の方なるへし。○媛踏躰五十鈴姫命。本に姫字媛と作り。永享本三島本に姫とあり。神代紀にもしかあれば改むへし。また媛踏躰の媛も。神代紀には姫とあり。これも次に永享本三島本には姫とあれば。其方宜し。さて此命の御事は。已に神代紀に鎮坐次第の文を引て。曲に辨へ置たれば。再引に及はされとも。其大意を約め云時は。三島溝櫛耳命に。大女小女二柱おはしける中に。大女を踏躰媛と申。即記に所謂勢夜陀多良比賣是也。大物主神の御妻となりて生坐る。即姫踏躰五十鈴姫命にます。又其小女玉櫛媛命。事代主命の御妻となりて生坐る御子。五十鈴依姫命に坐り。さて此姫踏躰五十鈴姫命の生坐る事件は。次に云。名義踏躰は。記によるに。御母の御名勢夜陀多良比賣によれるものなり。踏躰と書れたるは。借字なるべし。記傳云。勢夜は地名なるへし。聖徳太子傳曆に。勢夜里と云見えて。今大和國平群郡に勢夜村あり。太子傳なるも是なるへし。陀多良は。如何なる意にか未考得ず。内膳式漬。年料雜菜の中に。多々良比賣花。搗三斗。料鹽と見え。衛門府風俗歌にも。多々良女の花。字鏡にも。華。多々良女とあり。此花の名。此比賣に由縁ありて。著たるにやあらむ。とあり。此は勢夜陀多良比賣の下の注なり。○武知云。伴信友が多々良女考一篇あり。其説に。多々良女。たたら比賣。またたべとも云。いづれも同じものにて。紅梅の花ひらの事なりとあり。五十鈴は借字。伊須々岐なり。そは記云。勢夜陀多良比賣。

其容姿麗美。故美和之大物主神。見感而。其美人爲大便之時。化丹塗矢。自其爲大便溝流下。突其美人之富登。爾其美人驚而。立走伊須々岐伎。乃將來其矢。置於床邊。忽成麗壯夫。即娶其美人。生子名謂富登多々良伊須々岐比賣命。亦名謂比賣多々良伊須氣余理比賣。とありて。記傳に。伊須々岐は。即驚て立走るさまなり。と云れたる。其意にて。記に富登多々良伊須々岐比賣命。とある御名の富登は。父神丹塗矢に化て。御母の陰を突坐しにより。比賣多々良は。富登を比賣と改へたるなり。其よし記に五十鈴は。伊須々岐に同じ。さて又記の御名。比賣多々良伊須氣余理とある伊須氣も。伊須々岐を通音に約たるなるへし。余理は。玉依比賣の依と一なり。と記傳に云れたるか。重胤説に。勢夜は進矢なり。和名抄に。征箭曾夜とあり。武知云。勢夜は進矢なるへし。矢にも種々あれど。たゞの矢と進矢と云へし。羽々矢。進矢などの名あり。陀多良は立なり。突立を云。伊須々岐は。驚て立走るさまなり。富登多々良は。陰元立なり。比賣多々良は。其を惡みて改たる名なり。記にし但し記また注進狀に。比賣多々良伊須氣余理比賣。と換たれとも。其は事代主神の御女なる。五十鈴依姫命の御名と混れて。一に成れる者なり。是は別義なり若て。此に五十鈴姫とある。五十鈴は。伊須々岐を略きて申せるなり。と云れたるは。宜しき考なり。從ふへし。此等の事も。既に神代紀に云り。○國色之秀者。永享本に此下也の字あり。然るへし。○乙巳。本に己巳とあるは。かなはず。舊事紀に乙巳とあり。集解本にめられ。これ從ふへし。二十四日也。○媛踏躰五十鈴姫命。姫字は例に據て改めたり。此事上に上の媛も。永享本に姫とあり。是然るへきよし既に云り。

元年辛酉

辛酉年春正月庚辰朔。天皇即帝位於樞原宮。是歲爲天皇元年。尊正妃爲皇后。生皇子神八井耳命。神淳名川耳尊。故古語稱之曰於畝傍之樞原也。太立宮柱於底磐之根。峻峙搏風於高天之原。而始馭天下之天皇。號曰神日本磐余彥火火出見天皇焉。

即帝位云々。天皇本紀に。此時の事を詳に擧たり。拾遺にも同じさまなる文を擧られたれど。後事紀のかたやと詳らかなり。云く。天宮命率諸忌部。捧天璽鏡劔。奉安正殿矣。天種子命奏天神。壽詞。即神世古事類是也。宇麻志麻治命率内物部。乃堅矛楯。嚴増威儀。命のこませり。道臣命帥來目部。衛護宮門。掌其開闔矣。並使四方之國。以觀天位之貴。亦俾率土之民。以示朝廷之重者也。于時皇子大夫。率群官臣連伴。造國造。而元正朝賀拜也。凡厥即位賀正。建都踐祚等事。並發此時矣。とあり。さて此時の御例を本にて。大儀の時。物部氏の矛楯を堅。大伴佐伯氏の宮門を護衛すること。世々の史に見えたり。○尊正妃爲皇后。正妃を伎伎伎。皇后を意富岐佐伎と訓ることは。既に云り。記には。求爲大后之美人とあり。皇后と大后と。文字の上異なるか如し。記傳云。大后は後世の皇后なり。古は天皇の大御妻等を。后と申す。其

中の最上なる一柱を。殊に尊みて。大后とは申せしこと。既に云るか如し。武部云。此說神代紀に委引て云り。然るを萬の御制。漢國のにならひ賜ふ御代となりては。正しき文書などには。當代のをは皇后。先代のを皇太后と書ることなれり。されど。口に言語。又うちとけたる文などには。奈良のころまでもなほ。古の隨に。當代のを大后。先御代のをは大御祖と申せるを。其後遂に常の語にも。當代の嫡后をは。たゞ后と申し。大御母を大后と申すことには。なれるそかし。と云れたるかことし。されは此說に據て。此もオホキサキと訓改むべきなり。但し上にも云る如く。ミムカヒメはもとより嫡后なれば。改めてオホキサキと云ては。ことわりなきか如くなれど。此は即位以前には。正妃と申しを。其天統を御し玉ふに至りて。皇后とは尊み申せる由にて。此紀の文法までと見てあるへし。なほ御世御世。立皇后の事は論あり。次の御卷に云へし。○神八井耳命。本に耳字脱せり。諸古寫本にあり。集解本にも補はれたり。必脱たるなり。記傳云。八井の意いまた思得す。御弟命の沼河の例に依らば。字の如きか。とあり。さて記には。此命の御兄に。日子八井命と申すもあり。姓氏錄には。彦八井耳命とあり。後事紀にもおなじ。さて神淳名川耳尊の御弟とせり。されど。此命は。姓氏錄に。神八井耳命男。彦八井耳命とあり。記傳云。彦八井耳命。若白樺原朝の皇子ならましかは。御兄弟等の。當藝志耳命を殺し賜ふ時に。必出給はましを。其段には。唯二柱のみにて。此命は見え玉はぬを思へば。書紀の方正しくて。姓氏錄に見えたる如く。實は神八井耳命の御子にぞ坐けむ。然るを。記に其御兄としもせるは。混れたる傳なるへし。其まきれは。御威名も殊

に高くありし故なるへし。されは姓氏録に。茨田連など。たゞに神八井耳命之後とのみはしはすして。その男彦八井耳命之後と。此御名をしも擧たるは。彼氏々此命を以。本祖とする故なるへし。云り。○神彦名川耳尊。御名義記傳云。沼河とは。沼の如く水の淀みて。深き川などいふか。又砂なると。泥なる川をいふか。又此御名は。然る川の意にて。御兄の御名の八井も此も。稱名になる由あるか。將地名か。詳にはまりかたし。とあり。○太立宮柱於底磐之根。記に於底津石根。宮柱布刀斯理。とあり。記傳云。式の祝詞とも。又下都磐根爾ともあり。凡て上代には。神宮も人の舍宅も。伊勢神宮などの製の如く。地を掘て柱を立てる故に。今世にも。殿か家には是あり。掘立て云なり。地上に石居をして。柱を立てるは後のことなり。此稱辭あるなり。石根は。故に礎イソネをするには非ず。地底に本よりある石根まで。深く掘て立てると云る義なり。於高天原云々は。高き其は柱の立るか。堅くして動無よしと。布刀斯理は祝詞等に。太知立とも。太敷立とも。又廣知立とも。廣敷立ともあり。そは師説に。萬葉二に。天皇之敷座國と云。祈年祭詞に。皇神能敷坐。島能八十島者云々など。知坐を敷坐と云たれば。知と敷と同じとあり。さて此稱辭を。古來たゞ柱の上へとのみ意得れと。さ非ず。今考るに。萬葉に水穗之國乎神隨。太敷座而。また太敷爲京乎置而。また飛鳥之淨之宮爾。神隨太布座而。などある例を思ふに。宮柱布刀斯理も。其主の其宮を知坐を云なり。布刀も右の萬葉に。柱ならて國を知坐にも云へれば。たゞ廣く太きにと云稱辭なり。布刀御幣。布刀詔月。太占。なほともいへり。故廣知とも云るそかし。かれば。此語は專柱に係るには非ず。其宮の主に係る

語なるを。布刀と云か柱に縁あるから。宮柱太とは云かけて。兼て其宮をも祝たる物なり。萬葉二十波之真。粟米豆久禮。留等乃能其等云々。神代下卷に。其造營之制者。柱則高太云々。萬葉二に。真木柱太心者云々など。柱は太を貫ふなり。さて此稱辭は。萬葉一に。吉野乃國之花散相。秋津乃野邊爾。宮柱太敷座波云々。武知云。猶此餘にもあまた引れたり。二十に。可之婆良能宇禰備乃宮爾。美也婆之良布刀之利多豆々。などあり。とあり。さて語の擧りに。シキタテ。シリタテ。など云るタテは。柱の縁に就て云るなれど。別にはあるにあらず。フトシリマシと云ふも同じく。たゞ替みて云るまでなり。○峻時博風於高天原。記に於高天原。氷椽多迦斯理とあり。記傳云。於高天原とは。深くと云むとて。於底津石根と云に對へて。たゞ高きことを云古言なり。大被詞に。高天原爾。耳振立開物止馬率立氏。とあるも。たゞ馬の耳高く。振立と云ことなり。氷椽は。諸祝詞に多かるは。悉く千木と云り。常にも然云なるを。此記には三所に出たる皆比岐なり。和名抄古本に。博風。辨色立成云。博風板比宜。楊氏漢語抄説同。とあり。流布の板本に。比宜と云ことなく。和名如し字とあり。大神宮延曆儀式帳にも。正殿一區云々。上博風肆枚。長二丈八尺。弘八寸。厚四寸。號三稱比木。と見え。同外宮儀式帳にも。比疑高知と見えたり。さて名義は。氷木千木共に眩木にて。其比知の下を省けると。上を省けるとの差のみなれば。本は一の名なる故に。通はし云るなり。凡て物の形の〴〵かくの如くなるを。比知と云。手の眩も此意以て名けたり。又眩命眩折なども同じ。武知云。重胤説に。千木はとも。氷木とも。作きたるが。合木の由にて。千木氷木。ともに異なる事なし。新古今集歌に。片そその行合の間と詠るは。予か此意を得たる説なり。猶今千木は眩木。比木は合木にて。同義の語と云由は。儀式帳に。上博風四枚長二丈八尺と有る長材を。二つに組合せて。草の嗅無き處に。屋椽より下し垂て。其葺たる屋上を。堅め持せたるなり。屋より外に其中を出せるは。其檼に物爲るなり。此を以て千木の高きは。其度に同の廣さを替たり。今俗に輕重を秤る器を。千木とは云り。屋上の千木より。假借せる名目なり。考に。千木は垂木なりと有る説

に心留りて。此を味ると。顯宗紀なる室賀の御詞に。取置棟椽此家長之御心之齊也。
 と有る様様。正しく此なる事。取置ると云を以。知れたり云り。なほよく考へし。さて此氷木と云物は。上代の家造に。
 屋の左右の端に有て。其本は前後の軒よりして上りて。棟にて行合ふを。組違へて。其末を長く上へ
 出したる物にして。其棟より上へ高く出たる處を。氷木とは云なり。或人伊勢神宮の千木のことを論じて云。
 椽風とあり。後世は千木を別に作る社もあれども。伊勢には今も椽風の末を
 切す。直に千木に用るなり。さて其市に故に風穴を明るなりと云り。さる有へし。其は棟より下にては。即多理木と並て。
 同じさまなる故に。椽字を記には當。又屋の左右の妻にては。椽風と云物なる故に。書紀には其字を
 當られたり。然れども是らは棟より下にての名なれば。共に氷木には叶はぬ事。多迦斯理。これ
 もたゞ氷木の事のみならず。主の其宮を知坐を云。多迦も上の布刀と同じく稱言なり。萬葉六に。
 自神代芳野宮爾蟻通。高所知者山河平吉三。此歌以意得へし。さて氷木は棟上へ高く上る物なる故
 に。其に云かけて。兼て其宮をも祝たること。全宮柱布刀斯理と云に同じ。とあり。○始取天下之天
 皇。崇神紀にも。是以天神地祇共和享。而風雨順時。百穀用成。家給人足。天下大平矣。故稱謂御肇
 國二天皇とあり。記にも。故稱其御世。謂所知初國之御真木天皇也。とあり。記には神武天皇の御
 傳云。孝徳卷にも。自始治國皇祖之時云々。と見えたり。さて初といふ言は。所知に係へきを。國
 に係たるは如何と云に。まつ國とは。所看す限の地を云名にて。食國とも云り。然るに。天下悉く
 は。此御世に至てそ。初めて現しく食國とされる意にて。其食國を指て。初國とは云るなり。初て食國
 とされる國と云むか如し。武郷云。此の始取天下云々の文を。其意に月へし。とあり。さて此の始取天下を。舊く波都久邇斯羅須と

訓れたれど。記傳に。此稱辭は。後の御世に至て。申せし言なるへし。記に稱其御世と云。又御名
 をも申せるなど。當御世に申せる物とは聞えされはなり。故所知を斯羅志と訓へきなり。下の斯は過
 辭なり。斯羅須といへは今の事なり。と云れたるによるへし。去し事を云

初天皇草創天基之日也。大伴氏之遠祖道臣命。帥大來目部奉承密
 策。能以諷歌倒語。掃蕩妖氛。倒語之用。始起乎茲。

草創天基は。天皇の東征し給ひしより。天下を平定給ひしまでを。弘く云るなり。○諷歌。舊く蘇倍
 宇多と訓るに依て解かは。まつ古今集序に。一にはそへ歌。大鷦鷯の御かをと。蘇倍奉れる歌とあり
 て。與義抄に。蘇布とは。題を露はに不言して。曉す義なり。とあり。通説に。蘇仙宮。諷歌訓。曾倍古登。曾倍
 曰。倭歌有六義。一曰風。玉篇風
 聲也。とあり。天智紀諷歌。他事に寄へて。底の意を述るか如き體なるを。今も寄歌といふ。かの忍坂の
 大室の鳥帥を亡し玉ひし時。道臣命か密旨を承玉はりて。歌へりし御謠など。諷歌せる意は見えねど。
 なほ諷歌の中なるへし。其は軍中の相副相副に用ひし意は。ものを諷するに同じければなり。○倒語は。サカシマコトとは訓つ。物を例に云
 て。賊に事實をしらしめざるを云。後世所謂合詞也。通説に。謂權顛倒其言。而欺彼敵。陰中。我卒上
 此軍中之用也。故舊事紀亦曰。能爲三方便。誘欺防拒而令治平。と云れたるか如し。さて舊訓に。サカシ

ヤコトと。此二字を訓れたれど。聊か心ゆかす。いかにとなれば。言語を顛倒するは。サカシマコト
 を言へきか如くなれど。さてはかの悪逆事と。一にまかひて通ゆるか如し。萬葉集に。狂言奇詭言成云々。とある逆言を古くサカシマコトと
 訓り。この逆言は。オコシコトと訓へまよし。先達云れた。或説に。此は諷歌に漢字を副て。其義を思はせたるまて
 る。さるることなり。さるにても。倒語の訓にはいかになり。なれば。本は音讀に爲しものならん。と云れたり。さもあるへきか。されども舊訓をすつへまにあらざれば。今サカシマコトと云ふも。事と昔の差別を假に
 立たり。○妖氛は。通證に。謂凶邪亂賊之風塵とあり。上文に餘妖云々とあり。さて妖は。本に氣とあり。今は釋紀。信友校本に據る。氣とあるよりは勝りたるへし。拾遺に。妖氣既晴。復無風塵。○倒語之用。上には諷歌倒語と二にいひて。ここには倒語そのみ云るは。いかにといふに。歌と直言のたかひこそあれ。諷歌即倒語と同じ旨なるか故に。上文には二にいひながら。ここには倒語之用云々と。更におしこめて。書玉へるものなり。○始起乎茲とは。後世軍中の相圖等に。相詞とて。敵に知らるまじき爲。豫て云ふ言語を設けおくなと。この時に起りきざせりとをなり。

二年壬戌
 二年春二月甲辰朔乙巳。天皇定功。行賞。賜道臣命宅地。居于築坂邑。以寵異之。亦使大來目居于畝傍山以西。川邊之地。今號來目邑。此其緣也。

乙巳は二日なり。○定功行賞。舊事紀云。凡厥簡遺三臣。巡察治否。則有功者。隨其勇能。定賜國造。誅戮逆者。量其功能。定縣主者矣。姓氏錄序云。謹德考功。昨土命氏。國造縣主始號於斯。○賜道臣命宅地云々。栗田寛云。道臣命に宅地を賜ひて。畝傍の近傍に置れしは。一は寵異し玉ふによるべく。一は守衛の爲に置るなるへし。と云り。さることなり。此に宅地を賜ふとのみにては。國に所領の地はなきか如くなれども。さにはあらず。國々には多く後世の庄園の如くなる地を玉ひて。封し玉ひしこと。物部氏大伴氏などの氏人の。いとひろきにて知へし。みなその族を封し玉ひしなれば。土地を廣く賜ひしか上に。なほ京地守衛の爲に。宅地をさへ玉へるなり。拾遺云。道臣命帥督將元戎。剪除兇渠。佐命之勳無有比肩とあり。伊勢風土記に。天日別命壞築此國。復命天皇云々。大歡詔曰。國宜取國神之名。號伊勢。即爲天日別命之村。地國賜宅地于大倭耳梨之村焉。とあるなども此時の事なり。○築坂。高市郡なり。記傳云。垂仁紀に。葬倭彥命于身狹桃花鳥坂と見え。又檜隈天皇葬大倭國身狹桃花鳥坂上陵と見えたる同所なり。高市郡と諸陵式に見えて。白檮原京に遠からぬ地なり。今三瀬より。東方櫻村へ越る間の岡にて。東よりも西よりも。や登る坂路なり。其上の平なる地に廟あり。これかの宣化天皇の陵なるへし。とあり。○川邊之地。これ所謂來目川なり。雄略紀に。葛城一言主神。天皇を來目川まで。送り玉へるよし見えたり。或人云。云重坂川にて。同郡に川西村ありと云り。○來目邑。和名抄高市郡久米郷あり。是也。式久米御縣神社もあり。此村白檮原京にいと近し。今も久米村久米寺あり。

以^テ推^シ根^ツ津^ヒ彦^ノ爲^シ倭^ノ國^ヲ造^リ又^ニ給^フ弟^ノ猾^カ猛^シ田^ノ邑^ヲ因^テ爲^シ猛^ノ田^ノ縣^ト主^ト是^レ菟^ノ田^ノ主^ト水^ノ部^ノ遠^ノ祖^ト也^ト弟^ノ磯^ノ城^ノ名^ヲ黑^ノ速^ノ爲^シ磯^ノ城^ノ縣^ト主^ト復^シ以^テ劔^ノ根^ノ者^ヲ爲^シ葛^ノ城^ノ國^ト造^リ又^ニ頭^ト八^ノ咫^ノ鳥^ノ亦^ニ入^リ賞^ス例^ト其^ノ苗^ノ裔^ト即^シ葛^ノ野^ノ主^ト殿^ノ縣^ノ主^ト部^ト是^レ也^ト

推根津彦を。本に珍彦とあり。又訓注もあり。されど水戸校本に。類聚國史及舊事紀作推根津彦とあり。とあるに據る。其故は記傳に云。前に推根津彦と云名を玉はり。其後所々に。皆其名をのみ云るに。ことに至りて。立歸り更にまた初名を擧て。珍彦と云るはいかゞ。又訓注の今こゝにあるもいかゞ。と云れたるか如くなればなり。さてまた訓注も。右の本ともにはなきに據て削るへし。此は必上文珍彦の名の見えたる下に。必あるべきものなるよし。既に云り。○倭國造の事。上文倭直部始祖とある下に委くいへり。さて此倭は。通證に。今按非^下今管^上十五郡^者神名式。山邊郡大和坐大國魂神社。又倭名抄城下郡大和。とあり。非^下管^上十五郡^者と云れたるは。さる言なれど。此を今の^上大和の地なりと爲しは。なほあやまりなり。此地の事は。總論に既に云り。○猛田縣主。猛田は十市郡なること既に云り。縣主とは。まつ縣は。上古の御制に。一國の内にて。其地の形勢に従ひ。處々に人民を班ち置て。部落をなし。田畠を墾き。家庭を定めたる處を云て。後世に郡と云しほとこの地なり。

故後に縣を改めて。されは名義は田方なり。又在方にもあるへし。村をアレと云るは。在處の義なるべき郡と云されたり。事既に云り。今も田舎を在^サとも。在所とも音に呼り。みな其居處に附て云ふ。古の縣より出し名なるへし。記傳の說に。阿賀多は上り田にて。元は島のことなり。田と云は田をも島をも統たる名にて。其中に水のつかぬを。島とも上田夜麻賀多。麻部流阿賀多。などある夜麻賀多は。山阿賀多の訓なるに。求し西。尋る侍業などあるを以。山なる島なることを知へし。と云れたれと信かたし。山縣は山に傍たる縣なれば。自ら島の事云るなり。かの年魚市縣松浦縣など。海邊なれば。島のみにはあらざる。されは。國は境界に就て云名にて。大にも小にもいひ。縣は人民の居住につきて。いふ名にて。

大縣小縣の名はあれども。國に對へては小く。縣主は。倭國內なるを始め。國々に在る縣を掌る者の號なり。記傳に。此を朝廷の御料の縣と云れしはたかへり。さて又。古へ御縣と唱へて。朝廷の御料あり。此は供御の料の物を作りて。奉る御莊なれば。京畿に定められて。大倭國の内。高市。葛木。十市。志貴。山邊。曾布。すへて六ヶ所の御縣あり。此御縣には田も島もありしこと。孝徳紀に。於^ニ倭國^ノ六縣^ニ被^レ遣^ハ使者^ト。宣^シ造^リ三^ノ戶^ノ籍^ヲ并^シ校^シ田^ノ畝^トとあるにて知らる。推古紀に。蘇我大臣奏して。葛城縣を得て。封縣とせん事を乞申しに。ゆるさせ玉はさりしことあり。御縣を定め玉へるはしめは。定かならねど。いと古くより有しと見えたり。此御縣と云は。祝詞考に。御縣は令に官田といふにて。畿内に天皇の供御の物を作る御莊といふも是なり。とあり。三浦千春と云人の說に云。此說は。租調考と云ものに見えたり。記傳に。上代は朝廷の御料を。すへて縣といふとあれども。諸國の縣々より。租税をはしめ。供御の物など奉りし事も。史典に見えず。屯倉こそ。御料にてはあれ。遠國に某縣某縣とある地。ことごとく御料なりしとはお

もはれず。諸國の某縣某縣といへる地。孝徳帝御時より。すへて郡を改められしかども。わきて御縣をやめて。上なる高市葛木をばしめ。六ヶ所の御縣には。此時使を遣はされて。戸籍を造り。田畝を校しめられし事。わきて舊紀にする。されたり。諸國の縣々も。御料ならむには。ともに従者を遣はさるへきに。ともあらぬは。御縣はかの六ヶ所に限れる成へし。郡とせらるゝよしは見えず。只唱へを變られたるのみなり。屯家は。此御世に罷られける事見えたり。扱此御縣の民の。耕種のさまなどはいかなりけん。知かたしと雖も。令に見えたる官田の條を考へ見は。思ひ半に過ぬへし。と云れたるにて。御縣の事は明らかし。さて此猛田縣は。かの十市の御縣とは。もとより異なるへけれど。縣主は。其御縣の司を。かねたりけんも知かたし。其御縣の内。此人に給へる地など。ありしには非ず。記傳の説は僻事なるへし。扱孝徳帝の御代。すへて萬の御制度を改められて。諸國の定めも。國を分て郡とし。所々の屯倉なども罷られ。國造。別。君。稻置。縣主。などの治め來つる地をも。盡く公に收められて。國毎に國司を任じ。郡毎に郡司を置る。是より上代封建の制やみて。郡縣になり。君。別。縣主。稻置のたくひは。氏の戸とのみ成て。後々には。國造に並ひし職なりし事を。しるものさへ稀になれり。またかの三浦氏云。縣主稻置の類を。戸とする事は。是より以前にも有し事にて。上世のありさま。たゞは。先代に某地の縣主となされし人の子孫其氏族みな。縣主を戸とせしかば。職即戸なりき。君別稻置なども是に同じ。さるを其賜へる土地を。大化一新の時。公に收められしかば。是よりして。某地縣主といふ名のみにて。其地を知事なれば。全戸とのみなれり。此差別を辨へずは。紛らはしく。恐ひなんもの。と云れたり。○菟田主水部。記に宇陀。水取とあり。記傳云。水取は毛比登理と訓へし。和名抄に。主水司毛比止里乃豆加佐とあり。モトリ或はモトトリ。或はモトトなど訓は。後世の訛なり。職員令に。主水司正一人。掌三漿水餼粥及氷室事。佑一人。令史一人。水部四十人云々。菟田主水部。記に宇陀。水取とあり。記傳云。水取は毛比登理と訓へし。和名抄に。主水司毛比止里乃豆加佐とあり。モトリ或はモトトリ。或はモトトなど訓は。後世の訛なり。職員令に。主水司正一人。掌三漿水餼粥及氷室事。佑一人。令史一人。水部四十人云々。菟田主水部。記に宇陀。水取とあり。記傳云。水取は毛比登理と訓へし。和名抄に。主水司毛比止里乃豆加佐とあり。モトリ或はモトトリ。或はモトトなど訓は。後世の訛なり。職員令に。主水司正一人。掌三漿水餼粥及氷室事。佑一人。令史一人。水部四十人云々。

川池など。たゞある水をば。美豆と云て。母比と云は。宇陀なるは。當昔宇陀に住て。水部の職を奉任し者のありしなり。主水司の下に。水部四十人とある。是水取なり。主水司式にも。官人率水部云々。と云事處々に見ゆ。又令の同司下に。水戸と云ものあり。是も一本には水戸とあり。水戸ならば。此も水取の戸なるへし。水戸ならば。氷室に因る戸なり。さて記紀ともに。猛田縣主祖と云はさるは。其氏は既に絶て。たゞ宇陀水取のみ。此人の子孫は。のこりしなるへし。とあり。○黒速。名義詳ならず。黒は久留とも訓へし。孝靈天皇の都。黒田屋戸宮。さらば孝元天皇御名。彦國率と申すなど。同義なるべきか。○磯城縣主。この磯城は。大和國なり。さて記傳にも云れたるか如く。この縣主の事は。甚まきはしきことあり。さるは綏靖紀に。一書云。磯城縣主川派媛。といふありて。物部氏の先祖にして。饒速日命孫日子湯支命。この頃磯城縣主といへり。川派媛は日子湯支命の女。彼日子湯支命と。同時に一磯城に。二氏の縣主あるへきに非ず。舊事紀にては。饒速日命五世と爲り。されど此はたかへるには非ず。日子湯支命の事。綏靖紀に云。故つら／＼考るに。姓氏錄。和泉國神別。志貴縣主饒速日命七世孫。大賣布命之後也とあり。此に依て按ふに。先祖日子湯支命は。河内國に住まして。古は和泉も河内なればなり。その國の志紀郡の縣主となりしなるへし。かれ磯城縣主川派媛。又記に。河俣比賣之兄縣主殿延之女。阿久斗比賣。と見えたる川派は。河内國若江郡川俣郷を名とし。所生坐御子。河内國に由縁あり。阿久斗は。攝津國島上郡阿久刀神社あれは。ともに河内攝津の地名にして。古河内志紀郡の縣主なりしか故の名なり。なほ此綏の事は。大の御卷に云。さて又大和國神別。志貴連。神饒速日命之孫。日子湯支命之後也。とあるは。かの七世大咩布命の兄な

る建新川命。河内より。後に大和國に移り住しか後なるへし。舊事紀に。建新川命。志紀、縣主等祖。とあればなり。されは同時に。大和國の磯城に。二氏の縣主ありしにあらす。思ひまかふへからす。祀傳の説は。深くおもはれざりしものなり。さてこの弟磯城の苗裔は。既く絶にしものと見えて。此子孫の書に見えたる事なし。かの建新川命の。大和に移り住し頃は。既く此縣主の家は。絶にしなるへし。さて建新川命の志紀は。河内の志紀を本にて。名告しか。また大和の志紀と。本店の志紀と。自ら合へりしものとて。妨なし。天武紀。十二年冬十月。磯城縣主賜姓曰連。とあるは。日子湯支命の支流なるへし。また一つ。神八井耳命の子孫に。志紀縣主。志紀首あり。に。連姓を玉へるは。日子湯支命の流。と定めたるよし。祀傳に云れたり。○劔根。名義記傳に。根は名の上に添たるか。はた劔を劔根とも云しかしらす。とあり。又按に。劔根は。葛城根の加の略れたるにもあるへし。ツルキ子は。ツラキ子と通へり。葛城土神。とあればなり。さて此人は。舊事紀云。天忍男命。此命。葛木土神。劔根命女。賀奈良知姫爲妻云々。姓氏錄。河内國神別葛城直。高魂命五世孫劔根命之後也。和泉神別。荒田直も同じ。また未定雜姓。攝津神別。葛木直。天神立命之後者不見。また同右京神別。大幸。天押立命四世孫。劔根命之後とありて。神代本紀に。高皇產靈尊兒天神立命。山代久我等祖。とあるを合せ考るに。高皇產靈尊の御子。天神立命。亦御名天押立命にて。此劔根命は。天押立命には四世孫。高皇產靈尊には五世孫にてよく叶へり。かくて此人の功ありし事。ものに見えず。さて通證云。神名式和泉國大鳥郡陶荒田神社。傳云。祭神二坐高魂命劔根命也。とあり。○葛城國造。葛城今の葛上下郡なり。和名抄。葛上加美。葛下郡加豆良岐乃之毛。とあり。天武紀に葛城下郡とみゆ。又記に。葛城之五村苑人とありて。忍海郡に菴人郷あるをおもふに。古へ

苑人の居れりし五村のうちなるへければ。當時葛城國と云しは。葛上下。又忍海郡を總たる名と見えたり。忍海郡は葛城上下郡の間にある地なり。さて國造本紀に。以劔根命爲葛城國造。即葛城直祖。とあり。天武天皇十二年九月。葛城直賜姓曰連。同十三年六月。葛木連賜姓曰忌寸。姓氏錄。大和神別天神に。葛城忌寸。高御魂命五世孫劔根命之後也。とあり。氏人は。欽明紀に葛木山田直瑞子あり。さて又此氏に毗登姓あり。首姓あり。宿禰姓あれと。同系にはあらす。そは氏族志に。按續紀勝寶中。救收養京中孤兒十人。後皆賜姓葛木首。附葛木連戶籍。又和氣清麿姉廣蟲。嫁葛木宿禰。寶字亂後。收窮民棄兒。養八十餘人。皆賜姓葛木首。據此首姓雜種非一系。と云れたるか如し。○亦入賞例。舊事紀。詔頭八咫鳥曰。汝有導皇師之功。因入賞例とあり。記傳云。亦字いかさ。この頭八咫鳥は。建角身命の化給へるにて。いみじき功ある神なれば。賞例に入らむこと。本來のことなり。さるを亦としも書るは。この頭八咫鳥を。まことの鳥の状におもはせて。記せるものなるへし。この紀には。始より建角身命なるよしをも略きてあるは。さる心ありてにや。とあり。今按に。八咫鳥を賞例に入るとあるは。眞の人體にあらぬか故に。國地を封したまふ例には入らす。たゞ其八咫鳥。即武津之身命の化給へるなれば。其靈を祭り給ふなり。それを賞例とは云る由なり。續日本紀。慶雲二年置八咫鳥社于大倭國宇太郡。式宇陀郡高角神社八咫鳥神社。とあり。通證に。高角蓋建角身命之略也。今鷹塚村有基趾。八咫鳥社今云乎登古路須社。是也。とある社ぞ。此御時に祭り給ひしなるへき。續紀に因るに。慶雲二年に。始て置たるか如くなれと。しからし。本

よりありし社の。其頃廢絶し。あるは所を移すへき由なとありて。置れしものなるへし。○葛野主殿
 縣主部。此は葛野主殿。葛野縣主。と二氏に心得へし。葛野は倭名抄山城國葛野郡葛野加度乃。とあ
 れど。古くは加豆怒と云しこと。紀記の歌に見えたり。さて古語拾遺姓氏錄に。八咫鳥は賀茂縣主の
 祖とあるを。此紀にも記にもさる事みえず。此は異なる氏かとおもへは。神代系紀に。神皇產靈尊の
 子。天神玉命。玉又魂 葛野鴨縣主祖。と見ゆ。また同紀に。天神立命久我直 國縣主祖とあれば。同神なり。さて其子天。櫛玉命。其子鴨建角
 身命なるよし。賀茂祐之か。古傳書を以系圖に著したる趣にて。其事瀬見小川に言り。されは本は一
 なること。あきらけし。此はともに葛野縣主なるが。後に葛野。殿守と。葛野鴨縣主と。二に分稱へ
 るなるへし。さて賀茂は。山城國の地名。此事山城風土記に見えて。其 文既に頭八咫鳥の下に引り。主殿は苑田主水部と云るか如く。葛
 野縣主の世々。主殿寮に仕奉れるか苗裔なり。其は鴨縣主系圖に。鴨建玉依彥命十一世苗裔。大伊乃
 伎命之子。阿波伎乃命。弟伊多足尼命。弟小屋奈世命。三人あり。小屋奈世命子。大二目命。小二目命。
 二人ありて。兄大二目命の子孫等。鴨建津身命社齋奉。又主殿寮主水司爲。名負。仕奉とあり。又阿波
 伎乃命。子伊幣命。子伊奈世命。子□□氏。子大山下久治良。小治田朝岡本朝。飛鳥板蓋朝。□殿寮云々。
 とあり。此ら此氏主殿寮に仕へし徵也。集解。按三代實錄曰。元慶六年聽下主殿寮殿部十人以異姓人。
 充補。其關。先是宮内省言。主殿寮請。檢職員令。殿部三十人。以日置。子部。車持。笠取。賀茂。五姓之
 人。補之。由是觀之。葛野縣主則謂賀茂縣主也。當紀之時。裔在葛野郡。世以主殿部。奉職也。以

其所居爲氏。以縣主爲姓。とあるにてあきらけし。さて主殿の事は。令に。主殿寮頭一人。掌下供
 御輿蓋。謂舉行日輿。蓋笠織扇。 謂織蓋。帷帳湯沐。酒掃殿庭。及燈燭。謂油火爲燈。松柴炭燎。謂柴薪。等
 事。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。殿部四十人云々。などあり。さるを記傳に。この守殿は地名にや。と云れた
 とあるは。何を以てい。一本には。葛野縣主主殿部とあり。さて葛野縣主は。葛野鴨縣主と一なるへし。
 上に引る神代系紀に。天神魂命。葛野鴨縣主祖とあり。栗田寛説に。葛野鴨は。葛野之鴨と云意か。
 葛野の鴨と云ること。古書に例なく。和名抄葛野郡の部にも。鴨郷名なし。葛野と鴨と。二の縣主と
 いふ意ともすへきか。されとさは聞えかたし。故按ふに。鴨は主殿の誤りならむ。と云れたれと然ら
 す。此子孫葛野に住るが。後にまた。鴨に移りなとして。複姓に名稱しものとすへし。

四年春二月壬戌朔甲申。詔曰。我皇祖之靈也。自天降鑿。光助朕躬。
 今諸虜已平。海内無事。可以郊祀天神。用申大孝者也。乃立靈
 時於鳥見山中。其地號曰上小野榛原。下小野榛原。以祭皇祖天神焉。

甲申は。二十三日なり。○皇祖は。高皇產靈尊天照大神を申す。○降鑿光助は。通證に。櫻近日。謂
 師靈斂。頭八咫鳥。金色鴉等。と云り。○申大孝。通證云。自夫建議西州。以圖恢弘。而至於此。百爾

所爲。其意實在_レ茲焉。蓋天皇推_ニ皇考_一。以及_ニ皇祖_一。積_ニ先王之緒_一。而興_ニ郊祀之禮_一。莫_レ非_ニ申_一。明_ニ至誠_一。崇_ニ報_一。神恩_上也。豈非_ニ大孝_一也。とあり。○靈時は。同書に齋場也。とあり。場は堅庭齋場の爾波に同じ。時_ハ神靈之所_レ止也。とあり。○鳥見は。宇陀郡なり。此地は同名をから。上に見えたる。長髓彦の本居なる鳥見。また式なる城上郡なる等彌神社。今外山村なる等彌とも別にて。宇陀郡なる榛原村の鳥見山なり。此は伊勢國人木村一郎云。鳥見山を中央となし。其より上を上小野榛原。下を下小野榛原と分ちて云しなるへし。榛原は即萩原の地にして。宇陀郡なり。この天の森は。これ天神の森の云にして。上古の鳥見山中なりと。云れたるか如し。この事をほ次に云。○上小野榛原。下小野榛原。通證に。榛原屬_ニ宇陀郡_一。今上云_ニ南峠_一。下云_ニ萩原_一とあり。記傳云。榛原。今世に萩原と云驛あるこれなり。と云り。さもあるへし。此村長谷の東方にて。今は宇陀郡に入て。かの外山村とは。や遠けれども。古登美といひしは。廣き名と聞ゆれば。彼驛のあたりまでかけて。鳥見山中と云むこと。違ふにあらし。とあり。按に此説は。城上郡の等彌と。宇陀郡の鳥見とを。吉井舛人云。泊瀬より上萩原を過ぎ。下萩原に至る小坂あり。墨坂といふ。此萩原は榛原なる事論なし。今萩原驛なる式外墨坂神社は。近く彼處より遷し祭れるなり。偕この墨坂より北方。山に登る東十町許。靈時の跡今ほ存す。山の頂嶺に平地ありて。其處に土居の如く圓形に。高さ一間餘。周圍五十餘間ありて。四方墮溝の狀あり。杉檜亘三四尺以上數百株ありしを。近年伐採りて。古松一株を残せり。其本に祠あり。祭神は皇祖天神なりと。宇陀水

分神社の祠官脇本某云り。墮一方水ありて。兼腹生す。今も鳥見山と云なり。上下萩原は。眼下にあり。伊奈佐山は近く。高倉山は遠く。其南方に登え。宇陀郡中。見えざる所なし。實に佳境なり。と云り。なほよく聞正すへし。さて榛原は。榛の木の原か。また萩の原か。詳ならず。古は榛をも萩をも通はして。ハリと云り。この事は雄略紀の歌。また天武紀なる羨摺御衣の下に委く云り。さて本の訓ハキとつけたるは。あやまりなり。ハリとあるよろし。榛を萩と云ること。雄略紀天武紀にははしく云へし。又ここにカハキと。カノ字を添たるは。決く衍也。カノ字に依て云る説などは。殊に非事也。○以字。本に用とあり。水戸本に以とあり。集解にも。用據_レ訓誤とあり。○皇祖天神は。通證に。猶_レ言_ニ皇祖之天神_一。通_ニ皇天二祖_一而言。以_ニ皇祖與_一天神。分_ニ配_一。二祖_一者不_レ是。と云れたるか如し。古語拾遺云。乃立_ニ靈時_一於鳥見山中。天宮命陳_レ幣祝詞。禮_ニ祀皇天_一。秩_ニ群望_一。以_レ答_ニ神祇之恩_一とあり。神皇實錄といふものには。立_ニ靈時_一於鳥見山中。用_ニ祭_一皇祖天神。焉。任_ニ皇天嚴命_一。齋_ニ八柱_一靈神。而_レ式_ニ爲_一鎮_ニ御魂_一神。爲_ニ天皇玉體_一。春秋二季齋祭也。と見えて。此時の御祭を。八神殿の本とせり。八神の事は。神代下巻に委く云わけり。されと其は謬なり。拾遺にも。右に引る文を。八神殿の事とは。引はなちて。別に記されたり。此はさる事にはあらずして。重胤云。海内靜謐になれるに就て。高千穂宮より以來。恒例として仕奉來れる恒祀を。起したまへるなり。此程は。中洲宮に。初國所_レ知_レ看_レし御世の始にて。天社國社を。未定めさせおはしますに。至らざりしかは。然る靈時を備け。幣を陣_ニさせ玉_一へるにて。後に神祇官に於て。班幣の日は。百官齋して。即朝廷の祭祀あるに同じきことなり。と云り。さることなり。○天書云。十二年夏六月。帝行_ニ幸于日

州。拜ニ皇祖皇考等陵。令レ守ニ護之ニ矣。と云こと見えたり。いと貴き事なるを。いかにして此紀には洩されたりけん。なほ此餘にも。此紀になきことともあり。

三十一年
辛卯

三十有一年夏四月乙酉朔。皇輿巡幸。因登腋上噉間丘。而廻望國。狀曰。妍哉國之獲矣。妍哉。此云。映奈里惠夜。雖内木綿之眞迹國。猶如蜻蛉之聲。咕焉。由是始有秋津洲之號也。

三十有一年。永享本三島本。三を四に作る。されと三十の方正しかるへし。○腋上。孝昭紀に。遷都於掖上。是謂池心宮。孝安紀に。掖上。博多山上陵とあり。掖。脱文に與。記傳云。諸陵式に依に。葛上郡なり。履中卷に。掖上。室山。推古卷に。二十一年作掖上池。持統卷に。四年二月幸于腋上。腋上云々。などみえたり。掖上。室山とある。室山郡なり。姓氏錄。赤松氏。大和朝。津間。掖上池。さて此地名。いかに訓へきにか。さたかならねと。書紀に。何處も和伎能加美と訓る故に。姑く是に従ひつ。和伎能加美。久佐乃加美など。これらの例なり。掖上郡。葛上郡など。上下と分たる上なれば。此の例に非ず。○噉間丘は。通證に。又名國見山。在二本間村南。本馬。即味。同之轉。とあり。名義詳ならず。或説に。噉間丘とは。其地の形體の。ほゞまり隠りかなるよしの名なり。次に内木綿の眞迹國とあるも。青山四方に周廻て。其内の隠りかなるよしな

り。とあり。○妍哉。本に哉下に乎字あるは衍なり。信友所校古本。又顯注に引るになきそよろしき。○國之獲。重胤云。獲は古く美傳都と訓せたり。清寧紀に見字をも。然訓せたるを思ふに。其は見獲にて。俗に見出たり。と云ことなり。廻望國狀とあるを。合せて曉るへし。○映奈里惠夜。本に惠字なし。水戸本信友校本に。惠字あり。集解本にも補へり。永享本には惠とあり。映字なるへし。○内木綿は。眞迹國の枕詞なり。萬葉九に。虛木綿乃牢。而座在者云々。とあり。萬葉枕詞解云。此はいと心得がてなるを。強て考るに。虛木綿の木綿は。芋木綿の事にて。卷二に神山之山。透眞蘇木綿とあり。其はかの芋手巻といひ。丸く内方を虚ろに卷たる。それを虚木綿といふならんか。もしさらは。内のうつろなるか。隠りかなるよしもて。うつ木綿のこもりとつゝならん。神武紀に内木綿の眞迹國とあるも。内方の進くせまりたる意の續けならんか。猶考へし。冠辭考に。虚眉生のよしにて。野蠶を云なりと云るは取らす。いかにと云に。うけもちの神の眉上に生たるをもて。圍を眉生といふと云れと。生をフといふは。粟生豆生の類にて。原といふ意に近き所にこそいひたれ。凡て眉に生る。某に生るといふ意のところに。いふべき事にあらす。且眉は古はマヨとのみ云ることにて。マヨと云ることなし。されは眉生の意ならぬをささるへしと云り。さて又冠辭考頭書に。紀の内の字と。萬葉の虚の字を相照して。互に宇都と訓なり。今本に。虚木綿を。そらゆふとよめるは。何の意とも通えず。凡紀は正字。萬葉は借字を專とすれと。はた互に。正字假字無にもあらぬは。此内を假とし。虚を正とす。とあり。さて或説に。内木綿は。ユフの皮を。丸むきに披たる皮を云と云り。○眞迹國は。眞

狭き國と云事なり。記傳云。眞は物を稱美へて云事より移りて。物を強く云事ともなれり。其はいと
 も始を麻佐伎。いたりて末を麻須惠と云に同く。こゝも至りて狭き國と云る意なり。麻奈弟子の麻奈と
 なども此に同じ。あり。さて上よりのつゞきの意は。冠辭考云。大和の國は。今の大和。青山四周といひて。まゆふの内の
 虛なるか如く。眞狭き國なれと。其ありさま。蜻蛉が尾をかへしてあるに似て。おもしうきとのたま
 へるなり。置と蜻蛉との替もて。
 文をなしたるなり。然れば虚らの狭きたとへに。虚ゆふてふことは冠らせて。のたまひし
 なりけり。萬葉の意は。家にふかくこもりてのみ居を。まゆ
 の内に。置のこもりてあるに替て。冠らせたり。と云れたるか如し。○蜻蛉は。雄略紀に桐栂豆。倭
 名抄に。蜻蛉和名加介呂布。とあり。○蜻蛉は。蜻蛉は雌雄互に。尾を銜て。輪になりて飛を云な
 り。又一の尾を銜て。ならび止るもあり。其義なり。字書に。蜻蛉
 也とあり。○秋津洲之號。此號の事に就ては論あり。既に神代紀に云り。此より後には。雄略紀大御歌に。陀俱符羅爾。阿武柯枳都枳都。會能阿武鳴。阿
 枳豆波野俱營。阿矩能御等。難備於婆武登。蘇羅彌豆。野磨等能矩備鳴。阿岐豆斯麻登以符。古事記にも出て。
 聊か異あり。とあり。さて通證に。按天皇本就大和一國而言とあれと。記傳に。この御古事を誰も大倭一國のこ
 とは思へと。若くは又此掖上のあたりの地形を御覽じて。詔へるにもあるへし。と云れたるさるこ
 とにて。まことにこゝの秋津洲は。此掖上のあたりの地形の名なり。即孝安天皇の都秋津島の地な
 り。此地のことは
 孝安紀に云。それを同名なるかまゝに。雄略天皇の大御歌に。大和一國の名に取成してよみ玉ひ。
 つひに後には。大和一國の大日本豊秋津洲と一に混し。また後には。大八洲國の總名とさへなれるな

り。もとより豊秋津洲の名は。秋に依れる名。室秋津島は蜻蛉に依れる號にて。其本ことなり。まか
 ふへからず。

昔伊弉諾尊目此國曰日本者浦安國細戈千足國磯輪上秀眞國。秀眞國。此云三柘
 圖莽。復大己貴大神目之曰玉牆内國。及至饒速日命乘天磐船而翔行
 太虛也。呪是鄉而降之。故因目之曰虚空見日本國矣。

昔伊弉諾尊云々。國號考云。此三つは。たゞ畿内の大和國をほめて。かくのたまへるのみにして。ま
 さしき國名にはあらず。かれ目之と書れたり。されはいふまでもあらず。天下の大名にもあらねど
 も。倭のちなみに。聊かこゝには。擧つるなり。といはれたれど。なほ思ふにしからず。此等の號
 は。大八洲の總號と見るへし。但し大八洲の總號とされるは後に。なほ其本は。四國九國を除て。大日本豊秋津洲の號なるな
 り。さるを今は。畿内一國の大和國を秋津洲と云る因に。此名等をも。こゝにつらね云るものと
 見るへし。紀中。因に同じ類を出せる例は。垂仁紀八十七年の下。丹波國桑田村なる。牟士那の故事。仁德紀三十八年の
 下。攝津國免野の鹿の故事。崇峻紀なる河内國眞香河原なる大の故事などの類。みな事の因に記し出たるもの也。○浦安國。又
 云。是も一國の事なるを。釋日本紀などにも。天下の大名として説たるはひかことなり。大和は海な
 ければ。浦安とはいふへからずと。疑ふ人もありぬへけれと。浦は假字にて。うらさひし。うらかな
 し。などのうらの意なり。萬葉十四卷に。うらやすにさぬる夜そなき。とよめるにても知るへし。と

云り。さるは大倭國は。神代の昔より。さるへき所謂ありて。餘の洲國の類にあらず。勝れてありし事は。既に伊弉諾尊の生たまへりし時より。さたかに知られたりしなるへし。かゝれば伊弉諾尊も。此國の美しきを見そなはずれば。御心娛く安く穩に思ほしめす由にて。目け給へりしなるへし。と云れたれど。これもなほ。上に云る意に見へし。○細戈千足國。國號考云。細戈は知の枕詞にて。細は戈をほめたる詞なれば。久波斯と訓へし。知とつく意は。玉矛の道といふと同し。道も美は御にて。添たる言なれば。枕詞はかならず知へ係れり。さて枕詞よりつくきたる意は。此知といふ言のうへのみにて。千足の意は別なり。とあり。この詞のつゞけ。まことに右に云へるか如し。さて此は戈とはあれど。杖の事なり。古は戈を杖に突きありきしかは。あるは木のかざりしたるもあり。あ杖なり。杖と云ても戈なり。さて上古の神又人。常に道路を行く時には。必杖を突きありきしなり。其體とも。故に矛を突あるく道と云意なり。此外の説はすへてひかことなり。詞林采葉抄中卷。玉銚道の下に。此玉杵の事。先達とかく申かへたり。一には。昔は刀をもつことすくなし。仍非職の者は。甲乙をきらはす。銚をのみつきて。遠近をいはず。道の兵具とせり。人の所へ入ては。妻戸に立よせてあきけるか。きすの付ける故に。それをかくさんとて。ほうたてをはしめたり。されは依之。銚は道の志るへと申なり。玉はほむる言なり。ほうたてと云は。銚立なり。按に。この説いひさまあしく。聊かあかぬ所あれども。古へ銚を杖に突たりし。一證とすへし。さるは神代に。伊弉諾尊の突

立たまひし御杖に。岐神なりませり。岐神は道路の神なり。又紀伊國に坐す丹生津比咩神の。忌杖突き玉ひしこと。丹生社の氏文にみゆ。常陸國鹿島大神の。銚を突き玉ひしこと。常陸風土記にみゆ。神功皇后の突玉ひし御矛を。新羅國王門に。立たまひしことなど。なほ例あまたあるへし。さて千足とは。應神天皇の大御歌に。百千足家庭。とよませ玉へるか如く。國はあまたあれども。大倭國の。あかぬ事なく足らへるを。千足とはのたまひしならん。さらは。枕詞のつゞけは。道にても。國名の方は。千なることもとよりなり。記傳の千足説は。なほうへなひかたし。○磯輪上秀真國。國號考云。磯輪上は。これも枕詞とはきこえたれども。いかにいへるにか。いと心得かたし。と云れたり。今按に。訓は本のまゝにてもよろしけれど。なほ磯輪は字につきて。イソワと訓へし。磯回の意なり。磯回は磯の回たる地にて。浦曲川曲などの曲に同じ。垂仁紀に。地輪と云るものを。私記に形如車輪也。とあるも義同し。上はカミを訓む。土地の高き處を云。井上池上などの上に同じ。萬葉古義の萬十四可波加美能しうたかやの注に云。可波加美能は。一巻河上のゆついはむら。四巻河上し。と。のいつもの花。などあるに同じ。加美は上瀬を云にもあらず。又上方を云にもあらず。唯河邊など云んか如云り。さて大日本の土地は。海中に高く磯を回らし。萬國に秀出て。猥りに異國の舟のよりつきかた。いはゞ天險とも云へき境なるを。伊弉諾尊の。國土の成れる始に。其狀を見行して。詔へる御詞なり。さて秀真國の秀は。應神天皇の大御歌に。久爾能富とよみまじく富に同じく。國の中にも。秀たる國をいひ。それに真といふ稱辭のそはれるなり。國の秀は。國のすぐれたるさまなり。富といふ言の意は。守部云。まつ浪之穂は。浪の中にも立揚る浪を云。栲之穂は。栲の中にも。白く眞保に見る處をいひ。炎は火の

中にも燃上る火をいひ。保都枝は。枝の中にも高く延たる枝をいひ。保都豆の占は。占の中にも最上正堪なるを云。保豆は最取の義にて。世にはゆる相撲の關取を云。かゝれば此言は。醜惡に對へて。美好をも云。劣れるに對へて。優れたるをも云。低きに對て。高きをも云。聞きに對て。明きをも云。隠れたるに對て。顯れたるをもいふ。火を保火影炎などの類なり。といひ。星を保之といひ。又ほからか。ほのか。ほのぼの。ほに顯はる。など云類是なり。又船の帆。薄の帆。人の貌に類なといひ。又詞に。ほまれ。ほめ。ほぎ。ほさき。ほじき。ほとむ。ほとぶるの類にて。言の意味をはらに味はへてよ。と云れたるにてささるへし。國號考の説は。い。たかたかへり。○大己貴大神。大字水戸本中臣本信友校本に無し。○玉簾内國は。國號考云。玉簾を造りめぐらしたらむ如くに。山の周れる内なる國といふ意なり。とあり。されど此玉簾内國。虚空見日本國。の二名もなほ。大和一國のにはあらて。大日本洲の大名なるへし。さて玉簾は枕詞にて。簾の内つ國と云義にて。此は諸の外國に對へて。吾が内國と親しみ愛しみて。詔へる御言とすへし。虚空見日本も同じく。饒速日命の太空中にて。見そなはしたりとしても。今の太和國と見すして。大日本洲としたるかた叶へり。○虚空見日本國。虚空見は。通えたるか如く。日本の發語にて。萬葉一には。天爾滿ともあれば。更に疑ふへきふしなきか如くなれども。よく按ふに。見津と云枕詞。聊か詞にはいかゞあらむと。おほゆるに付て。試にいはふ。此に見えたる饒速日命の一條は。恐らくは。これも古の一の傳にて。まことには。虚空見と云るも。倭國の亦の號

にはあらしか。記に。大倭豊秋津洲の又名を。天御虚空豊秋津根別。と云ふよし見えたればなり。さて見は滿の義にて。是も稱辭ならむとおほゆ。なほいはふ。後のものなれど。既にも引る。延喜六年日本紀竟宴歌に。得饒速日命。藤原忠紀。蘇朗美都邇。あまの磐船降しは。聖のみよをわたすとてなり。とあるをおもふへし。虚空見を。枕詞なりとしては。美都邇とはいふへからず。是も舊く虚空見は倭國の別名なりといふ。一傳によりて。よまれたるものと見えたり。さらば。かの萬葉に。天爾滿とある傳は。になき詞なり。此歌も。或云虚空見乎際とあれば。あやまりとすへし。この歌をおさて。他よみあやまれる本を。後人の書入しにもあるへし。されど。此説うけはりて。おもてには立かたし。なほよく考ふへき事なりかし。

四十有二年春正月壬子朔甲寅。以皇子神渟名川耳尊爲皇太子。

甲寅は。三日なり。○爲皇太子。神渟名川耳尊の。皇太子に立ち玉ふとあるは。さる事ながら。御兄神八井耳命も。此時同く皇太子に立玉へりしものなるか。後に位に即給はさりしから。其事の自らもれたるなり。そは此後天皇崩坐して。手研耳命不義なる御行ともありける時。神渟名川耳尊神八井耳命二柱して。手研耳命を殺し玉ひぬ。さて記に。爾神八井耳命讓弟建沼河耳命曰。吾者不能殺仇。汝命既得殺仇。故吾雖兄。不宜爲上。是以汝命爲上。治天下。僕者扶汝命。爲忌人。而仕奉也。と神八井耳命の言ひし事あり。是にて共に皇太子に立坐せりし事。知られたり。其は記傳云。上代に

四十二年
壬寅

は。日嗣御子と申すは。一柱に限らざりしかは。武郷云。此事既に。此卷の首にいへり。神八井耳命も。神沼河耳命も。共に日嗣御子に坐て。此時御位を嗣坐へきは。未何れとも。定り給はざりし故に。今如此る御論議はあり。若豫て定まり賜へらむには。今更に此御議論はあらめやも。然るを書紀には。ここに爲皇太子とありて。次の御卷に至りては。於是神八井耳命懃然自服。讓神沼名川耳尊曰。吾是乃兄。而懦弱不能致果。今汝特挺神武。自誅元惡。宜哉乎汝之光臨天位。以承皇祖之業。とあるは。心得ぬことなりかし。其故は。若神沼河耳命一柱。既く皇太子に定まり坐てあらむには。皇位を嗣坐むこと。本より論なきに。此に至りて。今讓云々とあるは如何そや。また宜哉乎云々とある語は。かねてより定まり坐る如く聞ゆれとも。若然らば。いよく讓曰云々。といふ語に叶はず。されは此は。哉乎二字を除きて。宜下汝之光臨天位。以承皇祖之業。と云てこそ。本末あひ叶ふへけれ。と云れたるにて知へし。なほ此事は。次卷の其事の出たる下にも。再ひ云ふへし。

七十六年
丙子

七十有六年春三月甲午朔甲辰カシマカリシメシ天皇崩カシマカリシメシ于橿原宮。時年一百二十七ミトシヒトモノミヤハチチナシ。歲明年秋九月乙卯朔丙寅ヒトヒトシノ葬ヒトヒトシノ畝傍山東北陵ウツトランノスエノミサキノ

甲辰は。十一日なり。○一百二十七歳。古事記には。一百三十七歳とあり。通證云。十五歳立爲太

子。四十五歳而東征。中間歷三六年。五十二歳而即位。凡在位七十六年。都合一百二十七歳也。古事記爲參拾漆歳。未詳。とあり。記傳にも。御年數。此記と十歳の差あり。元より傳の異なりし歟。又二と三とも。廿と卅とも。只一畫の差のみにて。常によく相誤る字なれば。古書にてまがひつるにもあるべし。今いづれを正しとも定め難し。と云れたり。○明年は。即七十七年丁丑にあたり。○丙寅は十二日なり。○葬。此御葬のこと。聊論あり。次の御卷に云へし。○畝傍山東北陵。記云。御陵在畝傍山之北方白檮尾上。諸陵式云。畝傍山東北陵。神武天皇。在大和國高市郡。兆域東西一町南北二町。守戸五烟。とあり。此御陵近き頃まで詳ならず。其説々も隔々なりしを。まつ記傳に。綏靖天皇の御陵と申傳へたる。其は山本村の西。慈明寺村の南に。連きたる高き處に在て。即畝火山の西北方に屬する岡上にて。正しく尾上と云へき地形なり。云るは。此紀きた式に。東北とあるに違ひたれば。いふまでも非ず。また或説に。山本村の内。洞村にある字丸山。又御殿山とも。丸山御殿ともいふ。いにしへ社殿などありし跡なるへし。前の高九間ばかり。上の平なる所六七間許。後は畝火山の尾につけり。山陵志に。今畝傍山東北嶺。所呼曰御陵山云々。其下曰洞村とある所にあたり。今は御陵山の名失へり。はやく木居翁の玉かつまにも。大和國人竹口英齋の説とて。神武天皇の御陵は。畝火山の東北の麓につきて。天皇宮といふ祠のある山なり。そこに字を加志といふ所あり。古事記に。るされたる。白檮尾上といふ名の傳れるなるへし。といはれたり。大和志には。山本村に御陵山と稱するあり。是を神八井耳命の墓とせり。皆同處なり。右の丸山は。肥の白檮尾上とある地勢に叶ひ。上古の御陵は。すへて山岡などの上にありて。いさゝかなる塚なれば。陵製も叶ひ。また丸山の下凡一町に。二町ばかりの間。字垣の内といへり。本田畑一町二反餘あり。今は洞村の敷地となる。こは御陵の御垣の内といふ路語か。則式の兆域にも叶へり。と云る。去し文久三年の春。山本村の田に。字ミサンザイ。又神武堂。又神武田といへる地に。古く神武天皇の御陵なりといへる處のありしを。此は既く松下氏か前皇朝陵記にも。此御陵下に。可三百年以來。變爲芝田。民呼其田二字神武田。暴汚之所爲可痛哭也。餘數畝。爲一封云々。といへるどころなり。朝廷より眞の御陵と御治定ありて。修理ありしか。其年の十二月に奏功して。甚大に嚴き御搆とも。今は參詣る人の。知り奉らぬはなくなれり。かの廟陵記に。此御陵の甚

く衰へ玉へるを嘆きて。夫神武天皇繼神代草味之蹤。東征平中洲。王道之興。實創於此。我國君臣億兆。當致尊奉之廟陵也。澆季至此。噫哉。と痛く長息きあかれししもありて。今の世にいともいとも。尊くめてたき御事なりかし。さて御此陵に幣奉りて。祭り給ひし事も。古くはものに見えたりとも。後に遠近陵墓の御定ありてよりは。近陵墓の御祭のみの如くになりて。遠陵の奉幣などの事は。絶てものにも見えすなりぬ。松下氏の云れし事の如く。此天皇の御陵こそは。君臣億兆。永く殊に尊奉すへきを。いともしももあるまじき事なりかし。然るを近き御代よりは。此御陵をしも。いと厚く祭り玉ふ事となりぬるぞ。いと尊き。しかのみならず。いにし明治の四年より。殊なる大詔ありて。年毎の二月の十一日。間に至るまで。ほとく此天皇の御靈を。遙に拜み祭らしめ給へる事。臨津日神の賜事。漸に静まりて。かゝるめてたき新御代の春に立返りぬるは。全神直日大直日神の。直距の御靈による事と云ながら。また此天皇の御世より。今の大御代を。殊に厚く守護り給へる。御靈の幸にあらずらめやも。あなたふとあなかしこ。

日本書紀卷第三終

附録

上古曆日考

上代には。年次月次日次に。十干十二支を配用おたることはなくして。年をヒトトセフナトセは一年二年といひ。月をムツキキサフキば正月二月といひ。日ヒトヒフツカを一日二日といへり。もとより干支と云ことは。漢土モロコシにて曆コヨミを造らん爲に。ものせし名目なれば。皇國の上古に曆のさたなければ。年次月次日次に。干支を配用むこと。何の用もななく。徒ことなれば。ましてあるへきよしなし。一年二年といふ事。延喜式風神祭詞に見え。三年八年といふ事。神代紀に見日八夜など神代紀にもみえたり。さて月のこと古くは。古事記景行天皇の條に。美夜受比賣の歌に。新玉のどしか來照れば。あられたまの月はきへゆく。とあるこれなり。但しムツキキサフキなどいふ名目は。記紀に假名書見えねど。此はたまく記すへき事なかりしものなり。必ずふるまき名にてはあるなり。記中巻に四月云々。中臣禰宗に十一月云々。とみえたり。此等必ウツキ。シモンキと訓へし。萬葉集には數多見えたり。然るに日本紀の神武天皇紀に。是歲也太歲甲寅。冬十月丁巳朔辛酉云々。とあるを始て。凡て上代の年次月次日次を。干支にうつし記されたるは。いかんといふに。此は後に曆を用お給へる御世となりて。某年某月某日とあるに。後より配たるものなり。さてしか干支を年次月次日次にあてたるは。後のことなれとも。年月日次の定りは。全く後の世の如くこそあらね。既に神武天皇の御世の頃より。大凡には定まりしことしるければ。まづこゝに本居翁の眞曆考に云る説を擧て。上代のありさまより。次々にしか轉移ウツリこしすかたをいふへし。考に云く。大名牟遲少彥名の神世より。天のけしきも夙ホシカに。霞なども立きらひて。和けさの氣さしそめ。柳なども萌は

しめ。鶯なども鳴そめて。種々の物の新まり始まる比をなん。初ハツとはさためたりける。さて一年の來經キヤウキヤウゆく間マヒは。四つに段キヤウみて。春夏秋冬とそ云ける。是はた神代よりしかあり來ぬる事なれば。今その故はいかりとも知へきならねと。試シにいはい。温なる暑き涼き寒き。四つの異カハツのあれはなるへし。此春夏秋冬てふ名も。いと古く聞えて。古事記書紀の歌ともにも往々見オモえたり。かくて此四つの時を。また始ハジまかは末と三つに段みて。春の始秋のなれば冬の末などいひ。春の始は乃年の始なれば。上に云ることくにて。夏秋冬の始なれば末もまた。其時々物の上を。見きうて知れりしこと。春の始と同じくで。天のけしき日の出入かた。或は本草のうへをみて。此木の花さくは。某季ソノトキのその比。その木の實なるは。某季のそのほど。此草の生出るは。何時のいつ頃。その草の枯るは。何時のいつ程としり。或は田なつ物鳥つものにつきても。稻の刈ときになるは。某のほど。麥の穂の赤らむは某比。と云ことく心得。あるは鳥の常世にゆき歸るを見。むしの穴に隠れ出るを伺ひなど。都て天地のうちに。時々に従ひて。移りかはる物に因てなむ。某季のいつ程とは定たりける。さて然一季の來經をは。たゞ三に分いへるのみにて。其ほどの日次までを。幾日イツカの日幾日の日と。定めいふ事はなかりき。されは年のはじめ。季の始なども。際やかに某日よりとはなく。その日數はたかならず。幾十日と詳ササカにはあらず。大らかなんありける。武郷云。これまづ四時の定まりを考られたる説なり。此四時の運行には付ずて。外にまた月といふ事ありて。天なる月の満み飲み。見えみ見えすみする。一周ヒトマウを一月とせり。其定めは。一月を三つに段みて。都伊多知。

毛知。都恭毛理といへり。其はまづ西の方の空に。日の入ぬるあとに。月のほのかに見えそむる比を始として。其より十日はかりが間マヒかけて。月立といへり。月の漸々に立行比ホトなればなり。さて中ころ十日はかりが間を。毛知といへり。月の形の満たればなり。その中に。月立の初より。十四五日にあたる日ヒの。夜の月は望の極みなり。さて末十日はかりが間を。月隠ツクモリといへり。月の漸々に隠り行くほどなればなり。其中に三十日頃にあたる夜は。月隠のきはみなり。如此して一月とは定めたりしかとも。何れの月をはじめ終りといふ次第もなく。四時にもつかず。唯一月々々を経行くのみにて。都へて年の運りとは別事なりき。然るは是も十二トウたひ運れは。大方に一年なれとも。年の來經とは。十日餘り日數の足らざる故に。常に四時の始終とは。後れ先立つ行たかひて。譬へは秋の最中のころ。天の月は。月隠ツクモリの末。月の始などの時も有けり。されと元より別事にしありければ。彼はかれ此はこれにて。拘はらすなむ有ける。斯てこの月といへる方の來經も。朔望晦。または始かつた。中ころ。末つかた。とも云るのみにて。是はた幾日の日幾日の日と云ふ。日次はなかりき。武郷云。年の一めぐりの運ひに。月は拘はらす抑上の件のこと。季トキの始なども。際やかに非ず。月次も日次もなく。また天の月による月はありしかとも。別事にて有つるなど。凡て事は足ぬに似たれとも。然思ふは。よろつ巨細コトに。こちたきを善きにする。後世の心にこそあれ。上代は人の心も何も。只廣く大らかに有ければ。さて事は足り。またかの空なる月による月と。年の來經とを。強て一つに合する術なども無くて。たゞ天地のあるか儘にて

なん有ける。これその天地の初發の時に。皇祖神の造らして。萬國に授けおき給へる。天地の自然の曆にして。八百萬千萬年を經行けとも。少かも違ふふしなく。改むる勞きもなき。尊きめてたき眞の曆には有ける。以上眞曆考の本文のみ採れり。なほ委しくは。本書につきて見るべし。と云れたるか如く。大名牟遲少彥命の當昔より。皇御孫尊の笠狭宮高千穂宮に坐まして。次々天下所知看し御世まで。然有しなるへし。然るをこの神武天皇の御世の頃となりては。世も甚く變易り。それまでにもなほつぎく。賢き人等も世々に必ず出ぬへければ。萬に考へて。まつ一年を十二月として。其月次を四時に配り。其四時に元より孟仲季と云來れる。春の孟仲季を春三月となし。夏の孟仲季を夏三月となし。秋の孟仲季を秋三月となし。冬の孟仲季を冬三月となし。其月々の名を。ムツキ。キサラギ。ヤヨヒ。ウツキ。サツキ。ミナツキ。フミツキ。ハツキ。ナカツキ。カミナツキ。シモツキ。シハスと命け。其孟春一月の月は。大凡今の立春頃の日より數へ始めて。啓蟄の節頃までを。三十日にまれ。三十一日にまれ。一月と定め。其季冬十二月の月は。小寒頃の日より。數へはじめて。立春の節頃までを。三十日にまれ。三十一日にまれ。一月と定め。仲春より。仲冬の月に至る。十月の定めも。此に准へて知るべし。この立春小寒など云へるは。今假に曆の名に因たるものなり。いにしへさる名のありしとはあらず。されと歳首を定めむとするには。必かくのことくならは。えあらぬ事也。然して十まり二月にして。三百六十五日或は六十六日とは。大凡に立たるなり。倍しか一歳を十二に分て。此をムツキウツキなど。月の名を以て號けしは。天なる月の。大凡一歳に十まり二度。反り運る様に准へて。假に月とは云なれど。後の曆法の如く。空なる月と。歳の經曆を數ふる月を。強て一に合する法などある事なく。

天なる月は眞曆考にも云る如く。何の月を始め終りと云次第もなく。四時にもつかず。唯一月一月と。經行くのみにて。都て歳の運とは別事にて。月の始に天なる月は。満月の時もあり。月の半に天なる月の。上弦下弦の時もありけり。さてまた此空なる月を。朔望晦と三にわかちて。月々の日を數ふる始は。其月の始て西に見えそむる日を。月立の一日とし。夫より月立の二日三日四日と數へもてゆきて。この月立の一日と數ふる事は。日本書紀天智天皇卷に證あり。なほ萬葉の歌にも。月立て唯三日月の云々。などよめるも。このならひの後までのこれなるなり。又月立し日よりまつとなどもよめり。其月の見えすなれる晦の極みを。月の終と定め。また月の見えそむるを。月立の一日と云て。次の月の首と。定めたるなり。かゝれば上に云る孟春一月の始とて。必後の曆の如く。一日二日とよみそむる事なく。空なる月の満缺によりて。月立の一日二日の時もあり。また望の頃もあり。月隱の頃もありて。一樣ならず。仲春二月より。季冬十二月に至りても。月の首はみなこれに同じ。されと眞曆考にも云る如く。彼はかれ此はこれにて。拘はらすなむあれは。後の曆法の如く。晦朔を合する法はあることなく。月の大小閏月などのこともなく。平田翁云。閏は日の餘りを總よせて。一月蕃國にも。月々の日を多少に定めて。閏を立する國は多かり。然れば大畏氏の始。に立つる事なるを。我神國の古は更なり。めて甲子元曆を立たる時しも。閏は置かざりしなりと云り。此説にてあきらけし。空なる月によることもなく。然るへきさまに。いと大らかに。一月の日數は定められたりけむ。これらを。諸國の風俗たり來て。後のこととせるはわづし。かく定日次に依てしられたり。なほ此あたり。眞曆考とは少しく異なり。考合すべし。さて其後あまたの御世御世を経て。漢土の曆法を用ひ給ひし時より。よろつ今世の如くには成れりける。されは神武天皇の御卷より。次々の天皇の御卷とも。總て上代なる年月日次に。干支を配記されたるは。曆を用ひ給へる御世となりて。後より充たるものなり。さるはまつ

年月日次を。古文に記せる趣は。古事記に崇神天皇の御段の末より。次々天皇等の崩御カマヤリませる。年月日を記せるに。戊寅年十二月。こは日を乙卯年三月十五日。壬戌年六月十一日。甲午歳九月九日。など書たる。これ古昔イニシヘの文例とみえたり。其は書紀にも或本云といひ。或は伊吉連博徳書云。など標アサられたる類は。もはら古書ともなるか。其文に。以己未年七月三日。發自難波。九月十三日到百濟國。十月一日行到越州之底。などやうに記せるも。みな同じ文例なるを以て知るへし。また上宮法王帝説も。記紀より舊きものなるか。此も文例として。戊午年四月十五日。壬午年二月二十二日。癸卯年十月十四日。或は歳在辛巳。十二月二十一日癸酉。明年二月二十二日甲戌。など書たるをも思ひ合すへし。ここに或人問けらく。右の書とも因て考ふれば。日次を干支アテに配用アテぬたることは。後のこととも云ふへけれど。古事記なる次々も。年をはみな戊寅年乙卯年など。記せるを見れば。なほ年には上代より。干支を配來れる例なるへく見えたりいか。おのれ答。さにあらず。この古事記など記せる比。や前つ方より。年次に干支を配用する例とはなりにたるなるへし。なほ上古イニシヘは。一年二年と記し。又後に一年甲子二年乙丑など書來れるを。またその後。一二字をも省きすてたるものと見えたり。さるは上に引る古事記なる次々の月次日次を。三月十五日六月十一日など記したる。これ古昔の文例なるに。既く上宮法王帝説には。十二月二十一日癸酉。二月二十二日甲戌など。記せる處もあるをちもふへし。後にはその二十一日二十二日も省きすて。直ナに癸酉甲戌とのみ記せる例とはなりて。書紀イニシヘ記せる比は。もはらその如く

なれる。それにても古昔年次の記しさまは。押ばかり知らるへきものなり。また問。上宮帝説は記紀よりも舊きものなるか。それに既く年次日次に。干支をあてて記したるは。なほ干支をは古く用ぬたる證とすへきか。答。なほさにあらし。當時上宮太子等の。萬を漢めかさむとて。然か新にものせられつらめども。それ大凡の文例にはあらざるか故に。其後に記せる古事記。また書紀の或本。又博徳書などにも。三月十五日七月三日などのみ。書るを思ふへし。なほ古事記なる崇神天皇の歳より次々。天皇崩御の年月日を記され其例に於きたるものにも有るへし。たは上宮帝説よりも既く記したりし事のありしをとりて。次々これにて日次に干支を當たるは。書紀する頃より。や世間にも行はれ。かつ漢籍に似せんとて。かゝる事をも殊更に作り加ふへき頃ほひなること。つらく推考ふへし。然はいへ。年次に干支を配記せることは。既く上宮太子の御世の比なる金石銘文の。今世に残れるにも見え。かの帝説を始め。古事記又書紀に引る或本など。みな戊寅年己未年など。記せるを思へは。こは上宮太子蘇我馬子等か。國史を撰ふへき下搆に。新に充用ぬられたるものにもあるへし。また古昔よりさる例の既くありしにも有へし。政事要略に。儒傳云。小治田朝十二年歲次甲子。正月戊申朔始用曆日。とある文を。眞曆考に。始て曆法を用ひ給へることアテに解れたるも。さることにて。年次日次を干支にうつし記すことの始も。此時なりけむもしるへからず。此御世の有さま。つらく思ひやりても。しか推はからるゝなり。さて右の如く考へ定めて。神武天皇紀なる。是歳也太歳云々。などあるを推考れば。古記には東征ヒムカシノコトヲクセテ之一年十月五日云々。オホノフネトシヤヨヒニ同二年三月六日云々。などやうにめやすく記しつらむを。後より干支を倒に配當るとき。其五日の

辛酉に當るを以て。押のほせて朔を丁巳とし。六日の己未にあたるを以て。その朔の甲寅たるを知て記せるものなり。かくしつゞ皆次々に宛以てゆき。また曆法によりて。大小閏月を支り。からくしてまつ大凡に宛たるものなり。さるからに。上代の年月日次には。いと疑はしきもあり。また誤れるもあり。中にはいたく猥りなるもありて。見す見す前後齟齬へるさへあれど。其は本より博士の心々に。配たる物なれば。如何もあれど。撰者のかへりみ給はさるものなるへし。しか浮たる干支ならむには。今世の心には。なにか記さてもありぬべきを。それみな捨給はて。記したまひしは。この書紀をば萬漢籍の例に倣ひ給ふか餘りに。しかうきたる干支をも。さながら拾採りたまひて。冬十月丁巳朔辛酉など記し。春夏秋冬の文字をさへに冠れ。年次はさらなり。月次にも干支を充つ。建寅を正月とはせるものから。又中には建子正月とせるなともありて。それ互に干支の混ひたるなど。いと紛らはしきもあれど。委しくは訂しあへず。まつ大凡に定めて。探記されたるものとみえたり。故紀中をりくは。建寅の月の日次を。建子の月の日次として見れば。充當れるもあるなど。なほくさくさる事多かり。これらの事は。平にも云田原の天朝無窮曆。さて又東征甲寅年十二月丙辰朔とありて。明年乙卯三月甲寅朔とあるを。併せ按ふれば。此間に必閏月あるへし。さらしては明年三月の朔の甲寅なるへき謂れなし。故保井春海が日本長曆に依て考ふるに。十二月大丙辰朔。正月小丙戌朔。二月大乙卯朔。閏二月小乙酉朔。三月大甲寅朔となれり。されは此御代に。既に曆法を用ひ給ひて。閏月をもおかれ。また閏月あらむからには。大小もあるへく。

萬、今世の如くなるへきかといはむに。猶さにあらず。これも古記には。十二月二十七日三月六日とのみ記して。更に閏月大小の議もなかりけむを。後より干支を配るときに。曆本を以て。大小閏月を配し。三月六日に曆本の己未をあて。倒に數へて朔日を甲寅とし。又其曆本に因て。その前月に閏をあき。十二月二十七日に壬午をあて。倍それよりまた數へあけて。その月の朔を丙辰とせしものにて。更にその世に閏月大小ありしにはあらず。みな後世の曆術を以て。押當にしかせしものなること論なし。さてあのれはかく思ひとりて。論ひ定めしかと。こゝに平田翁の説に。書紀なる曆日は。皇國に本より有つる曆にして。伊弉諾大神の立創めまし。大國主神の謂ゆる合朔に調へたまひしを。大朝廷に用ひさせ給ひ。神武天皇より。それよりして。もろこしを始め。あたし戎國々へも及びし祖曆なるよしを。悟り得たりとて。天朝無窮曆を著はされたるは。さるものから。それが中に。干支の妙用を甚くほめ稱へて。これなくては。必ずえあらぬさまに云れたることとも。己か心にはなほ如何にそや覺ゆ。さるは其説に云く。たゞに某月某日などのみ記せるは。其近き間こそあれ。後に至ては。胡亂はしきことの出来へき理なれば。朔の干支を記す方。こよなく勝れり。といへるはいかゞ。たゞにしか月日のみ記さばこそあらめ。某年某月某日と。たしかに記しあかむには。いかに後世に至ればとて。胡亂はしきことの出来へきよしなきをや。あのか心には。紀年を干支のみにて記しあかんこと。中々にいとまきらはしくこそほゆれ。さるは神武天皇紀なる。東征六年のほとを。太歳甲寅とのみありては。この年は天皇

生まじしより。幾年イッソノトシにあたり給ふとかせん。及三年四十五歳ノの文。また崩御の御年の數あれはこそ。この天皇ヲ生れまして。四十五歳の御歳に。當りませることしらるれと。もしその文なく。たゞに甲寅年とのみありては。前後考へ合すへきたつきもなく。何年といふことさらに知かたし。これも古記には。天皇東征の某年とか。または未だ御即位なき以前ならは。前帝崩後の某年とやうに。然るへくよろじきさまに書しシ在りつらむを。かく干支を後に配るより。かへりてあらぬさまに成ゆきし者なり。或人又問けらく。同天皇紀七十六年三月天皇崩とありて。綏靖天皇御即位の年は。太歳庚辰とあり。さてその七十六年丙子の年なれば。その明年丁丑より戊寅己卯と。三年の空位あり。この三年神武天皇に掛て。記すへきにあらす。綏靖天皇御即位なき程なれば。かけて將記すへきにあらす。かゝる時には。干支ありてこそは。其三年の空位も知るへけれ。もし干支なき時は。前帝崩御の明年を。直ちに後帝の元年と記すより外なし。さては中間三年ありしを。脱すへければ。なほ干支ありける故に。その空位のほどしらるゝにあらすや。答。これも古記には。前帝崩御ありて三年空位。さて四年めに。後帝御即位の趣に記したりつらんを。その間の三年へ。丁丑戊寅己卯を當たるものなり。今その干支を置てたる上よりみれば。これなくは空位のほども。しられしと思はるれと。干支なければなきまゝに。その三年の間も。何とか漏すまじく記すへければ。更に妨なし。今をもて疑ふへからす。さて右のことくにして考ふれば。かの東征七年も。干支といふ事なき世には。東征の後八年めに。天皇御即位し給ひ。即てその年を元年

と申して。すへて東征の間。七年経たまへるよし。記しおきたらんには。まつその元年を辛酉と後より配。さてそれより七年前は。甲寅にあたるへければ。しか記せるものなり。さるはそれも。其七年經じこと。今は記したらねは。賊に干支なからまじかと思へとも。それは干支を配て後。七年へしよじを削り去てたる今より思へはなり。古事記なる此天皇の御條に。於三葉之岡田宮一年坐云々。於阿岐國之多祁理宮七年坐云々。於吉備之高島宮八年坐。とありて。干支は記さねとも。高島宮に坐々し九年めを。大倭に向ひ辛ませる年とみても。その年以前十五年經給ひしこと。慥に知られたるを思へし。試に今この古事記なる紀年トシナメに。干支を配てむとすれば。まつ暫く書紀の文に従ひて。大倭に入坐し年を戊午年と定め。逆に數へあげたらむには。天皇元年より。三葉岡田宮に坐々し年までは。十八年ありて。假にその前年を。東征初年として。元年辛酉より。さかさまに干支を配もてゆけば。その初年は太歳甲辰にあたり。これにて書紀なる紀年に。干支を配たるさま思やるへし。さてかくいへはとて。ひたすらに干支を要なきもの。あとしめ云るにはあらす。わが皇朝に上古干支と云もの。なかりしよし。又あらても事記すにあかす足はぬことなき趣を。理われるのみなり。もとより今時の如くに。曆日を用お給ふ御世となりては。干支の妙用。また大なるものと云ふへし。己か上古に干支はなかりしものなりと。決めて云るは。その甲乙丙丁を。キノエキノト。ヒノエヒノトと。木火土金水の五行にあてたるなど。皇國の古に。しか理屈めきたることあるへくもあらねはなり。また日次をも。一日二日三日と數へ

もてゆけは。こと足れるを。殊更に煩らはしく。子丑寅卯などの名を假て。記すにも及ふまじきものをや。これにて思ふべし。これらをも天朝無窮曆に。なほくさく。いひおかれつれとすへて信ひかたし。ある人又問曰。御代御代の大神會の時に。中臣氏の宣る天神壽詞は。瓊々杵尊の大御世に。始めて此大祀ありし時のを。後世まで傳へ來れる壽詞なるか。其文の中に。十一月中都卯日云々奉仕利云々。と云る詞あり。神代にも然る干支のなからむには。かゝる詞あらし。年月日次に干支を配せる曆ありし故にこそ。中都卯日とはいひつらめいか。答。此は次の文に。月内仁。日時遠選定豆云々。とあるをみるに。上代には必ず卯日など定まれることなく。その月の内に。良日を撰定めたりしことあきらけし。日時を撰むこと。皇國にはいと古くよりあり。神代紀上卷に。天神の去。乃トニ定時日ニ而降之。とあり。今の世にいへるも。この習はしなるをや。さて後世となりて。月々御祭どもの。いと數多になり以こしより。其度々に日時を下へ定めむも。あまり煩はしき程になりぬるより。某祭は某月の子日。某の祭は某月の丑日と定めて。式などには記されたるものと見えたり。されとをほ。出雲國造か神壽詞には。八十日日波在止毛。今日能生日能足日爾云々。などいへるは。右の日時を撰みし時の。まゝなりしと見えたり。この外に干支にあつかりし文。上代のこと例をなれば。必ず後のものなること思ひ定むべし。ここに又伴信友か隨筆比古婆衣に。日本紀干支考とて。くさく云る事ある。その説に云。つらく考るに。そのかみもろこしにて。作りたる干支を。世に用おられたる事のあるへくもあらず。年次月次日次の定まりすら。もはら後の如くには。あつたるへきことわりなるに。中略もろこしの曆法を用おらるゝ御世となり

て。夫より上つかたのことゝもは。曆によりたる年月をあてゝ。書記せるものゝ。漸に出來りけむを。はるかに遠き御世の古傳説は。近くさたかなる御世より。かつゝ推のほせて。神武天皇の御上におし及び。略年紀をととのへられつるものなるべし。但しそは日本紀を撰はるとて。あらたに然ものせられたるにか。またはやくより。史などの然年紀を作り當たる書の。ありしにもあるべし。以上信友説といへる。もろこしにて作りたる干支を。世に用おられたることのあるへくもあらず。といへるはさることなれども。年次月次日次も。曆法を用おし後の世より推のほせて。作れるものなりといひ。日本紀の撰者のあらたに。ものせられたるにか。などいへるいたく非ことなり。しかいはい。神武天皇紀より次々。曆を用おたまひし御世までの。年次月次日次をは。ひたふるの偽造ものなりとすへきにや。しか後より推當たるものとする時は。彼の無窮曆にもいはれし如く。上代の天皇命たちの御齡を。記せる傳々も諦ならず。その紀年をいへる文をは。みなから廢すはあましく。さては神武天皇の元年は。もろこし周惠王か十七年といふ年に當るといふを始め。かしこの某王か某年は。わか某天皇の某年に當るなど。和漢合運して。年代を攷ふる事も。かの征韓以前は。みな虛事となる謂なれば。其よりして。書紀なる古き事實の。覺束なく浮たる事の如くきこえて。例の異國學ひに心ひく倫の。仍しも上代を蔑如する口實と爲すべく。皇國の史を貴ぶとて。かへりて貶しめたるものなり。あなかしこ。すへて近きころ。日本なかくの如し。これは通稱一卷なる總論紀をよむもの見。みに委しく辨へおけり。故こゝにいはず。又撰者の新に作られたる。紀年曆日ならば。始より一貫に安く通りて。

更に胡亂ウカシなく造らるべきものなるを。其曆のいといと猥りなるは。上にもいへる如く。たゞ漢籍に似せ賜はもの御心にて。その曆のあはむあはしには。更に拘り給はさるものなるを。あまふへて。

嘉永七年六月稿畢りぬ

飯田武郷

日本書紀通釋卷之二十五

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第四

- | | |
|-------------|------|
| 神渟名川耳天皇 | 綏靖天皇 |
| 磯城津彦玉手看天皇 | 安寧天皇 |
| 大日本彦耜友天皇 | 懿德天皇 |
| 觀松彦香殖稻天皇 | 孝昭天皇 |
| 日本足彦國押人天皇 | 孝安天皇 |
| 大日本根子彦太瓊天皇 | 孝靈天皇 |
| 大日本根子彦國牽天皇 | 孝元天皇 |
| 稚日本根子彦大日日天皇 | 開化天皇 |